

井原市地域防災計画

(資 料 編)

令和 7 年 4 月

井原市防災会議

井原市地域防災計画

(資 料 編)

目 次

第1章 井原市の概要	7
第1節 人口	7
第1 総人口・世帯数の推移	7
第2 年齢別（3区分）人口の推移	7
第2節 気候	8
第2章 井原市の災害記録	9
第1節 主な風水害	9
第2節 地震災害	16
第3節 火災	17
第1 火災発生状況	17
第2 出火原因別火災発生状況	18
第3章 井原市の防災体制	19
第1節 条例・規程	19
第1 井原市防災会議条例	19
第2 井原市災害対策本部条例	20
第3 井原市災害対策本部規程	21
第2節 組織	23
第1 井原市災害対策本部	23
第2 井原市災害対策本部事務分掌	24
第3 非常配置基準表	30
第3節 職員配備マニュアル	31
第1 風水害等災害職員配備マニュアル	31
第2 地震災害職員配備マニュアル	33
第3 井原市防災会議	36
第4章 防災上注意すべき自然的・社会的条件	37
第1節 河川対策	37
第2節 河川危険箇所の状況	38
第3節 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	39
第4節 砂防指定地	42
第5節 地すべり防止区域・土砂災害警戒区域（地すべり）	44
第6節 土砂災害警戒区域（急傾斜）	45
第7節 山地災害危険地区	46
第1 山腹崩壊危険地区	46
第2 崩壊土砂流出危険地区	50
第3 地すべり危険地区	52
第8節 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	53
第9節 防災重点農業用ため池	67
第10節 異常気象時通行規制区間	72
第1 主要地方道	72
第2 一般県道	72

第11節 危険物・高圧ガス大量保有事業所	72
第1 液化石油ガス	72
第5章 防災上重要な施設・設備等	73
第1節 気象観測施設・設備等	73
第1 雨量観測所	73
第2 水位観測所	73
第3 震度情報システム設置場所	73
第2節 消防施設・設備等	74
第1 消防団の機構	74
第2 消防組合職員数及び消防団員数の状況	75
第3 消防施設の状況	76
第4 消防水利の状況	77
第5 救助用施設設備の状況	77
第6 化学消火剤等の備蓄	78
第7 消防施設整備計画	78
第3節 通信施設・設備等	79
第1 防災行政無線	79
第2 消防無線（井原地区消防組合）	79
第3 有線放送施設の状況	80
第4 報道機関	80
第4節 水防施設・設備等	81
第1 市の水防資機材の備蓄状況	81
第2 県の水防資機材の備蓄状況	81
第5節 水道施設	82
第6節 救助用施設・設備	83
第1 指定緊急避難場所・指定避難所	83
第2 福祉避難所	87
第3 病院	88
第4 第二種感染症指定医療機関	89
第5 火葬場	89
第6 応急給水用資機材の現況	89
第7節 防疫活動用資材保有状況	89
第8節 清掃施設・設備等	90
第1 じん芥・し尿等運搬車両保有状況	90
第2 清掃施設	91
第6章 必需物資の備蓄及び調達先	92
第1節 米穀大型とう精工場	92
第2節 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について	92
第3節 救急医薬品等の緊急調達先	99
第4節 主な備蓄物資等の備蓄量	99
第7章 建設機械の保有	100
第8章 輸送車両等の保有	100
第1節 一般社団法人岡山県トラック協会井原分会所属事業所保有車両	100
第2節 旅客輸送事業者保有自動車	100
第3節 市有車両の保有状況	100
第4節 ヘリポート適地	101
第5節 自衛隊の災害用資機材等	101

第1	岡山県からの預託機材	101
第2	日本原駐屯地保有機材等	102
第9章	防災対策上重要な制度等	103
第1節	自主防災組織の組織状況	103
第2節	災害救助制度	103
第1	災害救助法の適用	103
第2	災害救助法施行細則	104
第3	災害救助法の適用基準	106
第3節	災害被災者援護制度	107
第1	災害弔慰金等の支給	107
第2	災害援護資金等の貸付	108
第3	災害融資制度	111
第10章	予報及び警報等の種類と基準等	112
第1節	気象注意報等の種類及び発表基準	112
第2節	気象警報等の種類及び発表基準	113
第3節	気象等に関する特別警報の種類及び発表基準	115
第4節	火災気象通報	115
第5節	火災警報	116
第11章	災害対策の協定等	117
第1節	岡山県防災行政無線局の管理及び運用に関する協定	117
第2節	福山地区消防組合・井原地区消防組合消防相互応援協定	118
第3節	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	120
第4節	井原市災害緊急放送の実施に関する協定	122
第5節	岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約	124
第6節	岡山県下消防相互応援協定	128
第7節	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	131
第8節	岡山県下15市災害時相互応援に関する協定	134
第9節	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに 関する協定	138
第10節	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	141
第11節	「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定	144
第12節	災害時等における水道施設の応急措置等に関する協定	146
第13節	災害時における災害廃棄物（大量の生活系ごみ及びし尿等）の収集・運搬の 協力に関する協定	148
第14節	災害時における避難所としての利用に関する協定	152
第15節	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	156
第16節	災害時における避難所としての利用に関する協定	160
第17節	災害時の相互応援に関する協定	163
第18節	災害時における避難所の指定に関する協定	165
第19節	災害時における避難所の指定に関する協定	167
第20節	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	169
第21節	災害時における情報交換に関する協定	171
第22節	災害救助犬の出動に関する協定	172
第23節	災害時における生活必需品等の物資供給に関する協定	174
第24節	災害に係る情報発信等に関する協定	177
第25節	災害時における相互応援協定書	179
第26節	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	181

第27節	災害時の相互応援に関する協定書	186
第28節	雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定	189
第29節	災害時における行政書士業務相談に関する協定書	192
第30節	災害時におけるLPガスの供給に関する協定書	194
第31節	災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書	196
第32節	災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書	198
第33節	緊急速報メールの取り扱い	201
第34節	井原市避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定	202
第35節	災害時における法律相談業務等に関する協定書	204
第36節	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	211
第37節	災害時における避難場所の指定に関する協定	214
第38節	大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定	216
第39節	災害時における避難場所の指定に関する協定	218
第40節	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書	220
第41節	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	223
第42節	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	225
第43節	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	227
第44節	災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定	230
第45節	災害時における生活必需品等の備蓄品の緊急調達及び供給に関する協定	234
第46節	災害時における燃料等の供給に関する協定	238
第47節	災害時における物資輸送等に関する協定	241
第48節	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	245
第49節	災害時における電動車両等の支援に関する協定	250
第50節	防災情報の放送に関する協定	255
第12章	災害応急対策	257
第1節	井原市災害救助条例	257
第2節	井原市災害時等避難行動支援制度実施要綱	258
第13章	様式集	268
第1	罹災者台帳	268
第2	罹災証明書	270
第3	仮罹災証明書	273
第4	救助日誌	274
第5	避難所収容台帳	276
第6	避難所収容者名簿	276
第7	炊出し受給者名簿	277
第8	飲料水供給記録簿	278
第9	世帯構成員別被害状況	278
第10	救助用物資割当台帳	279
第11	物資給与及び受領簿	280
第12	救助用物資及び災害義えん金品並びに学用品引継書	281
第13	住宅災害報告書	282
第14	応急仮設住宅入居者台帳	283
第15	住宅応急修理記録簿	284
第16	障害物除去の状況記録簿	284
第17	罹災救出状況記録簿	285
第18	救護または医療班に要した経費請求書	286
第19	救護(医療)班出動編成表	287

第20	救護(医療)班診療記録.....	287
第21	救護(医療)班医薬品衛生材料使用簿.....	287
第22	救護(医療)班の編成および活動記録.....	288
第23	病院診療所医療実施状況.....	288
第24	助産台帳.....	288
第25	被害状況報告書.....	289
第26	死体搜索状況記録簿.....	290
第27	死体処理台帳.....	290
第28	埋葬台帳.....	291
第29	防疫活動状況報告書.....	292
第30	災害による生業資金貸付申請書.....	293
第31	災害による生業資金貸付申請に対する意見書.....	295
第32	災害による生業資金借用証書.....	296
第33	生業資金貸付台帳.....	297
第34	義えん金品拋出者名簿.....	297
第35	義えん金品受領書.....	298
第36	被災教科書報告書.....	299
第37	割当品割当台帳.....	299
第38	学用品給与券.....	300
第39	輸送記録簿.....	301
第40	輸送明細書.....	301

第1章 井原市の概要

第1節 人口

第1 総人口・世帯数の推移

令和2年10月1日現在の井原市の人口は38,384人（国勢調査による）で、平成27年の国勢調査結果に比べ3,006人減少した。世帯数も14,732世帯と減少しており、1世帯当たりの人口も2.6人と減少している。

年次	世帯数	人 口			人口密度 (人/k㎡)	1世帯あたり 人 口
		総数	男	女		
昭和35年	8,202	39,294	18,171	21,123	439	4.8
昭和40年	8,720	38,485	17,734	20,751	430	4.4
昭和45年	9,275	37,819	17,702	20,117	423	4.1
昭和50年	9,712	37,479	17,890	19,589	419	3.8
昭和55年	10,028	37,373	18,029	19,344	418	3.7
昭和60年	10,141	37,212	17,904	19,308	416	3.7
平成2年	10,222	36,076	17,337	18,739	401	3.5
平成7年	10,463	35,079	16,811	18,268	390	3.4
平成12年	11,024	34,817	16,681	18,136	387	3.2
平成17年	14,922	45,104	21,485	23,619	185	3.0
平成22年	15,078	43,927	20,880	23,047	181	2.9
平成27年	14,914	41,390	19,693	21,697	170	2.8
令和2年	14,732	38,384	18,353	20,031	158	2.6

※令和2年国勢調査による。

第2 年齢別（3区分）人口の推移

年齢（3区分）別人口の推移をみると、年少人口の低下と老年人口の上昇が顕著である。

区 分 年 度	年 少 人 口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老 年 人 口 (65歳以上)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
昭和40年	9,625	25.0	25,519	66.3	3,341	8.7
昭和45年	8,830	23.3	25,167	66.5	3,822	10.1
昭和50年	8,843	23.6	24,202	64.6	4,434	11.8
昭和55年	8,577	22.9	23,726	63.5	5,070	13.6
昭和60年	7,720	20.7	23,764	63.9	5,728	15.4
平成2年	6,481	18.0	23,265	64.5	6,330	17.5
平成7年	5,658	16.1	22,150	63.2	7,268	20.7
平成12年	5,199	14.9	21,375	61.4	8,227	23.6
平成17年	5,970	13.2	26,173	58.0	12,961	28.7
平成22年	5,429	12.4	24,751	56.4	13,719	31.2
平成27年	4,658	11.3	22,465	54.3	14,247	34.4
令和2年	3,880	10.1	20,028	52.2	14,355	37.4

※令和2年国勢調査による。

第2節 気候

区分 年度	降雨量(mm)		気 温(℃)			湿 度(%)	
	年 間	1日最大	平 均	最 高	最 低	平 均	最 小
平成9年	1,197.5	94.5	15.2	33.0	-6.5	59.1	5.0
平成10年	1,135.0	107.5	17.2	37.0	-7.0	67.8	12.0
平成11年	1,132.0	78.5	16.8	35.5	-7.0	70.3	11.0
平成12年	816.5	50.0	16.9	37.0	-3.5	68.5	11.5
平成13年	1,051.5	85.0	16.1	39.0	-5.0	67.5	5.0
平成14年	703.5	34.0	13.3	35.5	-7.0	74.9	14.0
平成15年	1,147.5	59.5	11.9	33.0	-9.0	77.7	16.0
平成16年	1,386.5	70.5	11.6	33.5	-10.0	76.4	0.0
平成17年	737.0	102.5	13.4	34.9	-11.5	72.0	0.0
平成18年	1,138.0	65.5	14.4	36.3	-7.0	72.5	17.0
平成19年	823.5	58.0	14.8	36.5	-5.8	72.5	10.2
平成20年	846.0	98.0	22.2	37.0	-4.0	34.8	17.0
平成21年	941.5	84.5	18.2	35.1	-4.9	73.6	23.9
平成22年	1,132.5	75.5	15.1	37.6	-5.7	78.3	14.2
平成23年	1,216.5	92.5	14.7	36.2	-9.0	76.7	12.8
平成24年	1,004.0	81.5	14.6	35.9	-8.0	82.6	15.2
平成25年	1,294.0	84.5	14.9	35.6	-7.9	81.8	16.9
平成26年	1,049.5	75.5	13.9	36.2	-6.0	75.5	10.3
平成27年	1,139.5	52.0	14.6	35.7	-6.2	76.5	15.6
平成28年	1,319.0	69.0	15.3	36.1	-8.5	77.3	17.4
平成29年	1,079.5	90.5	14.3	35.3	-6.2	76.0	14.1
平成30年	1,210.5	156.0	14.9	37.2	-8.7	76.9	14.4
令和元年	801.0	45.0	15.3	36.8	-4.6	76.5	12.7
令和2年	1,212.5	74.0	15.3	37.2	-4.5	76.4	9.7
令和3年	1,235.5	92.5	15.4	37.3	-9.9	77.2	8.2
令和4年	694.0	69.5	15.4	37.4	-6.4	75.7	7.7
令和5年	895.2	92.5	16.1	40.0	-7.8	77.2	12.1

※降雨量は、建設課の集計より、気温並びに湿度は、消防本部の消防年報より抜粋。

第2章 井原市の災害記録

第1節 主な風水害

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和35. 7.	梅雨前線	120mm	土木施設 13カ所 農業用施設 231カ所	大洪水となり向町が浸水 大正橋、桜橋、錦橋、薬師橋、 猪原橋が流失
37. 6. 9	梅雨前線	102	農業用施設 11カ所	6月前半の降雨量県气象台 始まって以来の記録
40. 6. 19 ～ 6. 20	梅雨前線	146	土木施設 15カ所 農業用施設 36カ所 田の冠水 28ha	最大日雨量 124mm 最大時間雨量 19mm
40. 7. 22 ～ 7. 23	梅雨前線	146	【井原】 土木施設 172カ所 農業用施設 148カ所	最大日雨量 104.5mm 最大時間雨量 37mm 稲木川、下谷川、高屋川、 円地川、淀川等で堤防決壊
			【美星】 土木施設 58カ所 家屋 20戸 田の冠水 8ha	降雨量 88mm
41. 9. 17 ～ 9. 19	秋雨前線 台風21号	173	土木施設 33カ所 農業用施設 29カ所 田の冠水 45ha	
43. 7. 16	梅雨前線	72	農業用施設 2カ所	寺戸川が溢水
44. 6. 29	梅雨前線	82	土木施設 42カ所 農業用施設 30カ所 農作物 60ha	
47. 6. 7 ～ 6. 8	低気圧 通過	106.5	【井原】 土木施設 108カ所 農業用施設 261カ所 田の冠水 537ha 家屋 32戸	
			【美星】 土木施設 65カ所 家屋 20戸 田畑の流失等 35ha	降雨量 87mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 47. 7. 9 ～ 7. 13	梅雨前線	191.5	【井原】 土木施設 128カ所 農業用施設 214カ所 林業施設 13カ所 農作物 203ha 家屋 366戸	
			【芳井】 重傷・軽傷 3名 土木施設 107カ所 家屋 236戸 田畑の流失等 77ha	
			【美星】 死者 4名 土木施設 81カ所 家屋 83戸 田の冠水 50ha	降雨量 220mm
47. 9. 8	熱帯 低気圧	153	【井原】 土木施設 115カ所 農業用施設 143カ所 田の冠水 50ha 家屋 768戸	最大時間雨量 78mm
			【美星】 土木施設 72カ所 家屋 268戸 田の冠水 30ha	降雨量 162mm
49. 7. 6	梅雨前線 台風 8 号	96	土木施設 43カ所 農業用施設 53カ所	
50. 6. 24 ～ 6. 25	梅雨前線	112	土木施設 23カ所 農業用施設 14カ所	
51. 9. 8 ～ 9. 13	台風 17 号 前線	467.5	【井原】 土木施設 61カ所 農業用施設 82カ所	
			【美星】 土木施設 65カ所 家屋 18戸 農業用施設 6カ所	降雨量 527mm 最大時間雨量 40mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 53. 6. 13	暖湿気 流入	93	【井原】 死者 3名 土木施設 44カ所 農業用施設 63カ所 林業施設 22カ所	最大時間雨量 55mm
			【芳井】 土木施設 10カ所	
54. 6. 26 ～ 6. 30	梅雨前線	262. 5	【井原】 土木施設 25カ所 農業用施設 36カ所 林業施設 6カ所 田の冠水 71ha	
			【芳井】 土木施設 24カ所 家屋 12戸 田の冠水 10ha	
55. 5. 20 ～ 5. 21	前線 台風 3 号	87	土木施設 8カ所 農業用施設 26カ所 田の冠水 67ha	
55. 7. 1 ～ 7. 2	梅雨前線	85. 5	教育施設 1カ所	
55. 7. 8 ～ 7. 11	長雨	107. 5	土木施設 8カ所 農業用施設 38カ所	
55. 8. 28 ～ 8. 31	前線	161	【井原】 土木施設 25カ所 農業用施設 32カ所 林業施設 6カ所 田の冠水 57. 2ha	降雨量 168mm
			【美星】 土木施設 54カ所 家屋 1戸 農業用施設 8カ所	
56. 6. 25 ～ 6. 28	梅雨前線	174. 5	土木施設 24カ所 農業用施設 48カ所 田の冠水 54. 1ha	
56. 7. 3	梅雨前線	116. 5	土木施設 50カ所 農業用施設 76カ所 田の冠水 38. 5ha	最大時間雨量 27. 5mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
昭和 59. 6. 26 ～ 6. 27	梅雨前線	93	土木施設 11カ所 農業用施設 13カ所 農作物 11ha	
59. 7. 20	暖湿気 流入	125	【井原】 土木施設 98カ所 農業用施設 120カ所 教育施設 1カ所 林業施設 5カ所 農作物 15ha	最大時間雨量 108mm
			【芳井】 死者 3名 負傷 1名 土木施設 109カ所 家屋 83戸 田の冠水 42ha	
			【美星】 土木施設 48カ所 家屋 11戸 田の冠水 5ha	降雨量 168mm
60. 6. 25 ～ 6. 30	梅雨前線	454. 5	【井原】 軽傷者 1名 土木施設 207カ所 農業用施設 228カ所 林業施設 10カ所 教育施設 2カ所 農作物 110ha	最大時間雨量 23. 5mm
			【芳井】 土木施設 33カ所 家屋 30戸 田畑の流失等 30ha	
			【美星】 土木施設 92カ所 家屋 13戸 田の冠水 20. 5ha	降雨量 388mm
平成 3. 9. 27	台風 19 号 による 暴風	最大風速 S W 19. 5m/s	【井原】 軽傷者 2名 住宅一部破損 664棟 非住宅 ” 699棟 教育施設 86棟	最大風速は岡山地方気象台 の値
			【芳井】 農業用施設 9カ所 家屋 192戸	
5. 9. 3 ～ 9. 4	台風 13 号 による 暴風雨	連続雨量 32. 5 mm 最大風速 S W 13. 9m/s	重傷者 2名 土木施設 3カ所 家屋 1戸 農作物 11ha	最大風速は岡山地方気象台 の値

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
平成 10. 10. 17 ～10. 18	台風 10 号	120. 0	土木施設 22カ所 農業用施設 6カ所 家屋 29戸 商工関係 12カ所	
11. 6. 29 ～ 6. 30	梅雨前線	78. 5	土木施設 24カ所 家屋 3戸 水道施設(断水) 70戸	最大時間雨量 32. 5mm
13. 6. 19 ～ 6. 20	梅雨前線	107	土木施設 22カ所 家屋 2戸 田の冠水 50a	
13. 8. 21	台風 11 号	34. 5	土木施設 2カ所 家屋 1戸	
15. 7. 5	梅雨前線 豪雨	53. 5	土木施設 10カ所	
15. 7. 8	梅雨前線 豪雨	30. 5	土木施設 3カ所	
15. 7. 11 ～ 7. 1	豪雨	59. 5	土木施設 2カ所 林業施設 1カ所	
16. 9. 7	台風 18 号	15. 5	軽傷 1名 家屋 1カ所 倒木 9カ所	
16. 9. 28 ～ 9. 29	台風 21 号	90. 0	土木施設 4カ所 家屋 2カ所 倒木 15カ所 教育施設 2カ所	
16. 10. 19 ～10. 20	台風 23 号	117. 5	死者 1名 土木施設 69カ所 農業用施設 60カ所 家屋 35カ所	
17. 7. 2 ～ 7. 4	梅雨前線 豪雨	189. 5	土木施設 22カ所 家屋 2カ所	最大時間雨量 43. 5mm
18. 7. 15 ～7. 20	梅雨前線 豪雨	218	土木施設 20カ所 農林施設 7カ所 家屋 5ヶ所	
22. 7. 12 ～7. 16	梅雨前線 豪雨	181	土木施設 37カ所 家屋 20ヶ所	
23. 9. 2 ～9. 4	台風 12 号	218	土木施設 28カ所 家屋 5カ所	
23. 9. 19 ～ 9. 21	台風 15 号	34. 0	土木施設 1カ所 非住宅 1カ所	
24. 4. 3	暴風		家屋 3カ所 農業用施設 7カ所	最大風速 24. 4m/s
24. 6. 19	台風 4 号	85. 0	土木施設 9カ所 家屋 1カ所	最大時間雨量 13. 0 mm
24. 7. 5	梅雨前線 豪雨	62. 0	土木施設 11カ所 家屋 1カ所 非住宅 1カ所	最大時間雨量 29. 0 mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害		特記事項
平成 24. 7. 7	梅雨前線 豪雨	92.0	土木施設 家屋 非住宅 農業用施設	29カ所 6カ所 1カ所 3カ所	最大時間雨量 39.0 mm
25. 6. 19 ～ 6. 21	梅雨前線 豪雨	190.0	土木施設 家屋 農業用施設	3カ所 1カ所 1カ所	最大時間雨量 16.0 mm
25. 6. 26	梅雨前線 豪雨	93.0	家屋 農業用施設	1カ所 1カ所	最大時間雨量 16.0 mm
25. 8. 25	前線 豪雨	110.0	土木施設 家屋 農業用施設	2カ所 1カ所 1カ所	最大時間雨量 15.0 mm
25. 8. 30 ～ 9. 4	前線 長雨	264.5	土木施設 家屋 非住宅 農業用施設	62カ所 9カ所 1カ所 7カ所	最大時間雨量 22.5 mm
26. 8. 8 ～8. 10	台風 11 号	109.0	土木施設 家屋 農業用施設	5カ所 1カ所 1カ所	最大時間雨量 8.0 mm
26. 8. 22	前線	51	土木施設 家屋 非住宅 農業用施設	4カ所 4カ所 1カ所 1カ所	最大時間雨量 36.0 mm
26. 8. 24 ～8. 25	前線 豪雨	88	土木施設 家屋 非住宅 農業用施設	26カ所 5カ所 5カ所 11カ所	最大時間雨量 26.0 mm
28. 6. 20 ～6. 24	前線 豪雨	174	冠水 崩土・落石 倒木	14カ所 114カ所 11カ所	最大時間雨量 31.0 mm
29. 7. 5	梅雨前線	67	冠水 土木・農業用施設	2カ所 5カ所	最大時間雨量 15.0 mm
29. 7. 9	梅雨前線	65	土木・農業用施設	4カ所	最大時間雨量 41.0mm
29. 9. 17	台風 18 号	117	冠水 土木・農業用施設	4カ所 44カ所	最大時間雨量 35.0 mm
29. 10. 22 ～10. 23	台風 21 号	155	土木・農業用施設	4カ所	最大時間雨量 9.0mm ※避難準備情報 10/22、18:00 発令 (芳井地区小田川周辺地域) ※開設避難所 3 施設 ※時間最大避難者数 7 人 (10/22、19:00)

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
平成 30. 7. 5 ～ 7. 7	梅雨前線	373.0	死者 2名 負傷者 4名 家屋 671棟 商工業関係建物 101棟 土木・農業用施設 1,551カ所 上下水道施設 18カ所	平成 30 年 7 月 豪雨 最大日雨量 241.0mm 最大時間雨量 33.0mm ※避難準備・高齢者等避難開始 7/5 発令（芳井地区） ※避難勧告、避難指示 7/6 発令（市内全域） ※開設避難所 17 施設 自主避難所 23 施設 ※時間最大避難者数 1,436 人（7/7、3:00）
30. 7. 28 ～ 7. 30	台風 12 号	33	土木施設 5カ所	最大時間雨量 11.5mm ※避難準備・高齢者等避難開始 7/28、17:30 発令 （市内全域） ※開設避難所 15 施設 自主避難所 8 施設 ※時間最大避難者数 100 人（7/29、9:00）
30. 9. 7	秋雨前線	164	土木・農業用施設 10カ所	最大時間雨量 19.0 mm
30. 9. 30 ～ 10. 1	台風 24 号	187.5	冠水等 6カ所 土木・農業用施設 166カ所	最大時間雨量 31.5mm ※避難準備・高齢者等避難開始 9/30 発令 （井原、出部、高屋、木之子、荏原、西江原） ※避難勧告 9/30 発令 ※開設避難所 7 施設 自主避難所 5 施設 ※時間最大避難者数 104 人（9/30、20:00）
令和 1. 8. 15	台風 10 号	88.0	土木施設 26カ所 農業用施設 2カ所	最大時間雨量 17.0 mm ※自主避難所 3 施設 ※時間最大避難者数 4 人（8/15、11:00）
2. 6. 18 ～ 6. 19	梅雨前線	104.5	土木施設 2カ所	最大時間雨量 17.0 mm
2. 7. 6 ～ 7. 7	梅雨前線	128.5	土木施設 17カ所	最大時間雨量 18.0 mm ※自主避難所 1 施設 ※時間最大避難者数 6 人（7/6、19:00）
2. 7. 9 ～ 7. 11	梅雨前線	78.0	土木施設 7カ所	最大時間雨量 30.0 mm
2. 7. 13 ～ 7. 14	梅雨前線	122.0	土木施設 73カ所 農業用施設 29カ所	最大時間雨量 27.0 mm
3. 7. 7 ～ 7. 9	梅雨前線	115.0	土木施設 23カ所	最大時間雨量 29.0 mm
3. 7. 13	大雨	39.0	土木施設 2カ所	最大時間雨量 39.0 mm
3. 7. 15 ～ 7. 16	大雨	35.0	土木施設 32カ所 農業用施設 7カ所	最大時間雨量 26.0 mm

発生年月日	災害の原因	降雨量等	被害	特記事項
令和 3. 8. 12 ～ 8. 20	秋雨前線	420. 0	家屋 2棟 土木施設 32カ所 農業用施設 69カ所	最大時間雨量 33. 0mm ※高齢者等避難 8/13 発令（芳井町梶江、築瀬、与井、吉井地区） ※避難指示 8/14 発令（市内全域） ※開設避難所 14 施設 自主避難所 10 施設 ※時間最大避難者数 75 人（8/15、4:00）
3. 9. 3 ～ 9. 4	大雨	135. 0	土木施設 3カ所 農業用施設 1カ所	最大時間雨量 39. 0 mm
4. 9. 18 ～9. 19	台風 14 号	101. 0	公共土木・農林施設 18カ所 公共施設 2カ所	最大時間雨量 24. 0 mm ※高齢者等避難 9/19 発令（井原、七日市、上出部、下出部、笹賀、高屋、大江、西方、木之子、東江原、神代、西江原、芳井町梶江、築瀬、与井、吉井、） ※開設避難所 10 施設 自主避難所 14 施設 ※時間最大避難者数 6 人（9/19、18:00）
6. 8. 29 ～8. 31	台風 10 号	68. 0	—	最大時間雨量 15. 0 mm ※自主避難所開設数 1 施設 時間最大避難者数 4 人

※芳井・美星地区の災害は、旧地域防災計画より抜粋。

第 2 節 地震災害

発生年月日	地震の名称	震度	被害	特記事項
平成 12. 10. 6	鳥取県 【平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震】	震度 4	軽傷 1 名 家屋被害 23 カ所	
13. 3. 24	安芸灘 【平成 13 年（2001 年）芸予地震】	震度 4	家屋被害 21 カ所	

第3節 火災

第1 火災発生状況

(1) 人的被害

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	備考
罹災世帯 (世帯)	6	11	10	5	7	
罹災人員 (人)	16	26	23	20	10	
死者 (人)	0	0	1	0	0	
負傷者 (人)	1	6	7	5	4	

※資料 井原消防本部より

(2) 物的損害

年 区分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	備考	
出火件数・損害額・焼失面積	出火件数		19	24	18	20	29	
	損 害 額 (千円)		23, 380	11, 891	44, 426	62, 784	15, 444	
	建物	件 数 (件)	10	11	9	9	11	
		損害額 (千円)	11, 185	23, 362	43, 740	62, 400	15, 115	
		面 積 (㎡)	740	436	1, 772	438	531	
	林野	件 数 (件)	2	1	1	4	6	
		損害額 (千円)	0	13	197	0	0	
		面 積 (㎡)	5, 900	400	8, 500	16	180	
	車両	件 数 (件)	0	0	2	1	2	
		損害額 (千円)	0	0	469	200	167	
		台 数 (台)	0	0	4	1	2	
	その他	件 数 (件)	12	7	6	6	10	
損害額 (千円)		706	5	20	184	162		

※資料 井原消防本部より

第2 出火原因別火災発生状況

年 出火原因	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	備考
たきび	10	5	14	10	16	
風呂・かまど						
たばこ	1	1	1	1	2	
炉・焼却炉						
こんろ		1				
電気機器		1	1		1	
電気装置				1	1	
電灯電話配線						
内燃機関						
配線器具			1		1	
マッチ・ライター				1	1	
火遊び						
溶接機・溶断機						
煙突・煙道						
排気管						
取灰						
放火・放火の疑い	2	1	1	5	1	
火入れ						
ストーブ	1	2			1	
その他	2	3	5	1	3	
不明・調査中	3	4	1	1	3	
合計	19	18	24	20	29	

※消防年報（井原地区消防組合消防本部編集）による。

第3章 井原市の防災体制

第1節 条例・規程

第1 井原市防災会議条例

昭和38年3月23日
条例第52号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、井原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 井原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 井原市水防計画の策定及び実施に関することその他水防に関し重要な事項を調査し、及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岡山県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 井原警察署長
 - (3) 副市長
 - (4) 教育長
 - (5) 井原地区消防組合消防長
 - (6) 消防団長
 - (7) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者、学識経験のある者等のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号の委員の定数は、10人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則（以下略）

第2 井原市災害対策本部条例

昭和38年3月23日
条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき井原市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

第3 井原市災害対策本部規程

昭和49年 5 月30日
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、井原市災害対策本部条例（昭和38年井原市条例第53号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、井原市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の緊急復旧に関すること。
- (4) その他防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により本部に別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部の事務を分掌するため別表第1に掲げる班を置く。
- 3 部に部長及び副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

(副本部長)

第5条 副本部長は、副市長、教育長及び消防団長をもって充てる。

(部長及び副部長)

第6条 部長及び副部長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、別表第2に掲げる所管事項を掌理する。
- 3 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、部長の職務を代理する。

(班長及び副班長)

第7条 班長及び副班長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 班長は、部長の命を受け、所掌事務を処理する。
- 3 副班長は、班長を助け、班長に事故があるときは、班長の職務を代理する。

(部員)

第8条 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第9条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。

(水防活動)

第10条 水防活動は、岡山地方気象台から洪水及び大雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が別に定める通報水位に達したとき、又は本部長がその必要を認めたとき、若しくはそれらに基づく災害が発生したとき開始する。

(その他の防災活動)

第11条 火災、風災及び震災等の災害防災活動は、岡山地方気象台から強風及び乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第12条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に規定する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第13条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設立されたときは、関係各部は、直ちに別表第3に定める非常配置基準により非常配置態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第14条 各部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに本部長に報告しなければならない。

(部員の心がまえ)

第15条 部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかななければならない。

第16条 各部は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかななければならない。

(相互協力の義務)

第17条 各部は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(本部の廃止)

第18条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

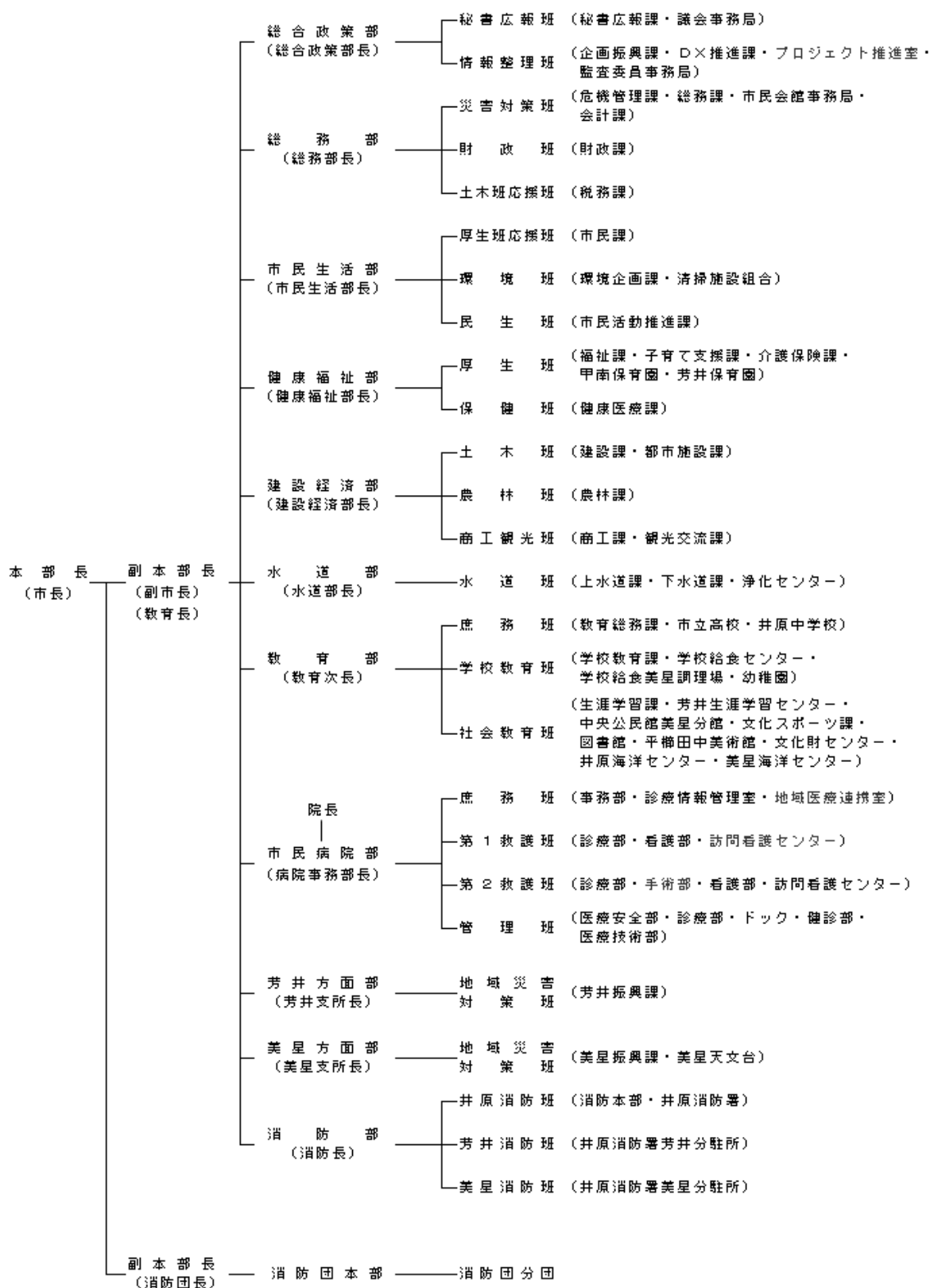
(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（以下略）

第2節 組織

第1 井原市災害対策本部



第2 井原市災害対策本部事務分掌

部	班	所管事項
総合政策部 ・部長 総合政策部長 ・副部長 議会事務局長 総合政策部次長 監査委員事務局長 ・本部連絡員 企画調整係長	秘書広報班 ・班長 秘書広報課長 ・副班長 議会事務局次長	1. 本部長、副本部長等の被害状況視察に関する事。 2. 災害広報活動、写真の収集に関する事。 3. 市議会との連絡調整に関する事。
	情報処理班 ・班長 企画振興課長 ・副班長 地域創生係長	1. 建設経済部の被害通報の整理に関する事。 2. 厚生班の応援協力に関する事。 3. 災害情報の収集及び発信に関する事。
総務部 ・部長 総務部長 ・副部長 総務部次長 会計管理者 ・本部連絡員 総務係長	災害対策班 ・班長 危機管理課長 ・副班長 総務課参事	1. 防災会議及び本部会議に関する事。 2. 災害応急対策の基本方針及び防除活動の企画、立案に関する事。 3. 気象情報、岡山県本部通報班の受信に関する事。 4. 避難情報の発令及び場所の指定に関する事。 5. 職員の非常招集及び非常配置に関する事。 6. 隣接市町の相互協力及び岡山県本部への応援要請に関する事。 7. 自衛隊派遣要請及び受入協力に関する事。 8. 通信網途絶時の警察無線等の利用に関する事。 9. 市内公共団体その他の機関及び奉仕団に対する協力要請等の連絡に関する事。 10. 庁舎並びに市民会館の防災及び被害状況の調査に関する事。 11. 各部の被害状況の取りまとめに関する事。 12. 災害報告に関する事。 13. 報道機関への対応に関する事。 14. 外部からの受援にかんすること。 15. 民生班の応援に関する事。
	財政班 ・班長 財政課長 ・副班長 財政課長補佐	1. 市有全車輛の集中管理及び自動車の借上調達に関する事。 2. 避難及び救助活動に必要な物品及び資機材の調達及び配分及び搬送に関する事。 3. 市有財産等の防災（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。以下同じ。）被害状況の調査に関する事。 4. 災害応急費及び災害復旧費の予算措置に関する事。 5. 寄付金に関する事。 6. 災害対策班の応援協力に関する事。

部	班	所管事項
	土木応援班 ・ 班長 税務課長 ・ 副班長 税務課長補佐	1. 土木班への協力に関すること。 2. 個人資産に係る罹災証明の受付に関すること。 3. 個人資産の被害状況の調査に関すること。 4. 個人資産に係る罹災証明の発行に関すること。
市民生活部 ・ 部長 市民生活部長 ・ 副部長 市民生活部次長 ・ 本部連絡員 戸籍住民係長	厚生班応援班 ・ 班長 市民課長 ・ 副班長 保険年金係長	1. 厚生班の応援協力に関すること。
	環境班 ・ 班長 環境企画課長 ・ 副班長 環境企画係長	1. 災害救助条例、災害救助法の適用による災害死亡者の取扱い及び消毒等に関すること。 2. 廃棄物処理施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 3. 災害廃棄物の処理に関すること。 4. 死亡獣畜の処理に関すること。 5. 厚生班の応援協力に関すること。
	民生班 ・ 班長 市民活動推進課長 ・ 副班長 市民活動係長	1. 自治会の連絡窓口に関すること。 2. 自主防災組織との連絡調整に関すること。 3. 自主避難場所に係る避難者情報の把握及び報告に関すること。
健康福祉部 ・ 部長 健康福祉部長 ・ 副部長 健康福祉部次長 ・ 本部連絡員 社会福祉係長	厚生班 ・ 班長 介護保険課長 ・ 副班長 子育て支援課長 健康福祉部参事 甲南保育園長 芳井保育園長	1. 井原市災害救助条例、災害救助法の適用時の事務に関すること。 2. 福祉施設及び保育施設の防災、避難救助計画の樹立及び被害状況の調査に関すること。 3. 罹災者に対する生活保護、住宅のあっ旋並びに各種資金の貸付に関すること。 4. 低所得世帯に対する住宅融資及び生活困窮者の社会福祉施設への収容に関すること。 5. 災害見舞金の支給に関すること。 6. 災害援護金品、救助物資等の募集配分調整に関すること。 7. 災害ボランティアとの連絡調整に関すること。 8. 所管する避難所の設置、管理、収容者の保護及び報告に関すること。 9. 災害時要援護者避難支援に関すること。 10. 罹災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。

部	班	所管事項
	保健班 ・ 班長 健康医療課長 ・ 副班長 健康医療係長	1. 災害時における救護に関すること。 2. 感染症の防止等防疫活動全般に関すること。 3. 感染症発生その他の諸報告に関すること。 4. 市民病院部、医師会、保健所等との連絡調整に関すること。 5. 医療救助資器材薬品の調達に関すること。 6. 岡山県保健所班の指導による医療施設（病院等）の災害対策の樹立に関すること。 7. 検病調査の実施に関すること。 8. 緊急指定避難場所（井原保健センター）の設置管理、収容者の保護及び報告に関すること。 9. 厚生班の応援協力に関すること。
建設経済部 ・ 部長 建設経済部長 ・ 副部長 建設経済部次長 ・ 本部連絡員 建設課管理係長	土木班 ・ 班長 建設課長 ・ 副班長 都市施設課長	1. 道路、河川、橋梁その他公共土木施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 2. 罹災地域の障害物の除去及び道路交通の禁止並びに制限に関すること。 3. 岡山県本部（出先）班との連絡協調に関すること。 4. 自衛隊受入後の協力に関すること。 5. 気象情報（雨量及び河川水位）の収集に関すること。 6. 応急工事用資材の調達輸送に関すること。 7. 作業用車輛の調達及び緊急作業員の確保に関すること。 8. 都市施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 9. 市営住宅の防災に関すること。 10. 井原市災害救助条例、災害救助法の適用による住宅応急修理建築に関すること。 11. 災害復旧に関すること。
	農林班 ・ 班長 農林課長 ・ 副班長 農政係長	1. 農作物及び家畜等の災害予防に関すること。 2. 農作物施設（耕地管理を除く。）の被害予防に関すること。 3. 農作物（米、麦）の病虫害の防除及び家畜伝染病の防疫に関すること。 4. 貯水池、ため池その他所管にかかる被害状況の調査に関すること。 5. 山地、治山施設の防災に関すること。 6. 林道、砂防施設の防災に関すること。 7. 災害復旧に関すること。
	商工観光班 ・ 班長 商工課長 ・ 副班長 観光交流課長	1. 商工業関係に係る罹災証明の受付に関すること。 2. 商工業関係の災害状況の調査に関すること。 3. 観光施設、勤労者福祉施設の防災及び被害状況の調査に関すること。 4. 商工業関係に係る罹災証明の発行に関すること。

部	班	所管事項
		5. 緊急指定避難場所（地場産業振興センター）の設置、管理、収容者の保護及び報告に関する事。 6. 厚生班の応援協力に関する事。
水道部 ・部長 水道部長 ・副部長 水道部次長 ・本部連絡員 下水道課業務係長	水道班 ・班長 上水道課長 ・副班長 上水道課工務係長 下水道課長補佐	1. 上水道、各簡易水道及び下水道施設の防災、被害状況の調査及び応急措置に関する事。 2. 飲料水の供給確保及び搬送に関する事。 3. 災害復旧に関する事。
教育部 ・部長 教育次長 ・副部長 学校教育課長 ・本部連絡員 教育総務課長補佐	庶務班 ・班長 教育総務課長 ・副班長 市立高校事務長	1. 学校教育施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 2. 学校防災隊（PTAの協力）に関する事。 3. 避難所等（学校教育施設）の確保及び運営の協力に関する事。 4. 指定緊急避難場所（井原市立高等学校）の設置、管理、収容者の保護及び報告に関する事。
	学校教育班 ・班長 学校教育課長 ・副班長 学校給食センター所長	1. 罹災児童生徒の教科書、学校教材の確保に関する事。 2. 罹災及び災害時における給食物資等の防災に関する事。 3. 罹災者及び防災従事者の炊出し等の給食施設の利用に関する事。 4. 児童及び生徒の避難措置及び訓練に関する事。 5. 避難所の設置、管理及び収容者の保護に関する事。
	社会教育班 ・班長 生涯学習課長 ・副班長 文化スポーツ課長	1. 社会教育施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 2. 文化財の保護、被害の調査及び復旧に関する事。 3. 避難所等（社会教育施設）の確保に関する事。 4. 指定緊急避難場所（アクティブライフ井原）の設置、管理、収容者の保護及び報告に関する事。 5. 指定緊急避難場所（芳井生涯学習センター、美星公民館）の設置、管理、収容者の保護及び報告に関する事。

部	班	所管事項
市民病院部 ・ 院長 院長 ・ 部長 事務部長 ・ 副部長 副院長 ・ 本部連絡員 総務係長	庶務班 ・ 班長 事務部長 ・ 副班長 総務課長 医事課長	1. 災害時における医療救護その他の応急活動の統制並びに災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 罹災地区への医師派遣及び罹災者の応急救護に関する事 3. 救急車輛の配車に関する事 4. その他病院施設の防災に関する事
	第1 救護班 ・ 班長 看護部長 ・ 副班長 内科医長 小児科医長 消化器外科医長	1. 災害による人命の応急救護、傷害者の応急措置に関する事 2. 井原市災害救助条例及び災害救助法による医療助産救助の実施に関する事 3. 入院患者の避難に関する事
	第2 救護班 ・ 班長 手術部長 ・ 副班長 内科医長 消化器外科医長 循環器内科医長	同上
	管理班 ・ 班長 医療安全部長 ・ 副班長 ドック・健診部長 医療技術部長	1. 病院の保安全管理に関する事 2. 医療品及び資器材の調達に関する事

部	班	所管事項
芳井方面部 ・部長 芳井支所長 ・副部長 建設経済係長 ・本部連絡員 市民福祉係長	地域災害対策班 ・班長 芳井振興課長 ・副班長 芳井振興課長補佐	1. 災害情報の広報に関すること。 2. 管内の災害応急対策に関すること。 3. 管内の災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 4. 管内の防災機関、自治会等との連絡調整及び災害対策の指揮に関すること。 5. 被災者への食糧の供給及び物資の配給に関すること。 6. その他必要な災害事務に関すること。
美星方面部 ・部長 美星支所長 ・副部長 美星振興課長補佐 ・本部連絡員 市民福祉係長	地域災害対策班 ・班長 美星振興課長 ・副班長 美星振興課長補佐	1. 災害情報の広報に関すること。 2. 管内の災害応急対策に関すること。 3. 管内の災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 4. 管内の防災機関、自治会等との連絡調整及び災害対策の指揮に関すること。 5. 被災者への食糧の供給及び物資の配給に関すること。 6. その他必要な災害事務に関すること。
消防部 ・部長 消防長 ・副部長 消防本部次長 ・本部連絡員 総務課長補佐	井原消防班 ・班長 総務課長 ・副班長 予防課長 井原消防署長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関すること。 2. 罹災者の避難の誘導、救助活動に関すること。 3. 災害応急活動に関すること。 4. 隣接市町消防、水防の相互援助に関すること。 5. 民間人の被害状況の調査に関すること。
	芳井消防班 ・班長 芳井分駐所長 ・副班長 第2係長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関すること。 2. 罹災者の避難の誘導、救助活動に関すること。 3. 災害応急活動に関すること。 4. 民間人の被害状況の調査に関すること。
	美星消防班 ・班長 美星分駐所長 ・副班長 第2係長	1. 危険箇所の巡回及び情報収集に関すること。 2. 罹災者の避難の誘導、救助活動に関すること。 3. 災害応急活動に関すること。 4. 民間人の被害状況の調査に関すること。

第3 非常配置基準表

状況別 組織別		水防活動関係							風災、火災活動関係				震災活動関係		その他				
		岡山地方気象台又は岡山県本部から次の発表があったとき。	岡山県が水防警報を発したとき。	河川の水位が別に定める警戒水域に達したとき。	水防管理者その他の通報により本部長が必要と認めて水防活動を開始するとき。	風水害が近く発生すると予想され、又は切迫したとき。	大規模な風水害が近く発生すると予想され、又は切迫したとき。	大雨による水害が発生し、救助を必要とするとき。	岡山地方気象台又は岡山県本部から次の発表があったとき。	竜巻など風による大規模な災害が発生し、救助を必要とするとき。	火災が発生し大火災になるおそれがあるとき。	大火災が発生し及び救助を必要とするとき。	井原市内で以下の震度を観測したとき		井原市内で震度5強以上を観測する地震が発生したとき及び救助を必要とするとき。	水災・風災・火災・震災以外の災害により救助を必要とする事態が発生したとき。			
													震度4	震度5弱					
総合政策部	秘書広報班		○	○	○	1	1	2	全職員配備			1	1	2	○	2	全職員配備	○	
	情報整理班		○	○	○	1	1	2				1	1	2	○	2			
総務部	災害対策班	○	○	○	○	1	1	1		○	○	1	1	1	○	1		○	○
	財政班		○	○	○	1	1	2				2	1	2	○	2			○
	土木班応援班		○	○	○	1	2	2				2	2	2	○	2			
市民生活部	厚生班応援班		○	○	○	1	1	2				2	1	2	○	2			○
	環境班		○	○	○	○	○	1				1	1	1	○	1			○
	民生班		○	○	○	1	1	1				1	1	1	○	1			○
健康福祉部	厚生班		○	○	○	1	1	2				3	1	3	○	2			○
	保健班		○	○	○	○	○	1				1	1	1	○	1			○
建設経済部	土木班	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			
	農林班	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			
	商工観光班		○	○	○	1	2	2				2	2	2	○	2			
水道部	水道班		○	○	○	1	2	2				1	1	1	○	2			
教育部	庶務班		○	○	1	1	1	1				1	1	1	○	1			
	学校教育班		○	○	1	1	1	2				3	2	3	○	2			
	社会教育班		○	○	1	1	1	2				2	2	2	○	2			
市民病院部	庶務班		○	○	1	1	1	1			○	1	1	1	○	1			
	第1救護班						○	1				3	1	3		○			
	第2救護班						○	1				3	1	3		○			
	管理班						○	1			3	1	3		○				
芳井方面部	地域災害対策班	○	○	○	○	1	1	2		○	2	2	2	○	2		○		
美星方面部	地域災害対策班	○	○	○	○	1	1	2		○	2	2	2	○	2		○		
消防部	井原消防班		○	○	○					○							○		
	芳井消防班		○	○	○					○							○		
	美星消防班		○	○	○					○							○		

※ 備考 ○：班長の指令を待つことなく自動的に非常配置につくもの（自動配置）

1：第1非常配置

2：第2非常配置

3：第3非常配置

井原地区消防組合の非常配置基準は別に定めるところによる。

※ 対策本部設置前においては、注意報・警報発令時には、各部配置班の班長、副班長を中心に自動配置につくものとする。

第3節 職員配備マニュアル

第1 風水害等災害職員配備マニュアル

【想定災害：暴風・大雨・大規模火災・産業災害等】

暴風、大雨、洪水等の気象警報が発表され、災害の発生が予測されるときは、「井原市水防計画（建設課）」に基づき、井原市水防本部を設置するとともに、建設経済部、危機管理課、総務課、秘書広報課、芳井振興課、美星振興課、消防団による警戒体制をとり、各種の水防活動を実施する。

また、井原市災害対策本部が設置された場合は、水防本部はそれに吸収されるものとする。

《井原市災害対策本部体制》

①注意体制

◇設置時期 気象注意報が発表され、災害発生の危険が予想されるとき。

◇活動内容 災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達

◇活動基準

・気象予警報等の受信・伝達	⇒	危機管理課
・災害情報の収集・伝達	⇒	危機管理課、建設経済部、芳井振興課、美星振興課
・被害状況の把握	⇒	建設経済部、芳井振興課、美星振興課
・無線局の開局等	⇒	危機管理課、消防署

(注) 強風注意報のみ発表の場合、注意体制をとらないことができる。

②警戒体制

◇設置時期 気象警報が発表され、災害発生の恐れがあるとき。

◇活動内容 災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達並びに応急対策の適切な実施

◇活動基準

・気象予警報等の受信・伝達	⇒	危機管理課
・災害情報の収集・伝達	⇒	危機管理課、総務課、建設経済部、芳井振興課、美星振興課
・被害状況の把握	⇒	建設経済部、芳井振興課、美星振興課
・無線局の開局等	⇒	危機管理課、消防署
・災害広報	⇒	秘書広報課、芳井振興課、美星振興課
・応急対策	⇒	関係各部課
・関係機関との連絡調整	⇒	危機管理課

③非常体制 井原市災害対策本部を設置

◇第1次非常体制

設置時期：災害が発生したとき。

本部組織及び所掌：本部組織編成表及び事務分掌のとおり

配備体制：状況により本部が指示する。

◇第2次非常体制

設置時期：災害が拡大し、被害が甚大と予想されるとき。

配備体制：全職員により防災活動にあたる。

出動要請：必要に応じて県警察本部・自衛隊の援助、出動を要請

《井原市災害対策本部》

◆設置基準

- ア．暴風、大雨、洪水等の気象予報が発表され、大規模な災害が予想されるとき。
- イ．気象予報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測されるとき。
- ウ．大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。
- エ．その他市長が特に必要と認めたとき。

◆本部組織及び事務分掌

本部組織編成表及び事務分掌のとおり

◆本部会議

本 部 長 ⇒ 市 長

副 本 部 長 ⇒ 副市長、教育長、消防団長

各 部 長 ⇒ 総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長
水道部長、教育次長、市民病院事務部長、芳井支所長、美星支所長、
消防長

本部連絡員 ⇒ 各部部内調整事務取扱者

- ・ 総合政策部……企画振興課企画調整係長
- ・ 総 務 部……総務課総務係長
- ・ 市民生活部……市民課戸籍住民係長
- ・ 健康福祉部……福祉課社会福祉係長
- ・ 建設経済部……建設課管理係長
- ・ 水 道 部……下水道課業務係長
- ・ 教 育 部……教育総務課長補佐
- ・ 市民病院部……総務課長
- ・ 芳井方面部……芳井振興課市民福祉係長
- ・ 美星方面部……美星振興課市民福祉係長
- ・ 消 防 部……総務課長補佐

◆職員の配備体制

非常配置基準表のとおり

第2 地震災害職員配備マニュアル

【震度4を観測する地震が発生した場合】

◆職員の出動体制

緊急初動班及び非常配置基準表に基づき、直ちに登庁する。

登庁後、次の措置を講ずる。

- ア．地震に関する情報収集
- イ．被害情報の把握
- ウ．被害情報の県危機管理課への報告
- エ．必要に応じて関係部局等への通報
- オ．必要に応じて総務部長・副市長・市長等への報告
- カ．初期災害応急対策
- キ．災害情報に関する広報

【震度5弱を観測する地震が発生した場合】

◆職員の出動体制

緊急初動班及び非常配置基準表に基づき、直ちに登庁する。

登庁後、次の措置を講ずるとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制をとる。

- ア．地震に関する情報収集
- イ．被害情報の把握
- ウ．被害情報の県危機管理課への報告
- エ．必要に応じて関係部局等への通報
- オ．必要に応じて副市長・市長等への報告
- カ．初期災害応急対策
- キ．災害情報に関する広報

【震度5強以上を観測する地震が発生した場合】

◆職員の出動体制

緊急初動班及び全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。

■緊急初動班の配備（勤務時間外）

（1）初動体制の確立

- ア 大規模地震（震度4以上を観測する地震）が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。
- イ 緊急初動班については、危機管理課が統括し、統括責任者は、危機管理課長とする。
- ウ 緊急初動班員は、危機管理課職員及び本庁においては通勤距離が3km以内、支所においては芳井町、美星町在住の職員の中から毎年度指定する。
- エ 緊急初動班員は、勤務時間外に地震により市内で震度4以上を観測した地震が発生した場合に直ちに参集し、警戒体制をとる。
- オ 緊急初動班は、本庁、支所に配置する。なお、非常配置基準表による職員配置が整い次第、井原市災害対策本部規程第4条第1項に規定する所属班に配置する。

(2) 緊急初動班の業務

緊急初動班は、総括責任者の指揮のもと次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

●本庁舎、支所の被害状況の確認

- 1) 建物被害の有無
- 2) 県防災情報ネットワークの通信障害の有無
- 3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の通信障害の有無
- 4) 電話、庁内情報ネットワークの通信障害の有無
- 5) 基幹系システム（住民情報の閲覧）、内部ネットワーク系システムの障害の有無
- 6) 電気、水道設備の障害の有無

●関係機関の被害状況の確認

- 1) 岡山県危機管理課、岡山県備中県民局
- 2) 井原地区消防組合 井原消防署、芳井分駐所、美星分駐所
- 3) 井原警察署
- 4) 井原市民病院

イ 市幹部への情報連絡及び県への報告

- 1) 災害対策本部員へ被害状況の報告、参集依頼
- 2) 県への被害情報の連絡（把握した被害情報）

ウ 非常体制へ移行する措置

- 1) 災害対策本部会議の開催準備（市役所4階大会議室）

エ その他班長が指示する事項

(3) 非常体制への移行措置

ア 本庁

(ア) 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長

(イ) 被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

イ 支所

(ア) 支所の緊急初動班員は、被災状況等により各機関の長に連絡又は登庁を求め、現地災害対策本部の設置に備える。

(イ) 被害の状況により現地災害対策本部が設置されることになる場合は、関係職員に連絡する。

※非常時の処理権限の委譲

災害初動において、市長をはじめ幹部不在の場合、本部設置の判断や災害対応など処理権限の順位をあらかじめ定める。

第1位 副市長 第2位 総務部長 第3位 市民生活部長

《井原市災害対策本部》

◆設置基準

- ア．震度５強以上を観測する地震が発生したとき。
- イ．その他市長が必要と認めるとき

◆設置場所

市役所本庁舎内（本庁舎が使用できない場合、アクティブライフ井原）

◆本部組織及び事務分掌

本部組織編成表及び事務分掌のとおり

◆本部会議

本 部 長 ⇒ 市 長

副 本 部 長 ⇒ 副市長、教育長、消防団長

各 部 長 ⇒ 総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長
水道部長、教育次長、市民病院事務部長、芳井支所長、美星支所長、
消防長

本部連絡員 ⇒ 各部部内調整事務取扱者

- ・ 総合政策部……企画振興課企画調整係長
- ・ 総 務 部……総務課総務係長
- ・ 市民生活部……市民課戸籍住民係長
- ・ 健康福祉部……福祉課社会福祉係長
- ・ 建設経済部……建設課管理係長
- ・ 水 道 部……下水道課業務係長
- ・ 教 育 部……教育総務課長補佐
- ・ 市民病院部……総務係長
- ・ 芳井方面部……芳井振興課市民福祉係長
- ・ 美星方面部……美星振興課市民福祉係長
- ・ 消 防 部……総務課長補佐

◆職員の配備体制

第１配備（注意体制）⇒本部組織編成の各部長、副部長、班長、副班長並びに自動配置職員

第２配備（警戒体制）⇒第１配備＋第１・第２非常配置職員

第３配備（非常体制）⇒第２配備＋第３非常配置職員（全職員）

第3 井原市防災会議

◆防災会議の開催

平常時において、会長が必要と認めるときは、井原市防災会議を開催する。

◆防災会議の業務

- ・井原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること

◆構成員

会長 ⇒ 市長

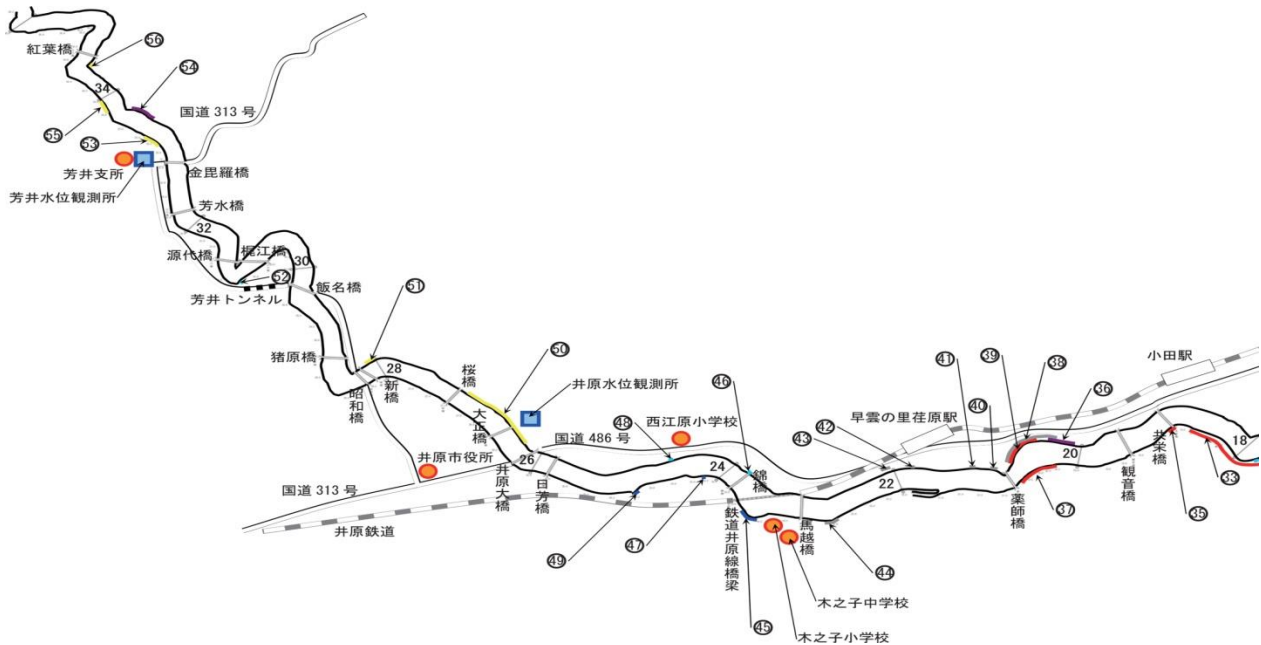
委員 ⇒ 備中県民局次長、警察署長、副市長、消防団長、消防長、教育長、
総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、
水道部長、教育次長、芳井振興課長、美星振興課長、市民病院事務部長、
自主防災組織代表者、男女共同参画ネットワーク会長、防災士連絡協議会長、
土地改良区選出（井原地区、芳井地区）、地区選出（井原地区、芳井地区、
美星地区）、陸上自衛隊日本原駐屯地中部方面特科連隊第3大隊 第7中隊長、
西日本電信電話(株)岡山支店長、
中国電力ネットワーク(株)倉敷ネットワークセンター所長、井原医師会長、
井原市社会福祉協議会長、井原放送(株)代表取締役

第4章 防災上注意すべき自然的・社会的条件

第1節 河川対策

堤防高が低い箇所、堤防断面の不足する箇所、漏水箇所、陸閘が設置されている箇所など、洪水、高潮等に際して水防上注意を要する箇所として下記の重要水防箇所があります。

※岡山県 HP（防災砂防課）水防対策より抜粋



重要水防箇所調査

(県管理河川関係抜粋)

水系名	河川名	河川番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防管理団体	水防工法							担当県民局 地域事務所
									工法	所要資材						
										土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木	その他	
高梁川	小田川	36	井原市神代町	左岸	250	A	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	38	井原市神代町	左岸	500 (100)	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	39	井原市神代町	左岸	(400)	B	漏水	井原市	釜段工	○	○	○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	40	井原市神代町	左岸	100	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	41	井原市神代町	左岸	50	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	42	井原市東江原町	左岸	50	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	43	井原市東江原町	左岸	100	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	44	井原市木之子町	右岸	100	要	旧川跡	井原市								井笠地域事務所
高梁川	小田川	45	井原市木之子町	右岸	90	B	すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	46	井原市西江原町	左岸	20	B	水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○		○		井笠地域事務所
高梁川	小田川	47	井原市木之子町	右岸	40	B	すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	48	井原市西江原町	左岸	-	B	水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○			○	井笠地域事務所
高梁川	小田川	49	井原市七日市町	右岸	60	B	すべり	井原市	折り返し工	○			○			井笠地域事務所
高梁川	小田川	50	井原市西江原町～北山町	左岸	850	B	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	51	井原市井原町	左岸	100	B	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	52	井原市芳井町	右岸	40	B	水衝・洗掘	井原市	木流し工	○		○			○	井笠地域事務所
高梁川	小田川	53	井原市芳井町	右岸	250	B	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	54	井原市芳井町	左岸	200	A	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	55	井原市芳井町	右岸	200	B	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所
高梁川	小田川	56	井原市芳井町	左岸	200	B	堤防高不足	井原市	積土のう工	○		○				井笠地域事務所

水系名	河川名	河川番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防管理団体	水防工法							担当県民局 地域事務所
									工法	所要資材						
										土のう	鋼杭	木杭	竹	雑木	その他	
高梁川	岩倉川	1	井原市岩倉町	右岸	15	要	破堤積	井原市								井笠地域事務所
高梁川	岩倉川	2	井原市岩倉町	右岸	825	要	破堤関連区間	井原市								井笠地域事務所
芦田川	高屋川	1	井原市高屋町	左岸	35	要	破堤積	井原市								井笠地域事務所
明田川	高屋川	2	井原市高屋町	左岸	335	要	破堤関連区間	井原市								井笠地域事務所

※岡山県地域防災計画資料編より

第2節 河川危険箇所の状況

(令和6年4月現在)

名称	所在地	被害区域	被害想定状況	危険度
高屋川	高屋町	御室・石谷・奈良ノ木	溢水、破堤、堤防漏水、床下浸水、交通途絶	B
稲木川	上稲木町	片山	溢水、破堤	B
岩倉川	岩倉町	岩倉	〃	B
門田川	門田町	門田・西方	〃	A
淀川	門田町	淀	〃	B
円地川	木之子町	円地	〃	A
下谷川	東江原町	平井・森	〃	A
内寺川	東江原町	内寺	〃	B
追崎川	芳井町吉井	追崎	溢水、堤防漏水、破堤	A
築瀬川	芳井町築瀬	築瀬	溢水、破堤	A

(注) A …… 日雨量100mm以上で危険
B …… 日雨量150mm以上で危険

※令和6年度井原市水防計画書より

第3節 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
井原あゆみ園	井原市井原町1110	○	
いばら保育園	井原市井原町1440-2	○	
井原市太陽の会作業所	井原市井原町1665-1	○	
住宅型有料老人ホームフェスタ	井原市井原町3270-1	○	○
いずみ保育園	井原市井原町3287-1	○	○
介護付き有料老人ホーム いばら長寿の里	井原市上出部町183	○	
出部保育園	井原市上出部町186	○	
ケアハウス つむぎ	井原市下出部町7-1	○	○
小規模保育所 つむぎキッズ	井原市下出部町7-1	○	○
有料老人ホーム ラスパみずき	井原市下出部町872	○	○
グループホーム ラスパみずき	井原市下出部町872	○	○
小規模多機能ラスパ みずき	井原市下出部町872	○	○
こもれび	井原市下出部町1-14-1	○	
コーポラティブ らくじゅ	井原市下出部町2-17-2	○	
サンサンリビングいばら楽寿	井原市下出部町2-17-4	○	
グループホーム いづえ楽寿	井原市笹賀町2-10-8	○	
デイホームはなね	井原市笹賀町2-21-3	○	
放課後児童デイサービスセンター らいず	井原市笹賀町2-21-11	○	
こども発達支援すてっぷ	井原市七日市町122-1	○	
せいび保育園	井原市高屋町86-1	○	○
せいびキッズ小規模保育園	井原市高屋町119	○	○
せいび夢空感	井原市高屋町267-1	○	○
小規模多機能型居宅介護 こよし	井原市高屋町1587		○
こだま園 生活援助ホーム	井原市高屋町4275-1		○
こだま園短期入所事業所	井原市高屋町4275-1		○
デイサービス子守唄の里高屋	井原市高屋町2-7-32	○	
なかよし 指定通所介護事業所	井原市高屋町2-14-6	○	
井原市高屋児童会館	井原市高屋町3-22-2	○	
デイサービス こよし	井原市高屋町3-25-30	○	
グループホーム こよし	井原市高屋町3-25-30	○	
高屋南保育園	井原市高屋町4-24-1	○	
西部いこいの里 短期入所生活介護事業所	井原市高屋町4-25-2	○	
西部いこいの里 通所介護事業所	井原市高屋町4-25-2	○	
継之助	井原市大江町3454-2	○	
グループホーム 楽々園	井原市大江町4505-5	○	
リハビリ型デイサービス 喝采	井原市岩倉町336-1	○	○
介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	井原市岩倉町342-1	○	○
ドルフィンリビングサポート井原	井原市岩倉町342-1	○	○
グループホーム 井原ラーゴム	井原市西方町1425-1	○	
ケアハウス きのこセイモン	井原市西方町1436-1	○	
きのこのデイ	井原市西方町1436-1	○	
療育支援事業所 てくてく	井原市木之子町19-1	○	

施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
きのこ保育園	井原市木之子町142-3	○	
特別養護老人ホーム きのこ荘	井原市木之子町2416-1	○	
きのこ 短期入所生活介護事業所	井原市木之子町2416-1	○	
きのこ倶楽部	井原市木之子町2416-1	○	
井原市木之子児童会館	井原市木之子町3191-1	○	
デイサービスセンター よつば いばら	井原市東江原町325-1	○	
こだま園 東江原ワーク	井原市東江原町326-1	○	
特別養護老人ホーム みずき（地域密着型）	井原市東江原町1661-1	○	
特別養護老人ホーム みずき	井原市東江原町1661-1	○	
特別養護老人ホーム みずきデイサービスセンター	井原市東江原町1661-1	○	
特別養護老人ホーム みずき短期入所生活介護事業所	井原市東江原町1661-1	○	
井原市井原児童会館	井原市北山町196	○	○
夢門塾ゆうゆう井原	井原市西江原町935-1	○	
甲南保育園	井原市西江原町1414	○	
サンキ・ウエルビィ グループホーム 井原	井原市西江原町1549-1	○	
サンキ・ウエルビィ 小規模多機能センター 井原	井原市西江原町1549-1	○	
井原市社会福祉協議会指定通所介護事業所（やすらぎセンター）	井原市西江原町2936-1	○	
グループホーム やなせ	井原市芳井町築瀬145-5	○	
小規模多機能ホーム やなせ	井原市芳井町築瀬145-5	○	
グループホーム よしい	井原市芳井町築瀬201-1	○	
芳井保育園	井原市芳井町吉井3670	○	
井原市老人福祉センター	井原市芳井町吉井4103-2	○	○
井原市芳井児童会館	井原市芳井町吉井4110-1	○	○
こだま園 芳井ふれあい作業所	井原市芳井町与井144	○	
こだま園 こころ与井	井原市芳井町与井500	○	○
特別養護老人ホーム 小田川荘	井原市芳井町川相351		○
小田川荘 デイサービスセンター	井原市芳井町川相351		○
小田川荘 短期入所生活介護事業所	井原市芳井町川相351		○
菅病院	井原市井原町124	○	
医療法人おだうじ会小田病院	井原市井原町582	○	
井原市立井原市民病院	井原市井原町1186	○	○
医療法人大山眼科	井原市井原町1228-2	○	
平木眼科	井原市七日市町132	○	
森本整形外科医院	井原市上出部町473	○	
医療法人弘智会井原第一クリニック	井原市高屋町127-1	○	○
医療法人弘智会井原第一クリニック 通所リハビリテーション	井原市高屋町127-1	○	○
井原市立井原幼稚園	井原市井原町1123-5	○	
井原市立上出部幼稚園	井原市上出部町318	○	
井原市立大江幼稚園	井原市大江町2953	○	
井原市立県主幼稚園	井原市門田町712-1	○	
井原市立木之子幼稚園	井原市木之子町3047-1	○	
井原市立荏原幼稚園	井原市東江原町2788-1	○	

施設名	住所	洪水浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域
井原市立西江原幼稚園	井原市西江原町1414	○	
井原市立芳井幼稚園	井原市芳井町吉井4103-1	○	○
井原市立井原小学校	井原市井原町1113-1	○	
井原市立出部小学校	井原市上出部町235-1	○	
井原市立大江小学校	井原市大江町2886	○	○
井原市立稲倉小学校	井原市下稲木町888	○	
井原市立県主小学校	井原市門田町649-1	○	
井原市立木之子小学校	井原市木之子町2946	○	
井原市立荏原小学校	井原市東江原町2584	○	○
井原市立西江原小学校	井原市西江原町567-1	○	
井原市立芳井小学校	井原市芳井町吉井4114-1	○	○
井原市立高屋中学校	井原市高屋町2-9-1	○	
井原市立木之子中学校	井原市木之子町2957-1	○	
井原市立井原中学校	井原市西江原町2000		○
井原市立芳井中学校	井原市芳井町吉井4052	○	○
井原市立高等学校	井原市井原町1151	○	
岡山県立井原高等学校	井原市井原町1802	○	○
興譲館高等学校	井原市西江原町2257-1		○

第4節 砂防指定地

砂防指定地（法律指定箇所）

（令和7年1月現在）

水系名	幹川名	指定地名	市町村	指定地の 存する大字	所管事務所	告示年月日	告示番号
高梁川	小田川	下谷川	井原市	東江原	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	岩野川	井原市	井原町	井笠	S63. 8. 25	建 01809
芦田川	高屋川	吉谷川	井原市	高屋町	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	吉野川	井原市	高屋町	井笠	H2. 1. 31	建 00121
〃	〃	宮ヶ谷川	井原市	高屋町	井笠	S57. 3. 13	建 00411
〃	〃	宮ヶ谷川	井原市	高屋町	井笠	S61. 1. 30	建 00079
高梁川	小田川	金尾川	井原市	井原町	井笠	S50. 4. 26	建 00791
芦田川	高屋川	九杳川	井原市	上出部町	井笠	S27. 9. 17	建 01227
高梁川	小田川	恵市川	井原市	井原町清迫	井笠	S43. 2. 17	建 00199
芦田川	高屋川	鯨川	井原市	笹賀町	井笠	H7. 2. 14	建 00239
高梁川	小田川	広岡川	井原市	井原町	井笠	S62. 10. 22	建 01813
芦田川	高屋川	高草川	井原市	高屋町	井笠	S29. 6. 22	建 01134
高梁川	小田川	昆沙門川	井原市	野上町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	昆沙門川	井原市	西江原町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	細見川	井原市	野上町	井笠	S27. 9. 17	建 01226
〃	〃	細見川	井原市	西江原町	井笠	S27. 9. 17	建 01227
芦田川	高屋川	山王川	井原市	大江町	井笠	S29. 4. 12	建 00387
高梁川	小田川	寺戸川	井原市	西江原町	井笠	S39. 9. 21	建 02722
〃	〃	神戸川	井原市	西江原町	井笠	S18. 2. 18	内 00095
〃	〃	神戸川	井原市	西江原町	井笠	S23. 9. 11	建 00079
〃	〃	清迫川	井原市	井原町清迫	井笠	S28. 1. 26	建 00085
〃	〃	清迫川	井原市	井原町清迫	井笠	S39. 9. 21	建 02722
芦田川	高屋川	石谷川	井原市	高屋町	井笠	S25. 9. 1	建 01022
高梁川	小田川	長谷川	井原市	西江原町	井笠	S50. 12. 15	建 01567
〃	〃	雄神川	井原市	西江原町	井笠	S25. 4. 24	建 00267
〃	〃	タカニゴ谷川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H8. 3. 18	建 00687
〃	〃	宇戸川	井原市	芳井町花滝	井笠	S34. 10. 29	建 02162
〃	〃	千峰川	井原市	芳井町山村	井笠	S36. 2. 22	建 00223
〃	〃	坂本川	井原市	芳井町吉井	井笠	H12. 1. 27	建 00155
〃	〃	四倉川	井原市	芳井町山村	井笠	S37. 11. 10	建 02822

水系名	幹川名	指定地名	市町村	指定地の 存する大字	所管事務所	告示年月日	告示番号
高梁川	小田川	四倉川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	寺奥谷川	井原市	芳井町与井	井笠	H15. 1. 29	国 00073
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S28. 11. 21	建 01425
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町上嶋中	井笠	S33. 11. 11	建 01968
〃	〃	嶋川	井原市	芳井町上嶋	井笠	H16. 1. 28	国 00048
〃	〃	舎人川	井原市	芳井町片塚	井笠	S41. 10. 20	建 03497
〃	〃	小田川	井原市	芳井町吉井	井笠	S26. 9. 5	建 00816
〃	〃	松谷川及び支川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S37. 11. 10	建 02822
〃	〃	上野川	井原市	芳井町築瀬	井笠	S40. 7. 5	建 01698
〃	〃	相谷川	井原市	芳井町梶江	井笠	S38. 8. 16	建 02099
〃	〃	大段川	井原市	芳井町宇戸川	井笠	S54. 4. 4	建 00786
〃	〃	築瀬川	井原市	芳井町築瀬	井笠	S29. 4. 12	建 00387
〃	〃	中村川	井原市	芳井町井山	井笠	S43. 2. 17	建 00199
〃	〃	中村川	井原市	芳井町井山	井笠	S63. 8. 25	建 01809
〃	〃	津賀川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S61. 10. 25	建 01711
〃	〃	津賀川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	梅木川	井原市	芳井町池谷	井笠	S36. 11. 18	建 02667
〃	〃	嶋滝川	井原市	芳井町花滝	井笠	S29. 4. 12	建 00387
〃	〃	矢谷川	井原市	芳井町吉井	井笠	H5. 3. 25	建 00944
〃	〃	矢鳥川	井原市	芳井町下嶋	井笠	S63. 8. 25	建 01809
〃	〃	矢鳥川	井原市	芳井町下嶋	井笠	H4. 3. 23	建 00766
〃	〃	奥谷川	井原市	美星町宇戸谷	井笠	S54. 4. 4	建 00786
〃	〃	奥谷川支川	井原市	美星町宇戸谷	井笠	S59. 3. 9	建 00526
〃	〃	古尾川	井原市	美星町東水砂	井笠	S37. 11. 10	建 02822
〃	〃	大倉川	井原市	美星町東水砂	井笠	S28. 11. 21	建 01425

※告知番号の「建」は建設省、「内」は内務省、「国」は国土交通省を表します。

指定箇所数 55

岡山県地域防災計画資料編より

第5節 地すべり防止区域・土砂災害警戒区域（地すべり）

（令和7年1月現在）

箇所名	所在地	指定面積	事業内容	告示番号	告示年月日	備考
采山	上稲木町	6.05ha	承水路、集水路 横穴ボーリング	建 0822 号	S47.4.21	
西山	高屋町	6.90ha	承水路、集水路 杭打工	建 0817 号	S55.4.5	
宇戸	美星町宇戸	7.60ha	承水路、集水路 杭打工	建 0299 号	S47.3.3	
烏頭	美星町烏頭	38.80ha	承水路、集水路 杭打工	建 0861 号	S53.4.19	
				建 0817 号	S55.4.5	
上嶋陰地	芳井町上嶋	8.81ha	承水路、集水路 杭打工	建 0010 号	S35.1.8	
上嶋日南	芳井町上嶋	29.30ha	承水路、集水路 杭打工	建 0836 号	S63.3.18	
山村高瀬	芳井町山村	27.39ha	承水路、集水路 杭打工	建 1396 号	H7.7.24	
鳴谷	芳井町花滝	13.30ha	承水路、集水路 杭打工	建 0804 号	S61.3.25	
門田	門田町 岩倉町	51.83ha	承水路、集水路 杭打工	農 0282 号	S38.2.27	
				農 0403 号	S56.3.19	
大江	大江町	125.60ha	承水路、集水路 杭打工	農 0618 号	S46.3.26	
				農 2501 号	S48.12.13	
大谷	門田町	36.30ha	承水路、集水路 杭打工	農 0233 号	S48.2.21	
				農 0666 号	S59.3.14	

※ 告示番号の「建」は建設省、「農」は農林水産省を表します。

指定箇所 15

岡山県地域防災計画資料編より

第6節 土砂災害警戒区域（急傾斜）

急斜面崩壊危険箇所（法律指定箇所）

（令和7年1月現在）

大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号	備考
井原町	岩野	S56.3.31	県 00298	
	北平	H21.3.13	県 00130	
笹賀町	花木	S61.3.18	県 00230	
	川附	S61.3.18	県 00230	
	野崎	H2.3.31	県 00336	
	鯨	S62.3.23	県 00284	
笹賀町・下出部町	家後屋	S50.1.31	県 00110	
井原町・笹賀町	薬師上	H15.11.7	県 00522	
高屋町	下町	S47.8.18	県 00818	
	吉野	S45.9.22	県 00718	
	山手	S60.3.30	県 00346	
西江原町	小角	S55.3.31	県 00318	
西江原町・北山町	寺戸	H22.11.26	県 00891	
北山町	十二神	S54.3.31	県 00295	
東江原町	谷古屋	H29.7.21	県 00402	
美星町黒木	小黒木	H5.1.29	県 00051	
	入尾	S48.3.31	県 00346	
美星町明治	長谷	H8.2.23	県 00126	

※告示番号の「県」は岡山県を表します。

指定箇所数 18

岡山県地域防災計画資料編より

第 7 節 山地災害危険地区

第 1 山腹崩壊危険地区

(令和 7 年 1 月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-002-001	長川	井原市	井原町	長川 5337-1
207-002-002	猪原	井原市	井原町	猪原
207-002-003	清迫	井原市	井原町	清迫
207-002-004	北山	井原市	井原町	北山
207-002-005	清迫 2	井原市	井原町	清迫
207-002-006	薬師	井原市	井原町	薬師
207-004-001	矢ノ側	井原市	大江町	矢ノ側上
207-004-002	上町	井原市	大江町	市営高屋住宅
207-004-003	木田	井原市	大江町	木田奥
207-004-004	三ツ岩	井原市	大江町	三ツ岩
207-005-001	池の奥	井原市	上出部町	池の奥
207-005-002	池の奥 2	井原市	上出部町	
207-005-003	上出部 1	井原市	上出部町	
207-006-001	石砂	井原市	上稲木町	石砂 385
207-006-002	友平	井原市	上稲木町	友平
207-006-003	山地	井原市	上稲木町	山地下
207-006-004	西ノ谷	井原市	上稲木町	西ノ谷
207-006-005	宮地	井原市	上稲木町	宮地下
207-006-006	大迫	井原市	上稲木町	大迫
207-006-007	岩之窪	井原市	上稲木町	岩之窪
207-008-001	笹井	井原市	木之子町	笹井
207-008-002	西山	井原市	木之子町	西山 4874
207-008-003	岩ヶ市	井原市	木之子町	岩ヶ市 5115-1
207-008-004	下原	井原市	木之子町	道山
207-008-005	立岩	井原市	木之子町	立岩
207-009-001	末国	井原市	神代町	末国
207-009-002	高越	井原市	神代町	高蔵谷
207-010-001	金嶋	井原市	笹賀町	金嶋 248
207-010-002	曲り	井原市	笹賀町	曲り
207-010-003	花木	井原市	笹賀町	花木
207-010-004	野崎	井原市	笹賀町	野崎
207-010-005	川附	井原市	笹賀町	川附
207-010-006	銅	井原市	笹賀町	
207-011-001	鷲ヶ迫	井原市	下出部町	鷲ヶ迫 1315

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-011-002	上岩崎	井原市	下出部町	上岩崎 1036
207-012-001	兼安	井原市	下稲木町	兼安 254
207-012-002	大星山	井原市	下稲木町	大星山
207-012-003	馬場迫	井原市	下稲木町	馬場迫
207-012-004	下稲木	井原市	下稲木町	
207-013-001	高草	井原市	高屋町	高草
207-013-002	明治	井原市	高屋町	明治
207-013-003	馬場	井原市	高屋町	馬場
207-013-004	山手	井原市	高屋町	山手
207-013-005	吉谷	井原市	高屋町	吉谷
207-013-006	明地	井原市	高屋町	明地
207-013-007	才ノ元 1	井原市	高屋町	才ノ元
207-013-008	才ノ元 2	井原市	高屋町	才ノ元
207-013-009	高屋 1	井原市	高屋町	
207-013-010	落石	井原市	高屋町	落石
207-014-001	花野	井原市	七日市町	花野
207-015-001	長谷	井原市	西江原町	長谷 4790-5
207-015-002	神戸	井原市	西江原町	神戸
207-015-003	神戸池	井原市	西江原町	神戸 2661
207-015-004	城平	井原市	西江原町	城平
207-015-005	寺戸	井原市	西江原町	寺戸
207-015-006	甲山	井原市	西江原町	甲山
207-015-007	向井原	井原市	西江原町	向井原
207-015-008	小角	井原市	西江原町	小角
207-015-009	才児 1	井原市	西江原町	新代
207-015-010	才児 2	井原市	西江原町	才児上
207-015-011	戸倉	井原市	西江原町	戸倉上
207-015-012	戸倉 2	井原市	西江原町	戸倉
207-015-013	加戸	井原市	西江原町	加戸
207-019-001	森河東	井原市	東江原町	
207-019-002	高木	井原市	東江原町	高木
207-019-003	青木	井原市	東江原町	青木
207-019-004	米持	井原市	東江原町	米持
207-022-001	宇戸上	井原市	美星町宇戸	宇戸上
207-022-002	宇戸下	井原市	美星町宇戸	宇戸下
207-024-001	菅原	井原市	美星町宇戸谷	菅原
207-026-001	鬼ヶ嶽温泉	井原市	美星町上高末	鬼ヶ嶽温泉

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-030-001	米田	井原市	美星町東水砂	米田
207-030-002	東前	井原市	美星町東水砂	東前
207-030-003	田渕	井原市	美星町東水砂	田渕
207-031-001	小松	井原市	美星町星田	小松
207-031-002	谷山	井原市	美星町星田	谷山
207-031-003	矢谷	井原市	美星町星田	矢谷
207-032-001	盤ノ木	井原市	美星町三山	盤ノ木
207-032-002	三山	井原市	美星町三山	東大迫
207-033-001	ユゴロ	井原市	美星町明治	ユゴロ
207-033-002	落石	井原市	美星町明治	落石
207-033-003	本谷下	井原市	美星町明治	本谷下
207-036-001	鳴陰地	井原市	芳井町宇戸川	鳴陰地
207-036-002	高田平	井原市	芳井町宇戸川	沖
207-036-003	沖	井原市	芳井町宇戸川	沖
207-036-004	後谷	井原市	芳井町宇戸川	後谷
207-036-005	鳥越	井原市	芳井町宇戸川	鳥越
207-037-001	迫ヶ市	井原市	芳井町梶江	迫ヶ市
207-037-002	飯名	井原市	芳井町梶江	飯名
207-037-003	梶ノ本	井原市	芳井町梶江	梶ノ本
207-039-001	日南	井原市	芳井町上嶋	日南
207-040-001	栗本	井原市	芳井町川相	栗本
207-040-002	青浦	井原市	芳井町川相	二五山
207-040-003	戸儀	井原市	芳井町川相	戸儀
207-040-004	宇内塚	井原市	芳井町川相	宇内塚
207-042-001	津賀	井原市	芳井町下嶋	津賀
207-042-002	川町 1	井原市	芳井町下嶋	川町
207-042-003	川町 2	井原市	芳井町下嶋	川町
207-042-004	花田	井原市	芳井町下嶋	花田
207-042-005	橋	井原市	芳井町下嶋	橋
207-042-006	小原	井原市	芳井町下嶋	小原
207-042-007	下崎 1	井原市	芳井町下嶋	下崎
207-042-008	下崎 2	井原市	芳井町下嶋	下崎
207-042-009	松谷	井原市	芳井町下嶋	松谷
207-042-010	津賀 2	井原市	芳井町下嶋	津賀
207-046-001	神田平	井原市	芳井町花滝	神田平
207-047-001	出谷	井原市	芳井町東三原	出谷
207-047-002	三原	井原市	芳井町東三原	三原

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-048-001	北ノ市	井原市	芳井町築瀬	北ノ市
207-049-001	二五山	井原市	芳井町山村	二五山
207-049-002	梅日向	井原市	芳井町山村	梅日向 4202
207-049-003	千峰	井原市	芳井町山村	千峰
207-049-004	梅木	井原市	芳井町山村	梅木
207-049-005	橋詰	井原市	芳井町山村	橋詰
207-049-006	高瀬	井原市	芳井町山村	高瀬
207-050-001	畑	井原市	芳井町与井	芳井
207-051-001	与井佐原	井原市	芳井町吉井	与井佐原
207-051-002	川田	井原市	芳井町吉井	川田 1090-1
207-051-003	追崎	井原市	芳井町吉井	追崎
207-051-004	湯ヶ谷	井原市	芳井町吉井	湯ヶ谷
207-051-005	天神	井原市	芳井町吉井	天神
207-051-006	山内	井原市	芳井町吉井	山内
207-051-007	清迫	井原市	芳井町吉井	清迫
207-051-008	矢谷	井原市	芳井町吉井	矢谷
207-051-009	宮ノ向	井原市	芳井町吉井	宮ノ向
207-051-010	山内 2	井原市	芳井町吉井	山内

指定箇所数 1 2 6

岡山県地域防災計画資料編より

第2 崩壊土砂流出危険地区

(令和7年1月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-002-001	長川	井原市	井原町	永川 3153
207-002-002	鬼ヶ渚	井原市	井原町	鬼ヶ渚 3582
207-002-003	下横手	井原市	井原町	下横手 1834-1
207-002-004	淀平	井原市	井原町	淀平 2097
207-002-005	妙典寺	井原市	井原町	妙典寺
207-002-006	経ヶ丸山 1	井原市	井原町	
207-004-001	木田	井原市	大江町	木田 3578-2
207-007-001	西平	井原市	北山町	西平 275
207-008-001	中高月	井原市	木之子町	中高月 1839-1
207-008-002	猿森	井原市	木之子町	猿森
207-008-003	祢屋	井原市	木之子町	祢屋 724
207-008-004	円地	井原市	木之子町	円地 4198
207-008-005	岩ヶ市	井原市	木之子町	岩ヶ市
207-008-006	神谷	井原市	木之子町	神谷
207-010-001	花木	井原市	笹賀町	花木 498
207-010-002	大宮谷	井原市	笹賀町	大宮谷 1383-1
207-010-003	野崎	井原市	笹賀町	野崎 858-1
207-010-004	薬師	井原市	笹賀町	薬師 197-2
207-010-005	西の谷	井原市	笹賀町	西の谷
207-011-001	麓	井原市	下出部町	麓 915
207-011-002	観音平	井原市	下出部町	観音平 335
207-012-001	深田	井原市	下稲木町	深田 793
207-013-001	後月谷	井原市	高屋町	後月谷 1744-1
207-013-002	田口	井原市	高屋町	田口下
207-013-003	経ヶ丸山 2	井原市	高屋町	
207-014-001	十郎坂	井原市	七日市町	十郎坂 4012-1
207-015-001	宮ノ上	井原市	西江原町	宮ノ上 8192
207-036-001	蕎麦谷	井原市	芳井町字戸川	蕎麦谷
207-036-002	鳴日向	井原市	芳井町字戸川	鳴日向
207-036-003	賢暁 10	井原市	芳井町字戸川	賢暁
207-036-004	賢暁 11	井原市	芳井町字戸川	賢暁
207-036-005	紙屋	井原市	芳井町字戸川	沖
207-036-006	段ノ平 1	井原市	芳井町字戸川	鳴
207-036-007	段ノ平 2	井原市	芳井町字戸川	段ノ平
207-038-001	仁郷	井原市	芳井町片塚	仁郷

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-039-001	ヒダイ坂	井原市	芳井町上嶋	ヒダイ坂
207-039-002	鬼橋	井原市	芳井町上嶋	ヒダイ坂
207-039-003	陰地	井原市	芳井町上嶋	陰地
207-039-004	ヒラサ	井原市	芳井町上嶋	ヒラサ
207-040-001	谷山	井原市	芳井町川相	谷山
207-042-001	松谷	井原市	芳井町下嶋	松谷
207-042-002	川町	井原市	芳井町下嶋	川町
207-046-001	鳴滝	井原市	芳井町花滝	鳴滝
207-046-002	阜里	井原市	芳井町花滝	阜里
207-046-003	石田	井原市	芳井町花滝	石田
207-047-001	柿谷	井原市	芳井町東三原	柿谷
207-047-002	東村入	井原市	芳井町東三原	東村入
207-048-001	築瀬奥	井原市	芳井町築瀬	落葉奥
207-049-001	登立	井原市	芳井町山村	登立
207-049-002	青梅	井原市	芳井町山村	青梅
207-049-003	千峰	井原市	芳井町山村	千峰
207-051-001	相谷東谷	井原市	芳井町吉井	相谷東谷
207-051-002	相谷西谷	井原市	芳井町吉井	相谷西谷
207-051-003	畑	井原市	芳井町吉井	畑
207-051-004	千町	井原市	芳井町吉井	千町
207-051-005	平ヶ市	井原市	芳井町吉井	平ヶ市
207-051-006	湯矢谷	井原市	芳井町吉井	湯矢谷
207-051-007	金人	井原市	芳井町吉井	金人
207-051-008	沢岡	井原市	芳井町吉井	沢岡
207-051-009	津谷	井原市	芳井町吉井	津谷
207-024-001	越出向	井原市	美星町宇戸谷	越出向
207-024-002	谷止	井原市	美星町宇戸谷	谷止
207-024-003	梨ノ木下 1	井原市	美星町宇戸谷	梨ノ木下
207-024-004	梨ノ木下 2	井原市	美星町明治	梨ノ木下
207-033-001	ユゴロ	井原市	美星町明治	ユゴロ
207-033-002	長谷	井原市	美星町明治	長谷

指定箇所数 66

岡山県地域防災計画資料編より

第3 地すべり危険地区

(令和7年1月現在)

危険地区番号	地区名	位置		
		市町村	大字	字
207-020-001	淀（仁古谷）	井原市	門田町	短山
207-020-002	淀	井原市	門田町	奥山
207-020-003	淀（県主）	井原市	門田町	油免

指定箇所数 3

岡山県地域防災計画資料編より

第8節 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(令和7年1月時点)

大字等	箇所番号	事象	土砂災害警戒区域	特別警戒区域	公示日	基礎調査番号	備考
青野町	207K 青野町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1131	
青野町	207K 青野町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	III-148	
青野町	207K 青野町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	III-150	
青野町	207K 青野町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(B)	
青野町	207K 青野町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(C)	
青野町	207K 青野町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(D)	
青野町	207K 青野町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(E)	
青野町	207K 青野町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(F)	
青野町	207K 青野町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	仁井山(G)	
青野町	207D 青野町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 27 年 2 月 17 日	II-30053	
青野町	207D 青野町 002	土石流	○	×(該当無)	平成 27 年 2 月 17 日	II-30054	
青野町	207D 青野町 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	III-30055	
井原町	207K 井原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1136	
井原町	207K 井原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1139	
井原町	207K 井原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1145	
井原町	207K 井原町 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 2 月 20 日	I-1149	
井原町	207K 井原町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2312	
井原町	207K 井原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2313	
井原町	207K 井原町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2314	
井原町	207K 井原町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2315	
井原町	207K 井原町 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 2 月 20 日	I-2316	
井原町	207K 井原町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2333	
井原町	207K 井原町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0881	
井原町	207K 井原町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	13-1	
井原町	207K 井原町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	13-2	
井原町	207K 井原町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	13-3	
井原町	207K 井原町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	13-4	
井原町	207K 井原町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	13-5	
井原町	207K 井原町 018	急傾斜地の崩壊	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	I-1135	
井原町	207D 井原町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30016	
井原町	207D 井原町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30034	
井原町	207D 井原町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30035	
井原町	207D 井原町 004	土石流	○	×(対象外)	平成 24 年 1 月 6 日	I-30047	
井原町	207D 井原町 005	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-30015	
井原町	207D 井原町 006	土石流	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	I-30032	
井原町	207D 井原町 007	土石流	○	×(該当無)	平成 27 年 2 月 17 日	I-30033	
井原町	207D 井原町 008	土石流	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	I-30036	
井原町	207D 井原町 009	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-30037	
井原町	207D 井原町 010	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30046	
井原町	207D 井原町 011	土石流	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	III-30014	

岩倉町	207K 岩倉町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1161	
岩倉町	207K 岩倉町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-901	
岩倉町	207D 岩倉町 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30099	
大江町	207K 大江町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2347	
大江町	207K 大江町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0899	
大江町	207K 大江町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0902	
大江町	207J 大江町 001	地滑り	○	—	令和 3 年 7 月 29 日	大江	
上出部町	207D 上出部町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30096	
上出部町	207D 上出部町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30098	
上稲木町	207K 上稲木町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1163	
上稲木町	207K 上稲木町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1164	
上稲木町	207K 上稲木町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2350	
上稲木町	207K 上稲木町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2351	
上稲木町	207K 上稲木町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2352	
上稲木町	207K 上稲木町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2353	
上稲木町	207K 上稲木町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2354	
上稲木町	207K 上稲木町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2355	
上稲木町	207K 上稲木町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2356	
上稲木町	207K 上稲木町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2357	
上稲木町	207K 上稲木町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2358	
上稲木町	207K 上稲木町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	片山(E)	
上稲木町	207K 上稲木町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-903	
上稲木町	207K 上稲木町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-904	
上稲木町	207K 上稲木町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-905	
上稲木町	207K 上稲木町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-907	
上稲木町	207K 上稲木町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-908	
上稲木町	207K 上稲木町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-909	
上稲木町	207K 上稲木町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	III-160	
上稲木町	207K 上稲木町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	III-161	
上稲木町	207D 上稲木町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 26 年 8 月 29 日	I-30113	
上稲木町	207D 上稲木町 002	土石流	○	×(該当無)	平成 26 年 8 月 29 日	II-30112	
上稲木町	207D 上稲木町 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30114	
上稲木町	207D 上稲木町 004	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30115	
上稲木町	207D 上稲木町 005	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30116	
上稲木町	207J 上稲木町 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	32	
北山町	207K 北山町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1140	
北山町	207K 北山町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2317	
北山町	207K 北山町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-882	
北山町	207D 北山町 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-30048	
北山町	207D 北山町 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-30049	
北山町	207D 北山町 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30052	
木之子町	207K 木之子町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1152	
木之子町	207K 木之子町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0892	
木之子町	207K 木之子町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0893	
木之子町	207K 木之子町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	岩ヶ市	

木之子町	207D 木之子町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30077	
木之子町	207D 木之子町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30106-1	
木之子町	207D 木之子町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30106-2	
木之子町	207D 木之子町 004	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30107	
木之子町	207D 木之子町 005	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30108	
木之子町	207D 木之子町 006	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30117	
木之子町	207D 木之子町 007	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30119	
木之子町	207D 木之子町 008	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30120	
木之子町	207D 木之子町 009	土石流	○	×(該当無)	平成 26 年 8 月 29 日	II-30118	
木之子町	207D 木之子町 010	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30121	
木之子町	207D 木之子町 011	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30092	
神代町	207K 神代町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1148	
神代町	207K 神代町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0898	
神代町	207D 神代町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30087	
神代町	207D 神代町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30088	
神代町	207D 神代町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30091	
神代町	207D 神代町 004	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30089	
神代町	207D 神代町 005	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30090	
笹賀町	207K 笹賀町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2334	
笹賀町	207K 笹賀町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2335	
笹賀町	207K 笹賀町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2339	
笹賀町	207K 笹賀町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1151	
笹賀町	207K 笹賀町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1153	
笹賀町	207K 笹賀町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1154	
笹賀町	207K 笹賀町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1156	
笹賀町	207K 笹賀町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1158	
笹賀町	207K 笹賀町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2336	
笹賀町	207K 笹賀町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0880	
笹賀町	207K 笹賀町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1150	
笹賀町	207D 笹賀町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30018	
笹賀町	207D 笹賀町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30019	
笹賀町	207D 笹賀町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30040	
笹賀町	207D 笹賀町 004	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30041	
笹賀町	207D 笹賀町 005	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30042	
笹賀町	207D 笹賀町 006	土石流	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	I-30024	
笹賀町	207D 笹賀町 007	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30038	
笹賀町	207D 笹賀町 008	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30039	
下出部町	207K 下出部町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-0159	
下出部町	207D 下出部町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30043	
下出部町	207D 下出部町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30044	
下出部町	207D 下出部町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30045	
下稲木町	207K 下稲木町 001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成 26 年 8 月 29 日	I-2348	
下稲木町	207K 下稲木町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2349	
下稲木町	207K 下稲木町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-900	
下稲木町	207K 下稲木町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-906	

下稲木町	207D 下稲木町 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-30100	
下稲木町	207D 下稲木町 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30101	
下稲木町	207D 下稲木町 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30102	
下稲木町	207D 下稲木町 004	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	II-30103	
高屋町	207K 高屋町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2340	
高屋町	207K 高屋町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2345	
高屋町	207K 高屋町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2346	
高屋町	207K 高屋町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1155	
高屋町	207K 高屋町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1159	
高屋町	207K 高屋町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1160	
高屋町	207K 高屋町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2329	
高屋町	207K 高屋町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2330	
高屋町	207K 高屋町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2331	
高屋町	207K 高屋町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2332	
高屋町	207K 高屋町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-873	
高屋町	207K 高屋町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-874	
高屋町	207K 高屋町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-875	
高屋町	207K 高屋町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-876	
高屋町	207K 高屋町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-877	
高屋町	207K 高屋町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-878	
高屋町	207K 高屋町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-879	
高屋町	207K 高屋町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1143	
高屋町	207K 高屋町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2325	
高屋町	207K 高屋町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2326	
高屋町	207K 高屋町 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2327	
高屋町	207K 高屋町 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2328	
高屋町	207K 高屋町 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0865	
高屋町	207K 高屋町 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0866	
高屋町	207K 高屋町 025	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0867	
高屋町	207K 高屋町 026	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0868	
高屋町	207K 高屋町 027	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0869	
高屋町	207K 高屋町 028	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0870	
高屋町	207K 高屋町 029	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0871a	
高屋町	207K 高屋町 030	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0871b	
高屋町	207K 高屋町 031	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-0872	
高屋町	207K 高屋町 032	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-0151	
高屋町	207K 高屋町 033	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-0152	
高屋町	207K 高屋町 034	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-0153	
高屋町	207D 高屋町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30022	
高屋町	207D 高屋町 002	土石流	○	×(対象外)	平成 19 年 2 月 20 日	I-30093	
高屋町	207D 高屋町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30094	
高屋町	207D 高屋町 004	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30095-1	
高屋町	207D 高屋町 005	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30095-2	
高屋町	207D 高屋町 006	土石流	○	×(該当無)	平成 21 年 2 月 10 日	I-30020	
高屋町	207D 高屋町 007	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30027	

高屋町	207D 高屋町 008	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30030	
高屋町	207D 高屋町 009	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30010	
高屋町	207D 高屋町 010	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30011	
高屋町	207D 高屋町 011	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30013	
高屋町	207D 高屋町 012	土石流	○	×(該当無)	平成 21 年 2 月 10 日	II-30023	
高屋町	207D 高屋町 013	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30028	
高屋町	207D 高屋町 014	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30029	
高屋町	207D 高屋町 015	土石流	○	×(該当無)	平成 21 年 2 月 10 日	II-30031	
高屋町	207D 高屋町 016	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30005a	
高屋町	207D 高屋町 017	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30005b	
高屋町	207D 高屋町 018	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30006	
高屋町	207D 高屋町 019	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30003	
高屋町	207D 高屋町 020	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30002	
高屋町	207D 高屋町 021	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30025	
高屋町	207D 高屋町 022	土石流	○	×(対象外)	平成 27 年 2 月 17 日	III-30001	
高屋町	207D 高屋町 023	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-30008	
高屋町	207D 高屋町 024	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-30009	
高屋町	207D 高屋町 025	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-30012	
高屋町	207D 高屋町 026	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	III-30026	
高屋町	207J 高屋町 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	33	
七日市町	207K 七日市町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2337	
七日市町	207K 七日市町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2338	
七日市町	207K 七日市町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-1157	
七日市町	207D 七日市町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30076	
七日市町	207D 七日市町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30104	
七日市町	207D 七日市町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	II-30105	
西江原町	207K 西江原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1134	
西江原町	207K 西江原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1138	
西江原町	207K 西江原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-883	
西江原町	207K 西江原町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1144	
西江原町	207K 西江原町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1146	
西江原町	207K 西江原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1147	
西江原町	207K 西江原町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2307	
西江原町	207K 西江原町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2308	
西江原町	207K 西江原町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2309	
西江原町	207K 西江原町 010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2310	
西江原町	207K 西江原町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2311	
西江原町	207K 西江原町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2318	
西江原町	207K 西江原町 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 19 年 2 月 20 日	I-2319	
西江原町	207K 西江原町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2320	
西江原町	207K 西江原町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2321	
西江原町	207K 西江原町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2322	
西江原町	207K 西江原町 017	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2323	
西江原町	207K 西江原町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2324	
西江原町	207K 西江原町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-884	

西江原町	207K 西江原町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-0885	
西江原町	207K 西江原町 021	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-0886	
西江原町	207K 西江原町 022	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-0887	
西江原町	207K 西江原町 023	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-888	
西江原町	207K 西江原町 024	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-889	
西江原町	207K 西江原町 025	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-890	
西江原町	207K 西江原町 026	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-0891	
西江原町	207K 西江原町 027	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	14-2	
西江原町	207K 西江原町 028	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	14-3	
西江原町	207K 西江原町 029	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-1	
西江原町	207K 西江原町 030	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-2	
西江原町	207K 西江原町 031	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-3	
西江原町	207K 西江原町 032	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-4	
西江原町	207K 西江原町 033	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-5	
西江原町	207K 西江原町 034	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	15-7	
西江原町	207K 西江原町 035	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	20-1	
西江原町	207K 西江原町 036	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	20-2	
西江原町	207K 西江原町 037	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	20-3	
西江原町	207K 西江原町 038	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	21-2	
西江原町	207K 西江原町 039	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	21-3	
西江原町	207K 西江原町 040	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	21-4	
西江原町	207K 西江原町 041	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 27 年 2 月 17 日	I-1142	
西江原町	207D 西江原町 001	土石流	○	×(該当無)	平成 19 年 2 月 20 日	I-30050	
西江原町	207D 西江原町 002	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30051	
西江原町	207D 西江原町 003	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30060	
西江原町	207D 西江原町 004	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30061	
西江原町	207D 西江原町 005	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30065	
西江原町	207D 西江原町 006	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30070	
西江原町	207D 西江原町 007	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30071	
西江原町	207D 西江原町 008	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30072	
西江原町	207D 西江原町 009	土石流	○	×(該当無)	平成 19 年 2 月 20 日	I-30073	
西江原町	207D 西江原町 010	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30075	
西江原町	207D 西江原町 011	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-30057	
西江原町	207D 西江原町 012	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-30067	
西江原町	207D 西江原町 013	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-30069	
西江原町	207D 西江原町 014	土石流	○	—	平成 27 年 2 月 17 日	I-30059	
西江原町	207D 西江原町 015	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-30083	
西江原町	207D 西江原町 016	土石流	○	×(該当無)	平成 27 年 2 月 17 日	Ⅱ-30058	
西江原町	207D 西江原町 017	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-30074	
西江原町	207D 西江原町 018	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅲ-30066	
西方町	207D 西方町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30109	
西方町	207D 西方町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30110	
野上町	207K 野上町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1132	
野上町	207K 野上町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-894	
野上町	207K 野上町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-895	

野上町	207K 野上町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-896	
野上町	207K 野上町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-897	
野上町	207K 野上町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅲ-155	
野上町	207K 野上町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅲ-156	
野上町	207K 野上町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅲ-157	
野上町	207D 野上町 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-30081	
野上町	207D 野上町 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-30082	
稗原町	207K 稗原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅲ-149	
東江原町	207K 東江原町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2341	
東江原町	207K 東江原町 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2342	
東江原町	207K 東江原町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2343	
東江原町	207K 東江原町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-2344	
東江原町	207K 東江原町 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 26 年 2 月 14 日	東谷	
東江原町	207K 東江原町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	Ⅲ-0158	
東江原町	207D 東江原町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30084	
東江原町	207D 東江原町 002	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30085	
東江原町	207D 東江原町 003	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30086	
門田町	207D 門田町 001	土石流	○	○	令和 2 年 5 月 22 日	I-30111	
門田町	207J 門田町 001	地滑り	○	—	令和 3 年 6 月 1 日	大谷	
門田町	207J 門田町 002	地滑り	○	—	令和 3 年 6 月 1 日	淀-01	
門田町	207J 門田町 003	地滑り	○	—	令和 3 年 6 月 1 日	淀-02	
門田町	207J 門田町 004	地滑り	○	—	令和 3 年 6 月 1 日	淀-03	
門田町	207J 門田町 005	地滑り	○	—	令和 3 年 6 月 1 日	門田	
美星町字戸	207K 美星町字戸 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-992	
美星町字戸	207D 美星町字戸 001	土石流	○	×(対象外)	平成 20 年 3 月 7 日	I-36009	
美星町字戸	207D 美星町字戸 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-36010	
美星町字戸	207D 美星町字戸 003	土石流	○	×(対象外)	平成 20 年 3 月 7 日	I-36012	
美星町字戸	207D 美星町字戸 004	土石流	○	×(対象外)	平成 20 年 3 月 7 日	I-36013	
美星町字戸	207D 美星町字戸 005	土石流	○	×(対象外)	平成 20 年 3 月 7 日	I-36014	
美星町字戸	207D 美星町字戸 006	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36015	
美星町字戸	207J 美星町字戸 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	34	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2388	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-988	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-989	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-990	
美星町烏頭	207K 美星町烏頭 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-991	
美星町烏頭	207J 美星町烏頭 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	35	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1232	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1233	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1234	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2389	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2390	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-983	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-984	
美星町字戸谷	207K 美星町字戸谷 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-985	

美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-981	
美星町宇戸谷	207K 美星町宇戸谷 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-982	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-36005	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-36006	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-36011	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 004	土石流	○	×(対象外)	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-36007	
美星町宇戸谷	207D 美星町宇戸谷 005	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36008	
美星町大倉	207K 美星町大倉 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-993	
美星町上高末	207K 美星町上高末 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1231	
美星町上高末	207K 美星町上高末 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-986	
美星町上高末	207K 美星町上高末 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-987	
美星町黒木	207K 美星町黒木 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1240	
美星町黒木	207K 美星町黒木 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1241	
美星町黒木	207K 美星町黒木 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1242	
美星町黒木	207K 美星町黒木 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2391	
美星町黒木	207K 美星町黒木 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-1000	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-971	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-972	
美星町黒忠	207K 美星町黒忠 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-980	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1239	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-995	
美星町西水砂	207K 美星町西水砂 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-996	
美星町東水砂/ 西川面	207K 美星町東水砂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-951-2	矢掛町 重複
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-997	
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-998	
美星町東水砂	207K 美星町東水砂 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-999	
美星町東水砂	207D 美星町東水砂 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36016	
美星町星田	207K 美星町星田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1236	
美星町星田	207K 美星町星田 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1237	
美星町星田	207K 美星町星田 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-994	
美星町明治	207K 美星町明治 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-1230	
美星町明治/ 成羽町上日名	207K 美星町明治 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-2387	高梁市 重複
美星町明治	207K 美星町明治 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-974	
美星町明治	207K 美星町明治 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-975	
美星町明治	207K 美星町明治 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-976	
美星町明治	207K 美星町明治 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-973	
美星町明治	207K 美星町明治 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-977	
美星町明治	207K 美星町明治 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-978	
美星町明治	207K 美星町明治 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-979	
美星町明治	207D 美星町明治 001	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-36003	
美星町明治	207D 美星町明治 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36001	
美星町明治	207D 美星町明治 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36002	
美星町明治	207D 美星町明治 004	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	Ⅱ-36004	

芳井町井山	207K 芳井町井山 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1053	
芳井町井山	207K 芳井町井山 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1070	
芳井町井山	207K 芳井町井山 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1071	
芳井町井山	207D 芳井町井山 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37029	
芳井町井山	207D 芳井町井山 002	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37030	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-1246	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2413-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2413-2-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2413-2-2	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2413-2-3	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2414	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2415-1	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2415-2	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2416	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2417	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2418	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1081	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1084	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1085	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1089	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1090	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1091	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1092	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1093	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1094	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1095	
芳井町宇戸川	207K 芳井町宇戸川 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1096	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37033	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-37034	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 003	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37031	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 004	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37035	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 005	土石流	○	×(該当無)	平成 25 年 3 月 8 日	Ⅱ-37036	
芳井町宇戸川	207D 芳井町宇戸川 006	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37038	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-1248-1	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-1248-2	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2425-1	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2425-2	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2426	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2427	
芳井町梶江	207K 芳井町梶江 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	与井②	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1072	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1073	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1080	
芳井町片塚	207K 芳井町片塚 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1083	
芳井町上嶋	207K 芳井町上嶋 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2394	

芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1019	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1026	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1027	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1028	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1029	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1030	
芳井町上鳴	207K 芳井町上鳴 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1031	
芳井町上鳴	207D 芳井町上鳴 001	土石流	○	×(対象外)	平成 21 年 2 月 10 日	I-37011	
芳井町上鳴	207D 芳井町上鳴 002	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37006	
芳井町上鳴	207J 芳井町上鳴 001	地滑り	○	－	平成 28 年 3 月 29 日	36	
芳井町上鳴	207J 芳井町上鳴 002	地滑り	○	－	平成 28 年 3 月 29 日	37	
芳井町川相	207K 芳井町川相 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2408	
芳井町川相	207K 芳井町川相 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2409-1	
芳井町川相	207K 芳井町川相 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2409-2	
芳井町川相	207K 芳井町川相 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2410	
芳井町川相	207K 芳井町川相 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1060	
芳井町川相	207K 芳井町川相 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1061	
芳井町川相	207K 芳井町川相 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1062	
芳井町川相	207K 芳井町川相 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1063	
芳井町川相	207K 芳井町川相 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1064	
芳井町川相	207K 芳井町川相 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1065	
芳井町川相	207K 芳井町川相 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1066	
芳井町川相	207K 芳井町川相 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1067	
芳井町川相	207K 芳井町川相 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1068	
芳井町川相	207K 芳井町川相 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1069	
芳井町川相	207K 芳井町川相 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1074	
芳井町川相	207D 芳井町川相 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37027	
芳井町川相	207D 芳井町川相 002	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37028	
芳井町川相	207D 芳井町川相 003	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37032	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2398	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2399	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2400	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2401	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2402	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2403	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2404	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2405	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1032	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1033	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1036	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1037	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1038	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1039	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1040	
芳井町下鳴	207K 芳井町下鳴 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1041	

芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1042	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1043	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1044	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1045	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1046	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2395	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2396	
芳井町下鴨	207K 芳井町下鴨 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2397	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37013	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 002	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-37017	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 003	土石流	○	○	令和 3 年 6 月 1 日	I-37018	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 004	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37019	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 005	土石流	○	×(対象外)	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-37007	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 006	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37012	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 007	土石流	○	×(該当無)	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-37014	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 008	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37015	
芳井町下鴨	207D 芳井町下鴨 009	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37016	
芳井町下鴨	207J 芳井町下鴨 001	地滑り	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	38	
芳井町下鴨	207J 芳井町種 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	42	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2392	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2393	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1002	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1003	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1004	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1011	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1012	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1013	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1016	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1017	
芳井町西三原	207K 芳井町西三原 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1018	
芳井町西三原	207D 芳井町西三原 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37002	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2406	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2411	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2412	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1054	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1055	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1056	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1086	
芳井町花滝	207K 芳井町花滝 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1087	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37024	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 002	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37025	
芳井町花滝	207D 芳井町花滝 003	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37026	
芳井町花滝	207J 芳井町花滝 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	40	
芳井町東三原	207K 芳井町東三原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1001	
芳井町東三原	207K 芳井町東三原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1005	

芳井町山村	207D 芳井町山村 003	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37022	
芳井町山村	207D 芳井町山村 004	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37004	
芳井町山村	207D 芳井町山村 005	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37005	
芳井町山村	207D 芳井町山村 006	土石流	○	×(対象外)	平成 21 年 2 月 10 日	II-37008	
芳井町山村	207D 芳井町山村 007	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37009	
芳井町山村	207D 芳井町山村 008	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37023	
芳井町山村	207D 芳井町山村 009	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37003	
芳井町山村	207D 芳井町山村 010	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-37004-1	
芳井町山村	207J 芳井町山村 001	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	39	
芳井町山村	207J 芳井町山村 002	地滑り	○	—	平成 28 年 3 月 29 日	41	
芳井町与井	207K 芳井町与井 001	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-1247	
芳井町与井	207K 芳井町与井 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2423-1	
芳井町与井	207K 芳井町与井 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2423-2	
芳井町与井	207K 芳井町与井 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	与井①	
芳井町与井	207K 芳井町与井 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-1098	
芳井町与井	207D 芳井町与井 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37040	
芳井町与井	207D 芳井町与井 002	土石流	○	×(対象外)	平成 19 年 2 月 20 日	I-37039	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 001	急傾斜地の崩壊	○	×(該当無)	平成 19 年 2 月 20 日	I-62	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 002	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2419	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 003	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2420-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 004	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2420-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 005	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2421	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 006	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2422	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 007	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2428	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 008	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2429	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 009	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2430	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 010	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2431	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 011	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2432	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 012	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2433-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 013	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2433-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 014	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2433-3	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 015	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2433-4	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 016	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2434-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 017	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2434-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 018	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2435-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 019	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2435-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 020	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2435-3	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 021	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2436	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 022	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2437	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 023	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2438	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 024	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2439	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 025	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2440-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 026	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2440-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 027	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-2441	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 028	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	II-1075	

芳井町吉井	207K 芳井町吉井 029	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1076	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 030	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1077	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 031	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1078	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 032	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1079	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 033	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-1097	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 035	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井①	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 036	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井②-1	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 037	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井②-2	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 038	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井④	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 039	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井⑤	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 040	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井⑥	
芳井町吉井	207K 芳井町吉井 041	急傾斜地の崩壊	○	○	令和 元年 5 月 21 日	吉井⑦	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 001	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37037	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 002	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37041	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 003	土石流	○	×(対象外)	平成 19 年 2 月 20 日	I-37043	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 004	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37044	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 005	土石流	○	×(対象外)	平成 19 年 2 月 20 日	I-37045	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 006	土石流	○	×(対象外)	平成 19 年 2 月 20 日	I-37046	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 007	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37047	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 008	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	I-37048	
芳井町吉井	207D 芳井町吉井 009	土石流	○	○	令和 元年 5 月 21 日	Ⅱ-37042	
美星町明治/ 成羽町上日名	209J 成羽町上日名 003	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	88	高梁市 重複
美星町東水砂/ 西川面	461D 西川面 004	土石流	○	×(該当無)	平成 27 年 3 月 20 日	Ⅱ-35042	矢掛町 重複
美星町明治/ 成羽町上日名	209D 成羽町上日名 012	土石流	○	○ (高梁市側)	令和 3 年 3 月 30 日	Ⅱ-42091	高梁市 重複
門田町/ 走出	205D 走出 005	土石流	○	×(該当無)	平成 28 年 3 月 29 日	Ⅲ-29041	笠岡市 重複

合計 土砂災害警戒区域 603か所（急傾斜地の崩壊 403か所、土石流 182か所、地滑り 18か所）
土砂災害特別警戒区域 540か所（急傾斜地の崩壊 395か所、土石流 145か所、地滑り なし）

岡山県地域防災計画資料編より

第9節 防災重点農業用ため池

(令和7年1月現在)

ため池 番号	ため池名	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m ³)
8	上ミ迫池	野上町 5107	5.0	1,000
13	高丸池	野上町 3134	4.0	900
14	大鳴池	野上町 3011	4.7	4,600
22	千手院西池	野上町 983	4.1	1,000
25	三尾木池	野上町 916	5.0	2,500
28	不見谷ノ池	野上町 144-1	6.5	1,000
31	青野ダム	青野町 4205	23.0	408,000
36	皇子池	青野町 451-5	3.0	1,000
40	尾崎池	青野町 1883-2	3.0	1,000
44	加山田池	青野町 3520-2	5.0	2,600
45	六郎迫池	青野町 2762-3	3.0	1,100
49	信池	高屋町 8078	8.2	26,900
50	宮ヶ谷池	高屋町 3457	4.5	13,500
51	多田池	笹賀町 1371	4.9	5,000
52	花野池	七日市町 3964	4.1	18,000
53	出雲池	下出部町 1127	6.7	13,800
54	明治池	西江原町 5627-2	20.6	200,000
58	加戸池	西江原町 6222	6.7	42,000
64	大池	西江原町 8340	24.0	58,000
66	神戸池	西江原町 2503	6.0	25,000
67	音念池	西江原町 6604	14.1	23,300
68	名越池	西江原町 4388	3.9	3,600
69	中池	西江原町 4179	4.7	1,000
72	龍泉谷池	西江原町 78	5.0	3,000
74	機旋院池	西江原町 4921	15.0	5,300
76	坊主池	西江原町 4835	5.7	2,900
78	中塚池	東江原町 3992	3.0	700
82	鎌迫池	東江原町 3894	8.7	70,000
83	内寺池	東江原町 5161	7.7	16,000
84	苧山池	東江原町 3694	4.0	9,000
85	幡多池	東江原町 3548	4.0	600
87	荒神谷池	東江原町 5639	7.2	4,400
88	角之池	東江原町 2638	4.0	8,000
90	米持池	東江原町 3161	2.0	600
91	寺池	東江原町 3130	3.0	500
92	内狭上池	東江原町 1284	3.0	100
93	内狭下池	東江原町 1263	2.0	100
94	伏村池	神代町 1147	6.3	1,000
95	大谷池	神代町 1149-9	14.1	29,800
96	末国池	神代町 807	8.7	13,300

97	寺迫池	神代町 699	4.0	2,000
98	金切池	神代町 573	8.1	17,000
99	落神子池	神代町 1661	7.0	800
100	満江ノ池	神代町 407	7.0	500
101	田上池	大江町 4255-1	6.4	15,000
102	木田池	大江町 3588	4.8	3,000
103	相原池	大江町 1419-1	8.2	130,600
107	堀口池	大江町 5101	5.3	4,100
110	前田池	大江町 1707	4.2	5,000
111	花贈池	大江町 1671	4.7	2,300
116	田辺池	木之子町 5934	3.0	1,000
117	東高月池	木之子町 1603	2.0	1,000
118	高月池	木之子町 1918	3.4	800
119	蛭田西池	木之子町 2347-2	4.6	9,000
120	蛭田東池	木之子町 2293-1	4.2	8,300
121	小淀池	木之子町 3583	7.3	30,000
124	新池	木之子町 4070	4.8	2,500
125	大池	木之子町 4040	5.5	11,600
128	福当池	木之子町 4736	6.9	4,400
129	林花池	木之子町 4793-1	9.0	4,300
131	蓑上池	上稲木町 843	2.6	3,000
132	蓑下池	上稲木町 754	5.1	11,700
133	茅池	上稲木町 653	5.4	13,600
134	匠ヶ池	下稲木町 1825	4.4	52,000
135	片山下池	上稲木町 272	3.0	1,500
136	片山上池	上稲木町 290	4.3	4,000
137	水ヶ迫池	上稲木町 936	4.1	4,200
139	西之谷上池	上稲木町 1478	3.0	1,300
140	西之谷下池	上稲木町 1468	2.6	600
144	山地下池	上稲木町 1703	5.6	16,000
145	山地上池	上稲木町 1705	5.9	10,800
146	成常池	上稲木町 468	3.0	1,300
148	狭山池	上稲木町 2766	7.7	26,600
153	深田池	下稲木町 630	2.9	7,000
154	金神池	下稲木町 2406-1	5.0	4,200
156	茂河内池	下稲木町 2898	3.9	2,100
157	龍王池	下稲木町 2089	7.7	28,000
158	郷池	下稲木町 2081	4.6	8,400
163	見詰池	下稲木町 2599	6.6	10,000
164	霧池	岩倉町 244	4.8	8,800
165	夫婦池	岩倉町 745	2.8	9,600
166	安原池	岩倉町 965	2.2	200
170	鏡池	岩倉町 2917	4.0	2,000
171	新ノ池	岩倉町 2297	4.2	5,600
172	差迫池	岩倉町 1941	10.0	14,000

175	三山池	岩倉町 2755	10.1	54,000
177	ヶ市池	門田町 1193	3.8	1,800
178	松田池	門田町 1323	3.0	1,400
180	太和池	門田町 1465	5.4	1,600
183	地面池	門田町 503	9.9	192,000
184	官上下池	門田町 2213	5.9	4,000
185	官上上池	門田町 2250	4.8	4,100
187	善行方池	門田町 2396	2.0	1,000
195	村上池	門田町 26	6.0	6,000
198	中之上西池	門田町 2521-1	5.0	500
199	中之上東池	門田町 2535	7.0	600
200	動地池	門田町 2533	3.0	1,000
201	淀池	門田町 3899-1	4.3	4,800
203	上淀池	門田町 3406-1	3.2	1,600
204	雨堤下池	門田町 3267-1	5.8	2,800
205	雨堤上池	門田町 3254	4.5	4,000
209	伝普都池	門田町 4253	4.0	2,400
210	伝普都上池	門田町 4263-1	8.0	4,600
211	古栄谷池	門田町 3107	5.9	3,400
213	三番池	門田町 4700	5.0	2,300
214	北田池	門田町 4736	6.0	2,000
215	法全方北池	門田町 2887	3.5	1,900
216	法全方南池	門田町 2820	4.4	1,700
218	下金蔵坊池	門田町 2811	6.0	1,200
221	みたら北池	門田町 2773	3.3	1,900
222	みたら上池	門田町 2776-3	6.0	3,500
223	みたら南池	門田町 2767	3.0	2,000
224	谷池	門田町 2762	3.5	3,000
225	長池	門田町 2759-1	3.3	1,200
226	南下池	門田町 2751	5.0	500
227	南池	門田町 2629	5.3	3,200
230	山本池	門田町 2422	3.0	1,000
231	あで地池	門田町 2604	1.0	500
249	夕日原池	門田町 5478-2	3.0	600
250	馬手山池	門田町 5261	4.0	1,800
253	向山池	西方町 1542	5.2	4,000
256	ツツジ池	西方町 237	8.7	10,100
257	源造池	美星町星田 7553-4	7.6	13,000
260	寺戸池	西江原町 8777	9.6	5,000
1002	柿迫池	美星町明治 2359	4.8	4,500
1004	越出池	美星町宇戸谷 506	6.0	3,000
1006	八貫目池	美星町宇戸 1166	12.8	10,200
1007	上り田池	美星町三山 2171	4.8	15,600
1008	北方池	美星町三山 1280	7.0	27,500
1009	長草田池	美星町三山 428	8.3	52,800

1010	坊地池	美星町三山 3323	6.9	32,900
1012	盤ノ木池	美星町三山 4588	3.5	12,000
1023	掛迫池	美星町大倉 1703	9.6	15,400
1024	上迫池	美星町三山 4914	6.8	4,000
1025	黒田池	美星町星田 5215	4.4	4,800
1026	中曾池	美星町星田 5036	6.0	5,000
1027	薄木池	美星町星田 49	6.5	28,000
1029	山ノ谷下池	美星町三山 1374-2	4.0	500
1030	山ノ谷上池	美星町三山 1366-3	4.0	500
1033	蔵光池	美星町星田 466	4.0	1,700
1040	金野 1 号池	美星町星田 2073	5.0	900
1044	寺前池	美星町大倉 2287	2.0	400
1046	唐戸池	美星町星田 7523-1	5.9	1,200
1048	黒木池	美星町黒木 2295	6.0	1,700
1050	森谷上池	美星町宇戸谷 2421	2.9	1,700
1051	森谷下池	美星町宇戸谷 2421	5.6	2,800
1053	池平池	美星町烏頭 492	5.1	4,400
1054	越出向 2 号池	美星町宇戸谷 527	4.0	1,300
1055	池ノ迫池	美星町明治 5553	4.2	1,000
1057	雲絵池	美星町三山 2219	2.8	900
1067	熊石田池	美星町星田 17-1	3.3	1,500
1074	前田池	美星町黒忠 4931	2.6	1,000
1075	向田池	美星町黒忠 2876	3.9	1,600
1088	木舟池	美星町明治 960	3.8	500
1093	毛野池	美星町東水砂 2527	4.0	1,000
1098	池ノ迫下池	美星町明治 5571	3.0	700
1100	間通池	美星町明治 5631	4.0	800
1113	的場上池	美星町黒忠 1008	5.0	400
1118	野呂池	美星町星田 1512	3.0	300
1129	小山池	美星町黒木 1325	5.6	1,300
1130	入尾ノ奥池	美星町黒木 1050	4.0	500
1132	明見下池	美星町黒木 531-1	2.0	500
1134	菅ヶ谷池	美星町黒木 2439	5.9	1,300
1137	古池	美星町黒木 2301	2.0	300
1144	池ござ池	美星町星田 859	5.0	1,200
1151	出谷 2 号池	美星町宇戸谷 1988-1	5.0	800
1155	越出向 3 号池	美星町宇戸谷 540	2.0	500
2002	天神山池	芳井町天神山 1025-7	17.0	200,000
2003	大正池	芳井町吉井 2094 付近	18.4	26,000
2004	泉谷池	芳井町吉井 1469-1	12.0	21,000
2007	宮草池	芳井町川相 1549-1	5.7	4,000
2010	上田池	芳井町種 889-1	6.2	2,600
2011	東村入池	芳井町東三原 3117	4.0	2,000
2012	神田池	芳井町吉井 2482	3.7	1,900
2015	柴尾美池	芳井町池谷 2282	3.8	2,400

2016	森脇池	芳井町種 579-2、584-1、585	2.0	400
2018	田平池	芳井町東三原 3132	5.0	200
2023	妙見山池	芳井町種 1782-2	3.8	1,300

防災重点農業用ため池 合計 1 7 8 池

【防災重点ため池】の指定基準

- (1) ため池から100m未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- (2) ため池から100～500mの浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの。
- (3) ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの。
- (4) 上記以外で、地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

第 10 節 異常気象時通行規制区間

第 1 主要地方道

(令和 7 年 1 月時点)

路線名	担当 事務所	規制区間	延長 (km)	交通量 (台/日)	規制基準		危険内容
					規制基準値		
					通行注意	通行止	
芳井油木	井笠	芳井町川相 〃 上鳴	5.4	3,125	連 80 mm	時間 35 mm 連 150 mm	落石・崩土
〃	〃	芳井町上鳴 〃 東三原	6.4	97	〃	〃	〃

交通量は令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査より

第 2 一般県道

(令和 7 年 1 月時点)

路線名	担当 事務所	規制区間	延長 (km)	交通量 (台/日)	規制基準		危険内容
					規制基準値		
					通行注意	通行止	
高山芳井	井笠	芳井町吉井 〃 片塚	5.9	76	連 80 mm	時間 35 mm 連 150 mm	落石・崩土
野上矢掛	井笠	美星町黒木 矢掛町小田	3.1	697	〃	〃	〃
下鳴川上	井笠	芳井町下鳴 〃 山村	3.1	72	〃	〃	〃

交通量は令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査より

第 11 節 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第 1 液化石油ガス

○ L P ガス充てん所

(令和 7 年 1 月現在)

名称	所在地	規模(t)	備考
浅野産業(株)井原事業所	芳井町梶江 11	35	

※岡山県地域防災計画資料編より

○ L P ガス消費事業所

(令和 7 年 1 月現在)

名称	所在地	規模(t)	備考
(株)共和鑄造所	西江原町 5418-3	15	
シーピー化成(株)	東江原町 1516	15	
高橋金属 (株)	木之子町 3701-16	15	

※岡山県地域防災計画資料編より

第5章 防災上重要な施設・設備等

第1節 気象観測施設・設備等

第1 雨量観測所

(令和7年1月現在)

観測所名	設置場所	水系名	備考
井原	井原市役所(井原町311-1)	高梁川(小田川)	井原市
〃	西江原町 日芳橋下流左岸	〃 (〃)	国土交通省関係観測所
佐屋	芳井町佐屋	〃 (〃)	岡山地方气象台
井原	西江原町 井原水防倉庫	高梁川(小田川)	県関係
下鴨	芳井町下鴨 旧共和小学校	〃 (鴨川)	〃
芳井	井原市役所芳井支所	〃 (宇戸川)	〃
美星	井原市役所美星支所	〃 (美山川)	〃

第2 水位観測所

(令和7年1月現在)

観測所名	設置場所	水系名	備考
井原	西江原町 大正橋左岸	高梁川(小田川)	県水位観測所 水防団待機水位 1.80m 氾濫注意水位 2.50m 避難判断水位 2.50m 氾濫危険水位 2.90m
芳井	芳井町吉井 金比羅橋	〃 (〃)	県水位観測所 水防団待機水位 2.30m 氾濫注意水位 2.70m 避難判断水位 2.70m 氾濫危険水位 3.00m
井原	西江原町 日芳橋下流左岸	〃 (〃)	国土交通省水位観測所
高屋	高屋町 吉谷橋	芦田川(高屋川)	岡山県
戸倉橋一U	西江原町 戸倉橋	高梁川(雄神川)	岡山県
宮之前橋一U	木之子町 宮之前橋	高梁川(稲木川)	岡山県

第3 震度情報システム設置場所

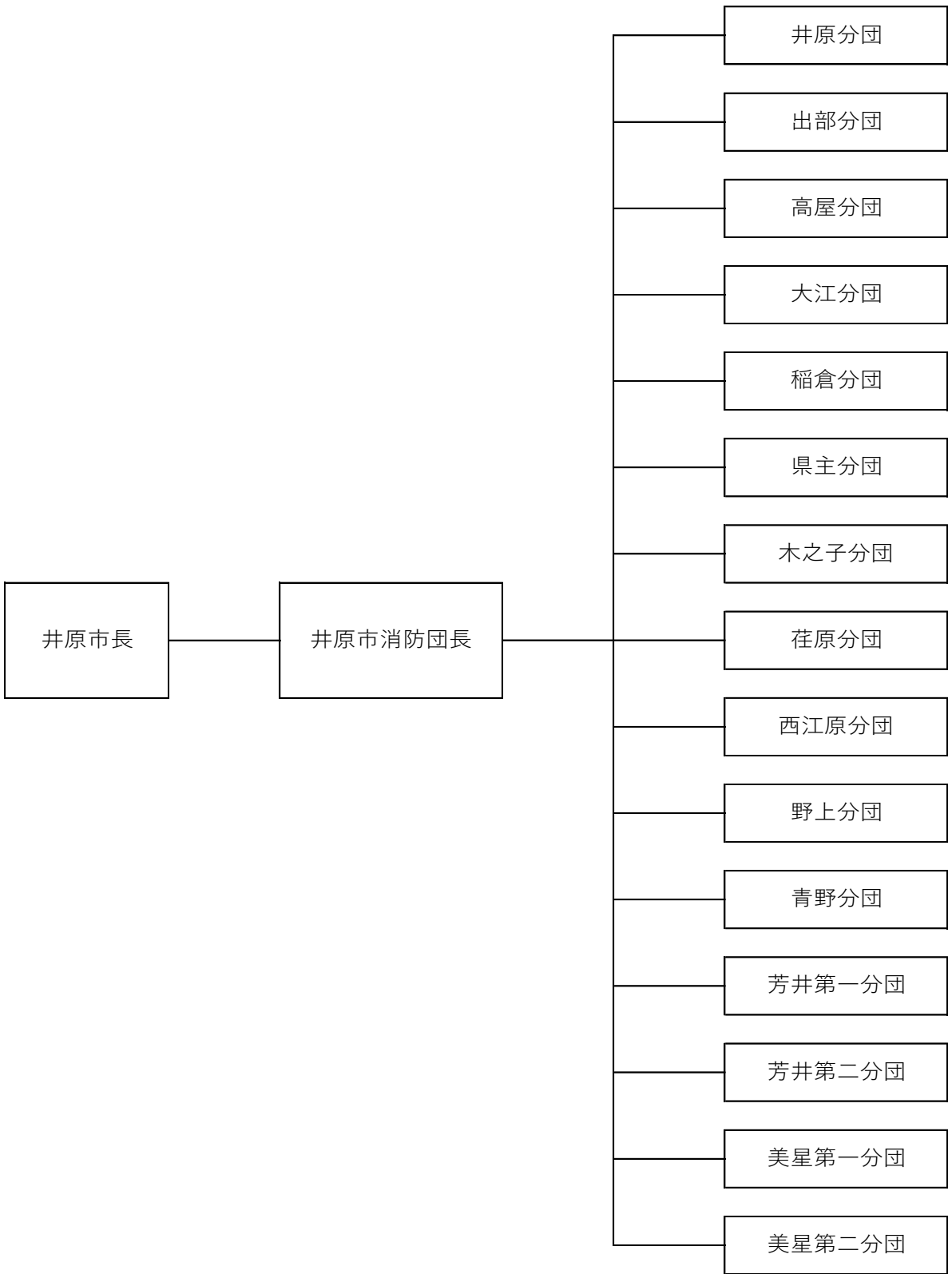
(令和7年1月現在)

設置場所	震度観測点名称	所在地
井原市役所	井原市井原町	井原市井原町311-1
芳井支所	井原市芳井町	井原市芳井町吉井253-1
美星支所	井原市美星町	井原市美星町三山1055

第 2 節 消防施設・設備等

第 1 消防団の機構

(令和 7 年 1 月現在)



第2 消防組合職員数及び消防団員数の状況

○消防組合職員数

(令和7年1月現在)

消防本部	井原消防署	美星分駐所	芳井分駐所	合計
20	34	16	16	86

○消防団員数

(令和7年1月現在)

	部数	団員 定数	実員数	欠員数	備考
団本部		38	26	12	女性団員 11 人
井原分団	4	89	84	5	
出部分団	3	65	54	11	
高屋分団	4	73	68	5	
大江分団	3	62	62	0	
稲倉分団	3	56	54	2	
県主分団	2	54	46	8	
木之子分団	3	59	55	4	
荏原分団	3	57	53	4	
西江原分団	4	78	69	9	
野上分団	2	38	28	10	機能別団員 4 人
青野分団	3	49	48	1	
芳井第一分団	5	126	109	17	機能別団員 1 人
芳井第二分団	6	117	111	6	機能別団員 36 人
美星第一分団	4	108	102	6	機能別団員 33 人
美星第二分団	3	131	120	11	機能別団員 26 人
計	52	1,200	1,089	111	女性団員 11 人 機能別団員 100 人

第3 消防施設の状況

(令和7年1月現在)

【消防組合】

		はしご付 消防ポンプ 自動車	救 助 工作車	水 槽 付 消防ポンプ 自動車	化 学 消防車	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ車 積 載 車	指 令 指揮車
消防組合	井原消防署	1	1	1	1	2		3
	美星分駐所					1		
	芳井分駐所					1		
合計		1	1	1	1	4	0	3

【消防団】

		はしご付 消防ポンプ 自動車	救 助 工作車	水 槽 付 消防ポンプ 自動車	化 学 消防車	消防ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ車 積 載 車	指 令 指揮車
消防団本部								2
井 原 分 団						1	3	
出 部 分 団							3	
高 屋 分 団						2	2	
大 江 分 団							3	
稲 倉 分 団							3	
県 主 分 団							4	
木 之 子 分 団							3	
荏 原 分 団							3	
西 江 原 分 団						1	4	
野 上 分 団							3	
青 野 分 団							3	
芳井第一分団							6	
芳井第二分団						1	7	
美星第一分団						1	3	
美星第二分団						1	2	
合計		0	0	0	0	7	52	2

第4 消防水利の状況

(令和7年1月現在)

種別	公設							私設						計	その他		
区別 地区	消火栓	防火水槽				井戸		防火水槽				井戸			河川	プール	堀池
		100	60	40	20	40	20	100	60	40	20	40	20				
井原	171				2									173	3		
出部	224			3	2	4	2			2				237	2		5
高屋	126			1	11		1							139	3	1	7
大江	75		1		4	1	4				2			87	1	1	11
稲倉	78		1	2	1				1		1			84			18
県主	55			1	3									59		1	17
木之子	93			2	6	1	1		1		1	1	2	108			4
荏原	85			2	9		1			1	1			99	1		9
西江原	147			4	8						1		1	160		1	5
野上	22	1		1	21				1	3	1			50		1	6
青野	59			4	21					1	2			87		1	14
芳井	97			25	48						5			175	4	1	6
明治 (芳井)				9	76					1				86	1		8
共和				7	31									38	7		
三原				8	35						2			45		1	1
堺	96			20	1									116			1
美山	91	1		22						1				115			3
宇戸	47		1	10	2				1					62	1		2
明治 (美星)	36			10	4					2	2			54			5
黒忠	55			11					1	1	1			68			3
計	1,557	2	3	143	284	6	9		5	11	19	1	3	2,042	23	8	125

第5 救助用施設設備の状況

(令和7年1月現在)

井原 消防署	救助工作車 1台	可搬式ウインチ, バケット型担架, バックボード
		救命ボート, 救命索発射銃, 発電機, 送排風機, 検電器
		エンジンカッター, 携帯用破壊器具
		油圧スプレッダーカッター, 高圧線接近警報機
		空気呼吸器, 防塵防毒マスク, 三連はしご, 有毒ガス測定器
		救助用縛帯, 安全帯, マンホール救助器具
	高規格救急車 4台	井原消防署 2台 美星分駐所・芳井分駐所各 1台

第6 化学消火剤等の備蓄

(令和7年1月現在)

所有者	オイルフェンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油吸着材 (枚)	化学消火剤	
				原液(ℓ)	粉末(kg)
井原市 (環境企画課)	100	8	370		
井原地区 消防組合	14	—	1,100	590	

第7 消防施設整備計画

(令和2年度～令和6年度)

年度	事業名	事業主体	事業内容	事業費(千円)
2	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	小型動力ポンプ付積載車3台	14,014
3	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	小型動力ポンプ付積載車1台	4,224
4	常備消防施設整備	組合	高規格救急車1台	31,652
	非常備消防施設整備	市	小型動力ポンプ付積載車1台	5,610
5	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	—	—
6	常備消防施設整備	組合	—	—
	非常備消防施設整備	市	—	—

※消火栓、防火水槽、消防機庫などの消防施設については、地元要望等により適宜整備を進める。

第3節 通信施設・設備等

第1 防災行政無線

○行政用移動局

(令和7年1月現在)

無線種別	型式	回線キャリア	台数	備考
IP 無線機	IM-SS-500	NTT docomo	25	市役所本庁及び各支所へ配備

○消防団用移動局

(令和7年1月現在)

無線種別	型式	回線キャリア	台数	周波数	備考
IP 無線兼 簡易デジタル 無線	IP-700	KDDI	48	351.2MHz ~ 351.38125MHz	市役所本庁、井原消防 署及び消防団へ配備
簡易デジタル 無線	IC-DPR7SBT	—	156		消防団各分団へ配備

第2 消防無線（井原地区消防組合）

(令和7年1月現在)

種別 \ 区分	設置場所・車両	呼出名称	空中線電力	所属
固定局	高月中継所	しょうぼうたかつき	5 mW	井原市 東高月地内
	寺岡山中継所	しょうぼう てらおかやま	5 mW	井原市 芳井町池谷地内
基地局	高月中継所	いばらしょうぼう たかつき	20 W	井原市 東高月地内
	寺岡山中継所	いばらしょうぼう てらおかやま	20 W	井原市 芳井町池谷地内
	遥照山中継所	いばらしょうぼう ようしょうざん	20 W	矢掛町 南山田地内
	鶏足山中継所	いばらしょうぼう けいそくざん	10 W	高梁市 松山字山之上地内
移動局	井原消防署	しょうぼういばら	5 W	井原消防署
	矢掛出張所	やかげしょうぼう	5 W	矢掛出張所
	美星分駐所	びせいしょうぼう	5 W	美星分駐所
	芳井分駐所	よしいしょうぼう	5 W	芳井分駐所

第3 有線放送施設の状況

(令和7年1月現在)

種別	有線施設の設置者	呼出電話番号	加入の状況 (契約数)
有線テレビ	井原放送(株)	62-8181	井原地区 9,531戸
			野上町、神代町、東江原町、木之子町、門田町、西江原町、稗原町、青野町、北山町、七日市町、西方町、岩倉町、下稲木町、上稲木町、井原町、上出部町、下出部町、大江町、高屋町、笹賀町
			芳井地区 1,500戸
			梶江、与井、宇戸川、花滝、吉井、築瀬、川相、種、片塚、井山、池谷、下嶋、上嶋、山村、佐屋、天神山、西三原、東三原
			美星地区 1,136戸
			明治、三山、黒忠、大倉、西水砂、黒木、星田、東水砂、宇戸、烏頭、宇戸谷、上高末
緊急告知システム	井原市	62-9511	井原地区 9,997戸
			芳井地区 1,577戸
			美星地区 1,328戸
			全地域

第4 報道機関

(令和7年1月現在)

報道機関名	所在地	電話番号	FAX番号
山陽新聞社井原支局	七日市町 164-1	62-0331	63-3646
中国新聞社井原支局	上出部町 572	62-1066	65-0032
井原放送	井原町 1934-1	62-8181	62-8183
朝日新聞社岡山総局	岡山市北区野田屋町 1-12-11	086-225-4301	086-225-4306
毎日新聞社岡山支局	岡山市北区柳町 1-1-17	086-231-2111	086-231-2129
読売新聞社倉敷支局	倉敷市大島 369-1-303	086-422-1970	086-422-1977
山陽放送(RSK)倉敷市局	倉敷市白楽町 589-1 山陽新聞社倉敷本社ビル2階	086-423-2881	086-425-7050
NHK新見支局	高梁市本町 46番地 クラージュ紺屋川 201号室 【送付先】 NHK岡山放送局 岡山市北区駅元町 15-1	086-214-4700 (岡山放送局)	086-214-4618 (岡山放送局)
時事通信社岡山支局	岡山市北区柳町 2-1-1 山陽新聞社ビル15階	086-222-7601	086-222-7602
岡山放送(OHK)倉敷支社	倉敷市笹沖 1265 敷島ビル2階	086-424-1623	086-421-7105
共同通信社岡山支局	岡山市北区柳町 2-1-1	086-803-8224	086-803-8227
西日本放送(RNC)岡山本社	岡山市北区野田 3-2-5	086-244-0123	086-243-1170

※秘書広報課から情報提供

第4節 水防施設・設備等

第1 市の水防資機材の備蓄状況

(令和6年4月現在)

倉庫名	所在地	品名 鍵保管者	土のう (枚)	杭 (本)	ロープ (巻)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (丁)	スコップ (丁)	ツルハシ (丁)	のこ (丁)	ペンチ (丁)	ハンマー (丁)	シート (枚)	唐鍬 (丁)	交通止 バリケード (個)
中町	井原	建設課	1,000	200	13	3	8	5	5	15	4	5	3	3	16	2	7
高屋下	高屋	藤井邦子	400	120	12	2	5	3	1	5	3	2	2	2	1	2	3
高屋上	高屋	高屋分団 第4部	600	120	12	2	4	3	5	11	3	6	2	2	1	1	6
向山	西方	県主分団 本部	800	100	10	2	5	3	3	6	3	3	2	2		2	2
木之子	木之子	木之子分団 本部	970	270	21	1	9	4	5	12	5	5	3	3	2	3	7
青木	東江原	建設課	1,000	200	21	3	8	4	6	12	5	5	3	3	1	4	
芳井 支所	芳井町 吉井	芳井振興課	1,000	200	20	3	8	5	5	12	5	5	3	3			
美星 支所	美星町 三山	美星振興課	500	100	10	2	4	3	3	6	3	3	2	2			
合計			6,270	1,310	119	18	51	30	33	79	31	34	20	20	21	14	25

※令和5年度井原市水防計画より

第2 県の水防資機材の備蓄状況

(令和7年1月現在)

倉庫名	品名 所在	土のう (枚)	杭 (本)	縄 (巻)	ロープ (m)	鉄線 (kg)	掛矢 (丁)	鎌 (丁)	ナタ (丁)	スコップ (丁)	鋤練 (丁)	唐鍬 (丁)	ツルハシ (丁)	のこ (丁)	ペンチ (丁)	ハンマー (丁)	斧 (丁)	シート (枚)
井原	西江原	10,000	800	4	50	30	3	4	2	11	5	3	3	3	7	3	3	9

※岡山県地域防災計画資料編より

第5節 水道施設

(令和7年1月現在)

施設名	水源の種別	1日最大 給水能力 (m ³)	1人1日 最大給水能力 (ℓ)	水源の位置
井原市上水道	浅層地下水	16,000	415	西江原町川原端地内 笹賀町二丁目地内 井原町夏目地内
中央簡易水道	浅層地下水	1,094	359	芳井町梶江地内 芳井町吉井地内 芳井町築瀬地内
種花滝簡易水道	浅層地下水	64	379	芳井町種地内
川町簡易水道	浅層地下水	66	369	芳井町下鳴地内
高原簡易水道	表流水 (自流)	17	418	芳井町上鳴地内
美星簡易水道	受水	1,600	362	美星町三山地内

第6節 救助用施設・設備

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。

（災害対策基本法第 49 条の 4）

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。

（災害対策基本法第 49 条の 7）

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるとされている。

（災害対策基本法第 49 条の 8）

第1 指定緊急避難場所・指定避難所

※地震の際は屋外避難を基本とする

地域	地区	指定 避難所	施設の名称	避難場所として 利用可能な面積		避難場所の 収容人数		指定緊急避難場所		
				屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震
井原	井原	◎	井原小学校	2,997	10,728	1,400	3,000	2階	○	○
			井原幼稚園	320	1,668	100	500	×	○	○
			井原市立高等学校	174	2,976	60	990	2階	○	○
			井原高等学校	4,500	15,664	3,000	7,500	○	2階	○
			井原市民会館	964		450		2階	○	○
			井原公民館	510		200		2階	○	○
			田中苑		700		350	×	○	○
			倉掛公園		760		350	×	○	○
			袋田公園		740		350	×	○	○
			向町公園		2,560		1,200	×	×	○
	出部	◎	出部小学校	1,877	7,076	900	1,800	2階	○	○
		◎	井原体育館	2,241		1,000		○	○	○
			出部幼稚園	645	1,228	300	350	2階	○	○
			出部公民館	879		290		2階	○	○
			アクティブライフ井原	1,200	2,800	500	1,000	2階	○	○
			地場産業振興センター	804	2,014	400	670	2階	○	○
			勤労者体育センター	749		100		×	○	×
			井原保健センター	377	2,332	100	1,000	2階	○	○
			井原市グラウンド・ゴルフ場	122	10,700	50	5,000	○	○	○
			七日市公園		1,520		700	×	○	○
			上出部公園		500		250	×	○	○
			井原運動公園		35,626		17,000	×	○	○
			白海公園		220		100	×	×	○
			横田公園		920		450	×	○	○
			田淵公園		1,300		650	×	×	○
			ジャンボ井原店	3,118		1,030		2階	○	○
			大曲公園		920		450	×	○	○

地域	地区	指定避難所	施設の名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所		
				屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震
井原	出部		出部西部公園		3,000		1,500	×	○	○
			水掻公園		2,640		1,300	×	○	○
			馬引公園		3,880		1,900	×	○	○
			リフレッシュ公園（静のゾーン）		32,300		15,000	×	×	○
			㈱イズミゆめタウン井原店	831		270		2階	○	○
	高屋		高屋小学校	1,877	4,861	900	1,400	○	○	○
			高屋幼稚園	194	1,988	90	550	○	○	○
		◎	高屋中学校	3,102	9,484	1,300	2,800	○	○	○
			高屋公民館	639		300		○	○	○
			坊地公園		980		450	×	○	○
			定信公園		1,300		650	×	○	○
			高屋南公園		500		250	×	○	○
			橋詰公園		1,300		650	×	○	○
	大江	◎	大江小学校	1,212	10,341	500	3,100	○	2階	○
			大江幼稚園	208	1,341	100	400	○	○	○
			大江公民館	562		180		×	○	○
			リフレッシュ公園（動のゾーン）		20,300		10,000	×	○	○
			相原公園		3,200		1,600	×	○	○
	稲倉	◎	稲倉小学校	1,627	9,572	600	2,800	○	○	○
			稲倉幼稚園	176	1,029	80	300	○	○	○
			稲倉公民館	543		200		○	○	○
	木之子	◎	木之子小学校	1,768	5,101	850	1,500	2階	○	○
			木之子幼稚園	227	1,600	100	450	×	○	○
			木之子中学校	3,298	10,583	1,300	3,100	2階	○	○
			木之子公民館	305		150		×	○	○
			高月地区コミュニティハウス	97		20		○	○	○
			平木公園		900		450	×	○	○
			笹井公園		1,020		500	×	○	○
	県主	◎	県主小学校	1,399	7,899	650	2,000	○	○	○
			県主幼稚園	206	1,317	100	350	○	○	○
			県主公民館	540		180		○	○	○
			淀農村公園		1,040		500	×	×	○
	荏原	◎	荏原小学校	1,847	7,536	900	2,100	○	2階	○
			荏原幼稚園	182	1,391	90	400	○	○	○
			荏原公民館	401		130		○	○	○
			ふれあいセンター	300	400	150	200	2階	○	○
			早雲の里交流センター	146		40		×	○	○
			青木公園		1,340		600	×	○	○
	野上	◎	野上小学校	809	6,086	400	1,800	○	○	○
			野上幼稚園	103	177	30	50	○	○	○
			野上公民館	256		100		○	○	×
	青野	◎	青野小学校	1,060	4,819	400	1,400	○	○	○
			青野幼稚園	216	516	50	150	○	○	○
			青野公民館	283		100		○	○	×
			葡萄浪漫館		5,068		2,500	×	○	○

地域	地区	指定避難所	施設の名称	避難場所として利用可能な面積		避難場所の収容人数		指定緊急避難場所		
				屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震
井原	西江原	◎	西江原小学校	2,103	7,044	1,000	2,100	○	○	○
			西江原公民館・西江原幼稚園	930	870	300	250	○	○	○
			井原中学校	4,193	11,449	1,400	3,400	○	2階	○
			興譲館高等学校体育館	1,685		800		○	2階	×
			神戸公民館	58	1,326	20	440	○	○	○
			立戸公園		5,400		2,700	×	○	○
			亀迫城山公園		640		300	×	×	○
芳井	芳井	◎	芳井小学校	1,902	4,821	500	1,000	2階	2階	○
			芳井幼稚園	275	973	100	200	×	×	○
			芳井中学校	3,370	14,060	500	1,000	2階	2階	○
			芳井公民館	355	896	150	300	2階	2階	○
			芳井体育館	750		200		○	○	×
			芳井生涯学習センター	1,247	3,275	400	500	2階	2階	○
			東吉井コミュニティハウス	94	855	40	100	○	×	○
			西吉井コミュニティハウス	94	642	40	100	○	○	○
			与井コミュニティハウス	95	203	40	50	×	○	○
			築瀬コミュニティハウス	86	789	40	100	○	×	○
			梶江コミュニティハウス	75	140	30	50	○	○	○
			宇戸川コミュニティハウス	78		30		○	×	×
			晴れの国岡山井原農業協同組合 井原芳井支店（2階、3階）	1,027		450		○	2階	×
			富士パークライト㈱ 芳井工場2階食堂	237		110		2階	2階	×
			芳井運動場		12,818		6,000	×	×	○
	川相		旧川相小学校	792	5,224	200	500	○	○	○
			川相コミュニティハウス	100	1,855	50	150	○	○	○
	明治		旧明治小学校	1,330	5,341	300	600	○	○	○
			旧明治幼稚園	156	610	70	180	○	○	○
			芳井公民館明治分館	174	895	70	200	○	○	○
			花滝コミュニティハウス	99	1,293	50	150	○	○	○
			片塚コミュニティハウス	90	1,071	40	150	○	○	○
			池井コミュニティハウス	112	1,157	50	150	○	○	○
			明治ごんぼう村ふれあい広場		14,988		7,000	×	○	○
	共和		旧共和小学校	1,039	4,646	300	500	○	2階	○
			芳井公民館共和分館	177	196	70	50	○	2階	○
			上嶋コミュニティハウス	81	2,403	40	300	○	×	○
	三原		芳井公民館三原分館	719	5,213	350	1,000	○	○	○
			村入コミュニティハウス	90	684	40	100	○	○	○
			上市公会堂	36	25	10		○	○	×
美星	美山		美星幼稚園	708	2,012	350	600	○	○	○
			美星公民館	370	1,300	150	500	○	○	○
			三山第1公民館	60	200	30	100	○	○	○
			三山第2公民館	60	300	30	150	○	○	○
			三山第3公民館	60	200	30	100	○	○	○
			大倉公民館	60		30		○	○	×
			東水砂公民館	40	200	20	100	○	○	○

地域	地区	指定 避難所	施設の名称	避難場所として 利用可能な面積		避難場所の 収容人数		指定緊急避難場所		
				屋内 (㎡)	屋外 (㎡)	屋内 (人)	屋外 (人)	洪水	土砂	地震
美星	堺	◎	美星小学校	2,580	17,735	500	1,000	○	○	○
			美星中学校	2,759	15,738	500	1,000	○	○	○
			星の郷ふれあいセンター	1,890	18,432	400	1,000	○	○	○
			美星海洋センター	789	90	200		○	○	×
			老人憩の家	80		40		○	○	×
			すぱーく美星	400	400	200	200	○	○	○
			美星農村環境改善センター	200		100		○	○	○
			西水砂公民館	70		30		○	○	×
			東星田公民館	80	400	40	200	○	○	○
			北星田公民館	60		30		○	○	×
			西星田公民館	80		40		○	○	×
			黒木公民館	40	240	20	100	○	○	○
			星の郷テニスコート		2,389		1,000	×	○	○
			北星田農村公園		180		90	×	○	○
	日里		黒萩公民館	70		30		○	○	×
			向組公民館	50		20		○	○	×
			鷹山公民館	60	200	30	100	○	○	○
			本村城平公民館	60		30		○	○	×
			六部落公民館	60	100	30	50	○	○	○
			宗安公民館	60		30		○	○	×
			八日市公会堂	100		50		○	○	×
			加谷公民館	80		40		○	○	○
			水名公民館	50		20		○	○	×
			美星運動場		12,650		2,000	×	○	○
	宇戸		宇頭公民館	60	300	30	150	○	○	○
			宇戸谷公民館	80	300	40	150	○	×	○

◎：指定避難所兼指定緊急避難場所、○：利用可能、2階：2階以上への避難、×：使用不可
 合計 指定緊急避難場所 144箇所 指定避難所 14箇所

第2 福祉避難所

(令和7年1月現在)

施設名	運営母体	所在地	電話番号	定員(人)	受入可能人数(人)
特別養護老人ホーム きのこ荘	(福) 新生寿会	木之子町 2416-1	62-2200	100	20
特別養護老人ホーム みずき	(福) みずき会	東江原町 1661-1	63-2122	70	25
特別養護老人ホーム 小田川荘	(福) 芳仙会	芳井町川相 351	72-1577	50	10
特別養護老人ホーム 長楽園	(福) 小田・後月三友会	美星町西水砂 2236-7	87-3110	70	10
ケアハウス四季が丘	(福) 恭和会	上出部町四季が丘 20-7	65-1600	40	4
介護付有料老人ホーム いばら長寿の里	(有) 出原地所	上出部町 183	62-5060	30	1
サンサンリビング いばら楽寿	(有) 楽寿会	下出部町 2-17-4	67-3200	60	3
コーポラティブらくじゅ	(有) 楽寿会	下出部町 2-17-2	67-3240	30	3
介護付有料老人ホーム ドルフィン岩倉	(株) ドルフィン・エイド	岩倉町 342-1	62-2211	30	2
特別養護老人ホーム 四季の里	(福) 恭和会	上出部町四季が丘 20-4	65-1607	70	30
特別養護老人ホーム 星の郷	(福) 小田・後月三友会	美星町 2466	87-4477	29	2
岡山県立西備支援学校	岡山県	笠岡市東大戸 5075-1	0865-63-1603	398	40
社会福祉法人 こだま園	(福) こだま園	井原市高屋町 4 2 7 5 番地 1	67-2940		10
こだま園東江原ワーク	(福) こだま園	井原市東江原町 3 2 6 番地 1	63-3115	20	10
こだま園芳井ふれあい作業所	(福) こだま園	井原市芳井町与井 1 4 4 番地	72-1427	20	10
こだま園こころ与井	(福) こだま園	井原市芳井町与井 5 0 0 番地	72-0141	20	14

16施設 受入可能人数 194人

第3 病院

(令和7年1月現在)

施設名	経営 主体	患者収容定員			所在地	管理者	電話	備考
		一般	療養	計				
井原市立井原市民病院	市立	105	45	150	井原町 1186	前田 徹也	62-1133	救急
小田病院		33		33	井原町 582	小田 健司	62-1355	救急
菅病院		32		32	井原町 124	溝口 博喜	62-2831	救急
大山眼科		6		6	井原町 1228-2	大山 明子	63-1313	
ほそや医院					七日市町 102	細谷 武史	62-1373	
平木眼科医院		5		5	七日市町 132	平木 泰典	65-0506	
森本整形外科医院		19		19	上出部町 473	森本 裕樹	62-6000	救急
井原腎泌尿器科 クリニック					上出部町 513	西村 元一	62-2960	
鳥越医院					笹賀町 2-21-3	鳥越 恵治郎	63-1656	
井原第一クリニック		19		19	高屋町 127-1	宮口 直之	67-0331	
青木内科					高屋町 4-24-10	青木 光正	67-3138	
タカヤクリニック					高屋町 3-24-10	和田 佳久	67-0011	
きのか診療所					西方町 1425-1	加藤 知之	62-7020	
長尾整形外科 リハビリテーション科					西江原町 867-1	長尾 知之	62-2510	
原田内科医院					西江原町 851-1	原田 寛	63-1620	
前谷内科クリニック					西江原町 666-1	前谷 繁	63-4888	
山成医院					芳井町与井 44-7	山成 洋	72-0101	
河合医院					芳井町吉井 89-1	河合 恭廣	72-1556	
赤木医院共和診療所					芳井町下鴨 2546	赤木 信斎	74-0624	
赤木医院					芳井町東三原 1061-1	〃	74-0802	
三宅医院					美星町星田 5191-1	三宅 伊知郎	87-2303	
井原市立美星国保診療所	市立				美星町大倉 2467-4	谷口 眞	87-2525	

第4 第二種感染症指定医療機関

(令和7年1月現在)

設置主体	施設名	病床数	所在地	電話番号
公益財団法人 大原記念 倉敷中央 医療機構	倉敷中央病院	10 床	倉敷市美和1丁目1-1	(086)422-0210

第5 火葬場

(令和7年1月現在)

施設名	設置者	設備	所在	電話番号
井笠広域斎場	岡山県西部 衛生施設組合	火葬炉7基 汚物炉1基	笠岡市走出3057-45	(0865)65-1428

第6 応急給水用資機材の現況

(令和7年1月現在)

所有者	内訳			計	備考
	種別	容量	個数		
井原市	給水タンク	1,000 リットル	6 個	15,816 リットル	
	ポリタンク	18 リットル	75 個		
	非常用飲料水 給水袋	6 リットル	911 個		
	加圧式給水車	3,000 リットル	1 台		

第7節 防疫活動用資材保有状況

(令和7年1月現在)

資材名	内容・数量	保管場所及び数量	備考
電動噴霧器	1 台	健康医療課 1 台	
石灰	56 袋	環境企画課 56 袋	即時発注

第8節 清掃施設・設備等

第1 じん芥・し尿等運搬車両保有状況

(令和7年1月現在)

区分	所有者	台数	容量	備考
じん芥	株式会社 井原環境保全	14台	50.30t	8.20t 1台
				7.90t 1台
				3.50t 1台
				3.40t 1台
				3.35t 2台
				3.30t 2台
				3.25t 1台
				3.00t 2台
				2.70t 1台
				1.70t 1台
じん芥	株式会社 クリーンサービス・イバラ	15台	34.40t	0.35t 1台
				3.80t 1台
				3.25t 2台
				3.20t 4台
				2.95t 1台
				2.75t 1台
				2.70t 1台
				2.55t 1台
				1.35t 1台
				0.70t 1台
じん芥	株式会社 三美産業	18台	41.30t	0.35t 3台
				4.00t 1台
				3.55t 1台
				3.20t 1台
				3.00t 2台
				2.95t 1台
				2.70t 1台
				2.60t 1台
				2.10t 1台
				2.00t 4台
し尿	株式会社 井原環境保全	9台	43.5kl	1.8kl 1台
				3.0kl 3台
				3.1kl 1台
				3.7kl 3台
				10.8kl 2台
	株式会社 クリーンサービス・イバラ	11台	46.8kl	2.7kl 5台
				3.0kl 3台
				4.9kl 1台
				9.6kl 1台
				9.8kl 1台
し尿	株式会社 三美産業	10台	28.15kl	3.4kl 1台
				3.15kl 1台
				3.0kl 6台
				1.8kl 2台

第2 清掃施設

(令和7年1月現在)

区分	施設名	設置者	処理能力	所在地
一般廃棄物 ・可燃ごみ	井原クリーン センター	岡山県 井原地区 清掃施設組合	90 t / 日 45 t / 16 h × 2 炉	木之子町 2192-1
一般廃棄物 ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源ごみ	井笠広域資源化 センター	岡山県 西部衛生 施設組合	【不燃・粗大ごみ】 40 t / 日 【資源ごみ】 27 t / 日	笠岡市平成町 105
一般廃棄物 ・不燃ごみ	一般廃棄物 埋立処分場	井原市	32,980 m ³	高屋町野々迫
一般廃棄物 ・不燃ごみ ・資源ごみ	井原リサイクル センター	(有)井上興産	【不燃・資源ごみ】 8 t / 日	岩倉町 236
し尿	井笠広域 クリーン センター	岡山県 西部衛生 施設組合	210 kℓ / 日	笠岡市平成町 100
し尿 (生活雑排水含む)	井原浄化 センター	井原市	12,800 m ³ / 日	七日市町 4346-1
焼却残渣、 不燃物残渣	井笠広域 一般廃棄物 埋立処分場	岡山県 西部衛生 施設組合	35 m ³ / 日	高屋町 5096

第6章 必需物資の備蓄及び調達先

第1節 米穀大型とう精工場

(令和7年2月現在)

調達先	所在地	電話番号
井原食糧企業組合	井原市井原町 182-2	62-1166

第2節 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第4章Ⅰ第11の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第4章Ⅰ第11の1の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記(1)の場合にあつて、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があつた場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2)又は(3)の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1の(1)の要請があつた場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章Ⅰ第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙2)

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包装	量 目	等級	数量 (キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と
〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売
買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）
第 1 条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、
延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）
第 2 条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するも
のとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を

求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官 印

乙 住所
氏名 印

第3節 救急医薬品等の緊急調達先

(令和7年1月現在)

医薬品

調達先	所在地	電話
岡山県薬剤師会井原支部	井原市七日市町 543 (久安薬局内)	62-2143

消毒剤

調達先	所在地	電話	資材名
岡山県薬剤師会井原支部	井原市七日市町 543 (久安薬局内)	62-2143	クレゾール 塩化ベンザルコニウム 次亜塩素酸ナトリウム
晴れの国岡山農業協同組合 井原アグリセンター	井原市東江原町 1705-3	62-1433	石灰 (粉体消石灰)
晴れの国岡山農業協同組合 井原芳井支店	井原市芳井町吉井 97	72-1414	
晴れの国岡山農業協同組合 美星支店	井原市美星町三山 1038	87-2531	
ヤマリ(有)	井原市高屋町二丁目 8-4	67-0407	
藤井建材店	井原市井原町 3301-7	62-0663	

第4節 主な備蓄物資等の備蓄量

(令和7年1月現在)

品名	数量	備蓄場所等
アルファ化米(食)	22,851 食	本庁・支所・指定避難所
飲料水(500ml)(本)	15,988 本	本庁・支所・指定避難所
毛布(枚)	1,082 枚	本庁・支所・指定避難所
敷きマット(枚)	1,081 枚	本庁・支所・指定避難所
簡易トイレ(収納袋)(回分)	39,760 回分	本庁・支所・指定避難所
パーティション(枚)	484 枚	本庁・支所・指定避難所

第7章 建設機械の保有

(令和7年1月現在)

機械の種類	能力	所有者	備考
ダンプカー	2t (イスズ エルフ)	井原市	建設課
〃	2t (マツダ タイタン)	〃	美星振興課

第8章 輸送車両等の保有

第1節 一般社団法人岡山県トラック協会井原分会所属事業所保有車両

(令和7年1月現在)

28事業所合計	保有車両数					合計
	普通	小型	けん引	被けん引	小計 (被けん引を除く)	
	620	9	36	42	665	

普通＝普通貨物車（1ナンバー）

小型＝小型貨物車（4ナンバー）

けん引＝けん引自動車

普通・けん引・被けん引は特積含を含む

※災害発生時等の緊急・救援輸送等に関する協定（岡山県）

※岡山県地域防災計画資料編より

第2節 旅客輸送事業者保有自動車

(令和7年1月現在)

4事業所合計 (株)西部観光バス、日の丸タクシー(株)、 一丸タクシー(株)、北振バス(株)	保有自動車数	
	乗合	貸切
	16	44

※井原市内で営業している旅客輸送事業者

※岡山県地域防災計画資料編より

第3節 市有車両の保有状況

(令和7年1月現在)

区分	台数	区分	台数
普通乗用車	8台	小型乗用車	7台
普通四輪貨物車	7台	小型四輪貨物車	18台
特殊作業車	67台	軽四輪自動車	73台
マイクロバス	11台	大型バス	0台

第4節 ヘリポート適地

(令和7年1月現在)

名称	所在	連絡先	散水	最大機種
井原運動公園陸上競技場	上出部町 1671-1	62-9533	要	CH-47
野上青少年研修広場	野上町 4789-1	62-9527	不要	CH-47
木之子小田川右岸公園	木之子町 150 番地先	62-9524	不要	CH-47
星の郷ふれあいセンター	美星町星田 2-10	63-3347	要	CH-47
芳井運動場	芳井町吉井 1851-1	62-9533	要	CH-47
芳井公民館三原分館	芳井町西三原 1299-1	63-3347	要	B-412
ごんぼう村ふれあい広場	芳井町花滝 3712-3	62-9533	要	CH-47
美星小学校	美星町西水砂 20	62-9531	要	CH-47
高屋中学校運動場	高屋町 2 丁目 9-1	62-9531	要	CH-47
芳井中学校運動場	芳井町吉井 4052	62-9531	要	CH-47
旧川相小学校運動場	芳井町川相 1461	62-9531	要	B-412
旧共和小学校運動場	芳井町下嶋 2962-1	62-9531	要	B-412
経ヶ丸グリーンパーク自由広場	笹賀町 1682-1	62-9504	不要	B-412
旧黒忠小学校運動場	美星町黒忠 2688	62-9504	不要	B-412
旧宇戸中学校運動場	美星町宇戸谷 2079	62-9504	要	B-412
井原消防署車庫前	七日市町 3216	62-9119	不要	B-412
井原ゴルフ倶楽部	野上町 438-6	63-2111	不要	B-412

※機種の大きさ：CH-47＞B-412＞BK117

※岡山県地域防災計画資料編より

第5節 自衛隊の災害用資機材等

第1 岡山県からの預託機材

(令和7年1月現在)

品名	数量	品名	数量
チェーンソー (16 吋)	1 3	ナタ柄カバー付	9 0
〃 (20 吋)	1 5	造林鎌	7 5
チェーンソー替刃 (16 吋)	2 1	唐鎌	9 0
〃 (20 吋)	2 4	バンビバケットモデル 1518(自給式)	2

※岡山県地域防災計画資料編より

第2 日本原駐屯地保有機材等

(令和7年1月現在)

品名	数量	備考（能力等）
野外炊具1号	3	炊事能力 約200名分／1台
野外炊具2号	5	炊事能力 約50名分／1台
水トレーラ（1t用）	6	給水能力 約8t／1回
水缶（20ℓ）	100	
十字（マトック）	356	道路・水路の啓開
エンピ（ショベル）	760	
とび口	16	
チェーンソー	8	
中型油圧ショベル	1	
ダンプトラック	1	
照明セット	3	夜間の照明能力
大型トラック	36	人員輸送 約870名
超大型トラック	15	物資輸送 約298t
人命救助システム（中隊用）	4コセット	人命救助活動
人命救助システム（小隊用）	8コセット	
人命救助システム（分隊用）	16コセット	
人命救助システム（個人用）	200コセット	

※上記の数量・能力等は、日本原駐屯地保有の最大数量・能力である。

※岡山県地域防災計画資料編より

第9章 防災対策上重要な制度等

第1節 自主防災組織の組織状況

(令和7年1月現在)

組織 \ 区分	組織数	人員	備考
女性防火クラブ	8	72名	
少年消防クラブ	13	755名	
幼年消防クラブ	15	318名	
自主防災会	94	16, 125世帯	組織率 96.97%

第2節 災害救助制度

第1 災害救助法の適用

○救助の種類と実施期間

救助の種類	実施期間
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内着工
3 炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4 飲料水の供給	〃
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6 医療	災害発生の日から14日以内
7 助産	分べんした日から7日以内
8 被災者の救出	災害発生の日から3日以内
9 被災住宅の応急修理	災害発生の日から3カ月以内
10 学用品の給与	災害発生の日から1カ月又は15日以内
11 埋葬	災害発生の日から10日以内
12 死体の搜索	〃
13 死体の処理	〃
14 住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃

第2 災害救助法施行細則

○災害救助法施行細則（昭和35年4月19日岡山県規則第23号）

（趣旨）

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)の施行については、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の定めるところによる。ただし、同告示によっては救助の適切な実施が困難な場合には、令第三条第二項の規定により内閣総理大臣に協議し、別に定めるものとする。

（物資の保管命令、収容等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書）

第三条 法第五条第二項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する公用令書、規則第一条第四項に規定する公用変更令書及び同条第五項に規定する公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- 一 公用令書 様式第一号の一から第一号の四まで
- 二 公用変更令書 様式第二号
- 三 公用取消令書 様式第三号

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、台帳(次項及び第五条において「強制物件台帳」という。)に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用変更令書又は第三号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第四条 規則第二条第二項の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該職員が、同条第三項の規定により、受領調書(様式第五号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失の補償に係る記録）

第五条 規則第三条の規定による損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書）

第六条 法第七条第四項において準用する法第五条第二項に規定する公用令書及び規則第四条第三項に規定する公用取消令書の様式は、次に定めるところによる。

- 一 公用令書 様式第七号
- 二 公用取消令書 様式第八号

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、台帳(次項において「救助従事者台帳」という。)に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

第七条 規則第四条第二項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合には、医師の診断書
- 二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

（実費弁償の程度）

第八条 令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第二のとおりとする。

第九条 削除

(立入検査証票)

第十条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、様式第十一号によるものとする。

(扶助金支給申請書の添付書類)

第十一条 規則第六条に規定する扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区別に従い、所要の書類を添付しなければならない。

- 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入の途がない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定による扶助金の支給申請書には、規則第六条及び前項に定める書類のほか、協力命令を発した旨の知事の証明書を添付しなければならない。

(災害発生市町村等の長による救助の実施に関する事務の実施)

第十二条 令第十七条第一項の規定による通知を受けた災害発生市町村等の長は、第三条から第七条までに規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を行うものとする。

(一部繰替支弁の弁償請求)

第十三条 災害発生市町村等の長は、法第三十条の規定により一時繰替支弁を行つたときは、請求書に領収書の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に弁償を請求するものとする。

附 則 (略)

第3 災害救助法の適用基準

市町村別災害救助法適用基準早見表

市町村名	人口 (人)	令1号基準 (世帯)	令2号基準 (世帯)
岡山市	724,691	150	75
倉敷市	474,592	150	75
津山市	99,937	80	40
玉野市	56,531	80	40
笠岡市	46,088	60	30
井原市	38,384	60	30
総社市	69,030	80	40
高梁市	29,072	50	25
新見市	28,079	50	25
備前市	32,320	60	30
瀬戸内市	36,048	60	30
赤磐市	42,661	60	30
真庭市	42,725	60	30
美作市	25,939	50	25
浅口市	32,772	60	30
和気町	13,623	40	20
早島町	12,368	40	20
里庄町	10,950	40	20
矢掛町	13,414	40	20
新庄村	813	30	15
鏡野町	12,062	40	20
勝央町	10,888	40	20
奈義町	5,578	40	20
西粟倉村	1,398	30	15
久米南町	4,530	30	15
美咲町	13,053	40	20
吉備中央町	10,886	40	20
合 計	1,888,432		

(注) 1. 人口は令和2年国勢調査(確定値)の数値。

2. 令1号(又は、2号)基準とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号(又は2号)を指し、
2号基準は、県下の住家滅失世帯数が1,500世帯を超えた場合に適用。

※岡山県地域防災計画資料編より

第3節 災害被災者援護制度

第1 災害弔慰金等の支給

1. 災害弔慰金

(1) 対象者

下記の災害による死亡者

ア 1の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上である災害（住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるものとする。）

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給額

遺族の生計を主として維持していた場合 死亡者1人当たり 500万円

その他の場合 死亡者1人当たり 250万円

(3) 実施主体

市町村

(4) 負担区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4

2. 災害障害見舞金

(1) 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障害を有する者

(2) 支給額

生計を主として維持している場合 250万円

その他の場合 1人当たり 125万円

(3) 実施主体

市町村

(4) 負担区分

国 2／4 県 1／4 市町村 1／4

第2 災害援護資金等の貸付

1. 災害援護資金

(1) 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により被害をうけた世帯であつて、かつ次の要件を満たす世帯の世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円 "
3人	620万円 "
4人	730万円 "
5人以上1人増すごとに加算	30万円
住居が滅失した場合	1,270万円未満

(2) 貸付限度額

被害の種類及び程度	限度額
① 世帯主の1カ月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000
イ 住居の半壊	1,700,000
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000
エ 住居全体の滅失又は流失	3,500,000
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000
イ ②のウの場合	3,500,000
ウ ③のイの場合	3,500,000

(3) 貸付期間等

据置期間 3年（特別の場合5年）
償還期間 10年（据置期間を含む）
利 率 年0～3%（据置期間中は無利子）
償還方法 年賦、半年賦又は月賦（原則として元利金等償還）
保 証 人 市町村による

(4) 実施主体 市町村

(5) 負担区分 国 2／3 県 1／3 市町村 0

2. 災害援護資金、生活福祉資金、母子福祉金及び寡婦福祉資金の概要

条件等	災害援護資金		生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
1 貸付機関	市		県社会福祉協議会	県(県民局健康福祉部)
2 適用災害	災害救助法が適用になった災害		特別の制限なし。 ただし、左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。	特別の制限なし
3 貸付対象者	一定の被害を受けた世帯であつて、かつ、次の要件を満たす世帯		低所得世帯で他から融資を得られない世帯	・母子家庭の母 (配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者) ・父子家庭の父 (配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者) ・寡婦 (配偶者のない女子であつて、かつて母子家庭の母であつた者)
	世帯人員	世帯の所得の合計額		
	1人	220万円未満		
	2人	430万円 "		
	3人	620万円 "		
	4人	730万円 "		
	5人以上1人増すごとに加算	30万円		
	住居が滅失した場合	1,270万円未満		
4 資金種別	災害援護資金		災害援護資金	住宅資金、転宅資金外
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ 150～350万円		150万円 ただし、住宅資金との重複貸付によって最高350万円	①住宅資金 200万円外 ②転宅資金 26万円外
6 貸付期間	1 据置期間 3年 (ただし、特別の場合5年) 2 償還期間 10年 (据置期間含む)		1 据置期間 6ヵ月以内 (災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 7年以内 (据置期間経過後)	1 据置期間 住宅資金、転宅資金 6ヶ月 (被害の程度により最高1年6ヶ月間延長可能) 2 償還期間 住宅資金 7年以内 転宅資金 3年以内
7 償還方法	半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)		月賦、半年賦、年賦 (原則として元利均等償還)	月賦、半年賦、年賦 (元利均等償還)

条件等	災害援護資金	生活福祉資金	母子・父子・寡婦福祉資金
8 貸付利率	1 普通利率 年 3 % (据置期間中は無利子)	1 無利子 (連 帯 保 証 人 有) 1.5% (連 帯 保 証 人 無) 2 延滞利率 年 5.0%	1 普通利率 無利子 (連帯保証人有) 年 1.0% (連帯保証人無) 2 延滞利率 年 10.75%
9 担保	1 物 的 担 保 なし 2 保 証 人 1 人	1 物的担保 なし 2 保 証 人 原則として 1 人 (借受人と県内同一居住者)	1 物 的 担 保 なし 2 保 証 人 原則として 1 人 (借受人と県内同一居住者)
10 提出書類	1 借入申込書 2 本人及び保証人の印鑑証明 3 負傷の場合は診断書	1 借入申込書(市社会福祉協議会に備付) 2 罹災証明書 3 民生委員調査書 4 市社会福祉協議会長の調査意見書 5 借受人世帯・連帯借受人・連帯保証人の所得証明書等 6 個人情報の取扱について(同意書) 7 工事見積書及び平面図など 8 補修等の計画書及び経費見積書	1 貸付申請書 2 戸籍謄本 3 被災証明書 4 住宅計画書及び住宅経費見積書 等
11 申請 経由機関	【申込者】 ↓ 【市】 ↑ 【県】 ↑ 【国】	【申込者】 ↓ 【民生委員】 ↓ 【井原市社会福祉協議会】 ↓ 【岡山県社会福祉協議会】	【申込者】 ↓ 【市】 ↓ 【県民局健康福祉部】
12 貸付 審査機関	市	岡山県社会福祉協議会 (貸付審査会)	県(県民局健康福祉部)
13 取扱機関	市	井原市社会福祉協議会	市

第3 災害融資制度

法 令 名	区分	内容	対象	受付（相談）窓口
住宅金融公庫法 （昭和 25 年法律第 156 号）		災害で被災した住宅を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	住宅金融公庫
中小企業信用保険法 （昭和 25 年法律第 264 号）		災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信用保証協会
国民生活金融公庫法 （昭和 24 年法律第 49 号）		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	国民生活金融公庫
中小企業金融公庫法 （昭和 28 年法律第 138 号）		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	中小企業金融公庫
商工組合中央金庫法 （昭和 11 年法律第 14 号）		特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	商工組合金融公庫
独立行政法人福祉医療機構法 （平成 14 年法律第 166 号）		災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県保健福祉部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）		農林漁業者に対する経営資金、被害組合に対する事業資金の融資	農林漁業者 農業協働組合等	農林課
株式日本政策金融公庫法 （昭和 27 年法律第 355 号）		農林漁業施設の災害復旧費の融資	農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等	農林課 株式会社 日本政策金融公庫 農業協働組合等
		災害の減収補てん等経営維持安定を図るための融資	農業者 農業生産法人	
母子・父子及び寡婦福祉法 （昭和 39 年法律第 129 号）		災害を受けた店舗、田畑及び住居の復旧に必要な資金の貸付	母子世帯、父子世帯、寡婦	子育て支援課
		既貸付金の支払猶予措置		
災害弔慰金の支給等に関する法律 （昭和 48 年法律第 82 号）		災害援護資金の貸付	被災者 （所得制限あり）	福祉課
生活福祉資金貸付制度要綱 （昭和 36 年厚生省発社第 142 号）		災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたため貸し付ける資金	井原市 社会福祉協議会

第 10 章 予報及び警報等の種類と基準等

第 1 節 気象注意報等の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。大雨及び洪水注意報は、警戒レベル 2。

岡山地方気象台が井原市に発表する注意報の種類（井原市の発表基準は別表 1 のとおり）

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には晩霜期に農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

第2節 気象警報等の種類及び発表基準

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

岡山地方気象台が井原市に発表する警報の種類（井原市の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

（注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(別表1)

警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 岡山地方気象台

井原市	府県予報区	岡山県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	井笠地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 125
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=26.7
		複合基準 ^{*1}	小田川流域=(5, 18.6)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	流域雨量指数基準	小田川流域=21.3
		複合基準 ^{*1}	小田川流域=(5, 16.7)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ	①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨 ^{*2}	
	低温	最低気温 -3℃以下 ^{*3}	
	霜	晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温:-1℃~3℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。

^{*3} 気温は岡山地方気象台の値。

第3節 気象等に関する特別警報の種類及び発表基準

暴風、大雨、大雪、暴風雪等が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

特別警報の種類		概要
特別警報	大雨 特別 警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風 特別 警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪 特別 警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒がよびかけられる。
	大雪 特別 警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断をする。

第4節 火災気象通報

火災気象通報の基準

岡山地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

【参考】

乾燥注意報：最小湿度 35%以下で実効湿度 60%以下

強風（平均風速）注意報：陸上 12m/s 以上、海上 15m/s 以上

（注）実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表すものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表すものである。

第5節 火災警報

市町村長（消防組合管理者）が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

火災警報発令基準－〔市町村条例で地域の実状に応じ規定〕

区分	気象状況の基準	
1	実効湿度	50%以下
	最小湿度	30%以下
2	実効湿度	60%以下
	最小湿度	40%以下
	最大風速	7 mを超える
3	平均風速	10m／s 以上で1 時間以上連続して吹く見込みのとき

第 1 1 章 災害対策の協定等

第 1 節 岡山県防災行政無線局の管理及び運用に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と井原市（以下「乙」という。）は、とは、防災行政事務及び一般行政事務に関し緊密な連絡体制を確立するため、甲が乙の庁舎施設内に設置した岡山県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、次のとおり協定する。

（無線局の運用）

第 1 条 乙は、無線局を運用するものとし、運用に当たっては、電波法（昭和 2 5 年法律第 131 号）等の関係法令及び甲が別に定める岡山県防災行政無線運用要綱（以下「要綱」という。）を遵守するものとする。

（庁舎施設の無償使用）

第 2 条 乙は、無線局の設置に必要な庁舎施設を甲に無償で使用させるものとする。

（無線管理者）

第 3 条 乙は、無線局に要綱第 5 条に定める無線管理者を置くものとする。

（無線従事者）

第 4 条 乙は、法令に定めるところにより無線局に無線従事者を置くものとする。

2 乙は、前項の無線従事者を配置し又は異動したときは速やかに甲に報告しなければならない。

（無線台帳）

第 5 条 乙は、甲が作成した無線台帳を保管し、無線設備の変更等を生じたときは、その都度記帳するものとする。

（設備の変更等）

第 6 条 乙は、無線設備又はその設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとし、それに要する経費は乙の負担とする。

2 乙が運用する無線局の設備の保守管理等の経費は、乙の無線局が運用開始した年度から 2 年間は甲の負担とし、その後の負担額については甲・乙別途協議して定める。

（その他）

第 7 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

昭和 5 4 年 3 月 3 1 日

甲 岡山県
岡山県知事

乙 井原市
井原市長

第2節 福山地区消防組合・井原地区消防組合消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき福山地区消防組合、井原地区消防組合の管内において発生した場合にそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、福山地区消防組合と井原地区消防組合（以下「協定団体」という。）の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定団体の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した福山地区消防組合及び井原地区消防組合（以下「要請団体」という。）の長又は消防長（以下「要請団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に協定団体の長又は消防長に対し行うものとする。

- (1) 災害が協定団体に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請団体の消防力によっては、災害防御が著しく困難と認める場合
- (3) 災害を防御するため、協定団体が保有する車両、資器材等を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時、及び集合場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定団体（以下「応援団体」という。）の長又は消防長（以下「応援団体の長」という。）は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援団体の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請団体の長に通報するものとする。

3 応援団体の長は、応援要請に応ずることができない場合はその旨すみやかに要請団体の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請団体の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができるものとする。

(報告)

第7条 応援隊の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請団体の長に報告するものとする。

2 要請団体の長は、災害活動終了後すみやかに災害概要を応援団体の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援団体が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が要請団体への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請団体が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料品の支給に要する経費

ウ 応援隊が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援団体と要請団体が協議し定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定団体が協議して別に定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めない事項については協定団体間において協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、平成7年10月1日から施行する。

平成7年10月2日

福山地区消防組合

管理者 福山市長

井原地区消防組合

管理者 井原市長

第3節 災害時における応急対策業務の実施に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と井原市建設業協会 株式会社志多木組（以下「乙」という。）は、市内の公共施設、公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共施設等」という。）において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

応急対策業務は、井原市建設業協会の会員が実施するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

（1）障害物の除去及び応急対策等

（2）その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者（以下「応急対策実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

（支払）

第9条 甲は、第7条の報告が出たときは、その内容を審査し、合格した場合、乙の会員は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから30日以内に乙に委託料を支払うも

のとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する建設経済部長を、乙にあっては協会の会長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意志表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年4月25日

甲 井原市井原町3 1 1 番地 1
井原市
井原市長

乙 井原市井原町3 1 7 番地 2
井原市建設業協会
会長

第4節 井原市災害緊急放送の実施に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と井原放送株式会社（以下「乙」という。）とは、井原市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、井原市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の放送設備を利用して災害に関する緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（遵 守）

第2条 甲及び乙は、互いに井原市地域防災計画の趣旨を遵守し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するように努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙が所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費などに関わる費用を負担するものとする。

2 乙は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの異議申し立てのない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年 6月 2日

甲 井原市 井原市長

乙 井原放送株式会社 代表取締役

○災害緊急放送要領

①目 的

災害緊急放送は、井原市における突発的な災害に際し、災害の情報、被害の状況、避難情報、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

②基本姿勢

- (1) 災害情報に関しては、井原市及び井原放送は、市民に対して可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

③災害緊急放送

災害緊急放送とは、井原市において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、井原市は井原放送が所有する放送設備を利用し、井原放送が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいう。

④災害緊急放送方式

- (1) 生放送：アナウンサーがスタジオなどから災害情報を放送する。
(但し、現場からのリポートを行う場合もある。)
- (2) 字幕放送：状況及び必要性に応じて、放送番組上に字幕で情報を告知する。
- (3) 文字放送：状況及び必要性に応じて、静止画によって情報を伝える。
※ いずれの場合も、井原市の職員は放送における情報収集をサポートし情報の整理にあたる。

⑤災害の種類及び災害緊急放送基準

- ・ 火災等：大規模火災など市民に知らせる必要のある場合
- ・ 地震等：井原市及び井原放送が必要と判断したとき
- ・ 風水害：災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- ・ その他：井原市及び井原放送が必要と判断したとき

⑥報 告

- (1) 井原市は、災害対策本部を設置又は解散したときは、延滞なく井原放送にその旨を連絡する。
- (2) 井原放送は、放送終了等の場合その旨を連絡する。

第5節 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約

（目 的）

第1条 岡山県避難勧告等情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

（構 成）

第2条 連絡会は、別表に掲げる機関をもって構成することとし、それぞれ委員及び連絡責任者を定めるものとする。

（会 長）

第3条 連絡会に会長を置くものとし、岡山県総務部危機管理課長をもってあてる。

（会長の職務、権限等）

第4条 会長は連絡会を代表し、会務を統轄する。

（連絡会の開催）

第5条 連絡会は、会長が必要があると認めるときに開催する。

（会 務）

第6条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- （1）伝達する避難勧告等の内容
- （2）市町村から放送事業者への情報伝達方法
- （3）情報伝達に用いる様式
- （4）関係者連絡先

（情報伝達の方法）

第7条 避難勧告等の伝達方法については別に定める。

（事務局）

第8条 連絡会の事務を処理するため、岡山県総務部危機管理課に事務局を置く。

（附 則）

この規約は、平成17年9月20日から実施する。

○避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ

(目 的)

第1条 この申し合わせは、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約第7条に基づき、災害時の避難勧告等の情報伝達について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報)

第2条 対象となる情報（以下「情報」とする。）は次のとおりとする。

(1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令

- ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の発令
- ② ①に準じて行う避難準備情報の発令

(2) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の解除

- ① 法第60条第4項に基づき市町村長が行う避難勧告及び避難指示の解除
- ② 上記①に準じて行う避難準備情報の解除

(情報の内容)

第3条 前条で定めた情報の内容は下記項目のとおりとする。

- (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令
- (2) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の解除
- (3) 発表時間
- (4) 対象地区
- (5) 避難先（指定されている場合）

(伝達手段)

第4条 情報は別紙で定めた様式でFAXにより伝達することを原則とし、必要な場合はFAX送信について電話で確認することとする。

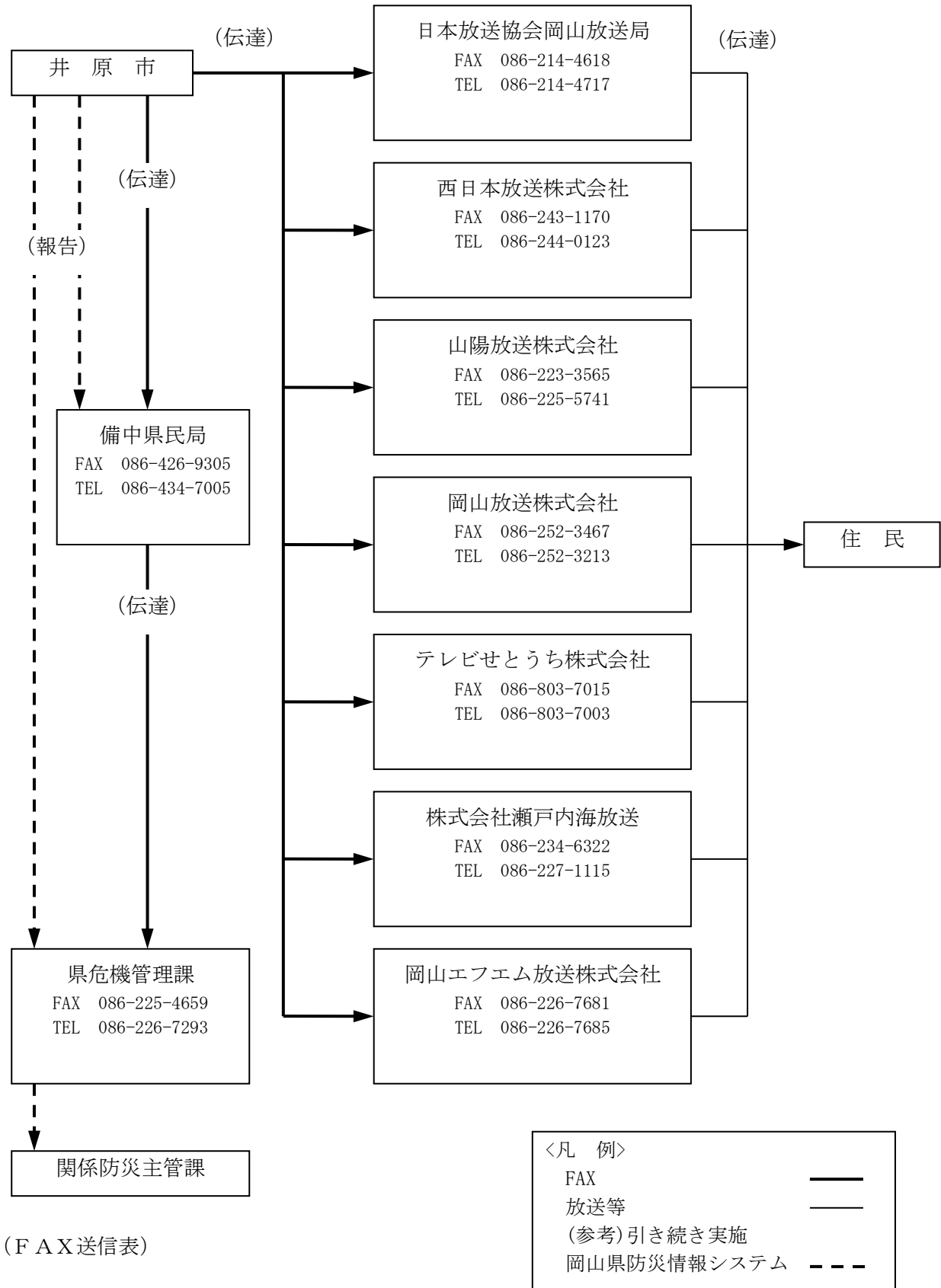
(情報伝達系統)

第5条 情報伝達系統は別紙のとおりとする。

(住民への伝達)

第6条 放送事業者は、市町村から情報のFAXを受信した場合は住民に伝達するため、自主的な判断により放送することに努めることとする。

◇情報伝達系統図◇



平成28年2月現在

各放送事業者
県民局協働推進室
岡山県危機管理課(危機管理・防災センター)

平成 年 月 日 時 分
あて

市町村名：

担 当 者：

電話番号：

避難勧告等通知書 第 号

	新規・継続の別	発令内容	発令日時	対象地区(世帯数・避難先)
1	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
2	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
3	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
4	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
5	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
6	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
7	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
8	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
9	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
10	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
11	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
12	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
13	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
14	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
15	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
16	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
17	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
18	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
19	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
20	新規・継続		月 日 時 分	地区 ()
	備 考			

【記載上の注意事項】

- ※注 1 新規に発令された地区だけでなく、FAX送信時現在での当該市町村での発令状況がすべて一覧でわかるように記入してください。
- ※注 2 勤務時間内：県危機管理課(FAX086-225-4659、TEL086-226-7293)、勤務時間外：防災・危機管理センター(FAX086-226-0091～0094、TEL086-226-7372)へFAX送信後、必ず電話連絡すること。
- ※注 3 発令市町村名、担当者名、問い合わせ先の電話番号、及び避難勧告等の通し番号を記載すること。
- ※注 4 発令内容欄には、「避難準備情報発令」、「避難勧告発令」、「避難指示発令」、「避難準備情報解除」、「避難勧告解除」、「避難指示解除」のいずれかを記載すること。
- ※注 5 発令日時欄は、避難勧告等の避難情報を発令又は解除した日時を記載すること。

※注 6 避難勧告等を継続中又は解除した地区についても当該発令内容、発令解除

日時、地区名をそのまま欄に消さずに残すこと。

- ※注 7 対象地区は一地区一行に記載すること。複数地区に発令を行う場合は複数行に記載すること。
- ※注 8 世帯数・避難先がわかる場合は () 内に記載のこと。
- ※注 9 備考欄には参考となる事項を記載すること。

第6節 岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する報告及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊等の派遣について必要な協議を行うものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合のほか応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長

は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報 告）

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員にかかる賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その越える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

（2）応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項の以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

（疑 義）

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成２０年４月１日から効力を生ずる。
- 2 平成２年３月１５日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成２０年３月３１日をもって廃止する。

第7節 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定により、岡山県（以下「県」という。）が県内の市町村及び消防の一邪事務組合（以下「市町村等」という。）の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等（以下「災害等」という。）は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遡難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長（以下「要支援市町村長等」という。）が、消防業務の達行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等
- (2) 火災防御活動 消火活動
- (3) 救急活動 重篤傷病者の搬送及び緊急医療（救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合。）
- (4) 救助活動 人命救助のための特別な活動（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (5) 救援活動 救援物資、資機材、人員等の輸送

(適行時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの適行時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センターに、消防防災ヘリコプター緊急適行要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況

- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
 - (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
 - (9) その他必要な事項
- (消防防災ヘリによる支援)

第7条 知事は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上、要支援市町村長等に対し、支援を行うことを回答するとともに、直ちに消防総裁ヘリを出動させるものとする。

2 知事は、災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し、かつ、要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合、知事は、速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により進捗ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が進捗に支障があると判断したとき。

(消防防災航空隊の指揮)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の指揮は、要支援市町村長等の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、消防防災ヘリに搭乗している進捗指揮者が消防防災ヘリの進捗に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(事前計画)

第9条 市町村等の長は、消防防災ヘリによる支援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ県知事に提出するものとする。その内容に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリの活動拠点としての最速な飛行場外離着陸場等の位置図等
- (2) 消防防災ヘリと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な措置
- (4) 消火及び救急援助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの進捗経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成21年8月27日

岡山県
岡山県知事 石井 正弘

井原市
井原市長 瀧本 豊文

消防防災ヘリコプター緊急通航要請書

要 請 機 関	機 関 名		担 当 者 職 氏 名	
			電 話	
災 害 種 別	火災 救助 救急 救援 その他 ()			
要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分			
災 害 等 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分			
災 害 等 発 生 場 所		指定地図	P	縦 横
緊 急 離 着 陸 上		指定地図	P	縦 横
使 用 可 能 水 利		指定地図	P	縦 横
災 害 発 生 現 場 の 気 象 状 況	天候 風向 風速 m / s 視程 m			
必 要 資 機 材 ・ 数 量				
現 場 最 高 指 揮 者	職 氏 名		無 線 局 名	
具体的な要請内容等				

第8節 岡山下15市災害時相互応援に関する協定

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市及び浅口市（以下「協定市」という。）は、協定市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、災害を受けていない協定市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する被災市（以下「応援要請市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災市以外の協定市は、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した協定市は、応援内容等を被災市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した協定市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた被災市と応援した協定市（以下「応援市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合は、応援市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、岡山県都市防災担当者連絡協議会を置く。

(その他)

第8条 協定市及び協定市の各機関が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等の規定は、この協定の規定に優先して適用されるものとする。

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第10条 この協定を証するため、本協定書15通を作成し、協定市は署名の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成22年11月25日から効力を生ずる。

○岡山下 15 市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、岡山下 15 市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 5 条により協定市は、相互応援のための連絡担当部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ岡山市長会事務局（以下「事務局」という。）に連絡し、変更があった場合には、速やかにその内容を連絡することとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第 3 条 協定第 4 条第 1 項に定める経費のうち、協定第 1 条第 4 号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請市及び応援市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第 4 条 応援市は、協定第 4 条第 3 項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、応援要請市の長に請求する。
 - 3 前 2 項の規定により難しいときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(幹事市)

第 5 条 幹事市は、第 6 条に掲げる事務局の所掌事務に協力することとし、岡山市長会会長の職にある協定市が、副幹事市は、幹事市を補佐し、岡山市長会副会長の職にある協定市があたることとする。

(事務局の所掌事務)

第 6 条 事務局は、協定の円滑な運用に資するため、幹事市及び副幹事市の協力を得て次の事務を行う。

- (1) 被災市からの応援要請の受理と情報連絡等の処理
- (2) 協定第 5 条に定める連絡担当部局の協定市への周知

- (3) 協定第6条に定める協定市相互の資料の交換の促進
- (4) 協定第7条の定めによる岡山県都市防災担当者連絡協議会の開催
- (5) 協定第9条の定めによる協定市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (6) その他被災市から要請のあった事項

(応援市)

第7条 応援市は、応援の内容を事務局へ連絡するものとする。

2 応援市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を事務局に連絡するものとする。

(会議の開催)

第8条 協定市は、岡山県都市防災担当者連絡協議会を適時開催するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

第9節 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、大規模な風水害や震災等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、井原市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人小田・後月三友会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの支援を必要とする者をいう。

- (1) 介護保険の要介護度3以上の認定者
- (2) 上記に準ずる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、住居が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 各施設名

(使用期間)

第5条 避難所の使用期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第7条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(有効期限)

第14条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、甲乙協議して別にこれを定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年7月25日

(甲) 井原市井原町 3 1 1 - 1
井原市長

(乙) 井原市内 1 0 施設

社会福祉法人 新生寿会

社会福祉法人 みずき会

社会福祉法人 芳仙会

社会福祉法人 小田・後月三友会

社会福祉法人 恭和会

有限会社 出原地所

有限会社 楽寿会

平成 2 6 年 3 月 3 日

株式会社 ドルフィン・エイド

平成 2 6 年 7 月 1 日

社会福祉法人 恭和会

第10節 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

井原市（以下「甲」という。）ならびに中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙1」という。）、中国電力ネットワーク株式会社高梁ネットワークセンター（以下「乙2」といい、乙1、乙2を総称して「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を別に定めるものとする。なお、原則として、乙の連絡窓口は「乙1」とする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）緊急告知端末器、ケーブルテレビ、メール配信、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、停電復旧に必要な乙からの要請に関して、連携をとり、対応するものとする。

（要員派遣）

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合または乙が必要と判断した場合は、乙から甲への災害対応要員の派遣について、甲、乙協議のうえ対応するものとする。

派遣要員の職務は、第1条に定める甲への情報提供および第3条ならびに第4条に定める甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲および乙のそれぞれが主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（協定の変更）

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第8条 この協定の実施に必要な細目については、甲および乙が協議のうえ別に定める。

（その他）

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、令和２年４月１日から実施する。
- 2 平成３０年４月２５日付け締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する協定」は令和２年３月３１日をもって廃止する。

令和 ２年 ４月 １日

甲 井原市井原町３１１番地１
井 原 市 長

乙１ 倉敷市中庄２２９３番地の２
中国電力ネットワーク株式会社
倉敷ネットワークセンター所長

乙２ 高梁市落合町阿部１７２３番地の５
中国電力ネットワーク株式会社
高梁ネットワークセンター所長

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定の実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における連絡体制および協力体制に関する協定(以下「協定」という。)
第8条に基づき、協定の実施に関する必要な細目を定める。

(連絡体制)

第2条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整えるものとする。

ただし、乙は、相互連絡体制下でない場合も、甲からの情報照会に対し、必要な情報提供を行うものとする。

(連絡方法)

第3条 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。

なお、電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

(連絡時期および連絡内容)

第4条 乙1・乙2は、停電発生時には、本協定第1条に定める事項を、別添様式により、原則として毎正時または必要の都度、甲に連絡するものとする。

(連絡体制の解除)

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、相互連絡体制を解除する。

(経費の負担)

第6条 甲および乙が協定に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙がそれぞれで負担するものとする。

(土地の貸与)

第7条 甲および乙が行う復旧活動に必要な土地の貸与については無償とし、借主は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

令和 2年 4月 1日

甲 井原市井原町311番地1

井原市長

乙1 倉敷市中庄2293番地の2

中国電力ネットワーク株式会社

倉敷ネットワークセンター所長

乙2 高梁市落合町阿部1723番地の5

中国電力ネットワーク株式会社

高梁ネットワークセンター所長

第 1 1 節 「平櫛田中ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定

(目的)

第 1 条 平櫛田中ゆかりの地である井原市と小平市は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第 2 条 井原市と小平市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第 3 条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第 4 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) ホームページの代理掲載その他情報発信の協力
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第 5 条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前 2 項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、双方署名の上、各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 3 月 2 3 日

岡山県井原市井原町3 1 1 番地 1

井原市

代表者 井原市長

東京都小平市小川町二丁目 1 3 3 3 番地

小平市

代表者 小平市長

第 12 節 災害時等における水道施設の応急措置等に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と井原管工事協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、井原市内において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生しようとしている場合において、市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急措置及び復旧措置（以下「応急措置等」という。）について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な事項を定める。

（協力要請）

第 2 条 甲は、応急措置等を実施する場合において、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力の内容）

第 3 条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員及び資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（応急措置等の報告）

第 4 条 乙は、応急措置等を実施したときは、完了後速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙がこの協定に基づく応急措置等に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

（個人情報の保護）

第 6 条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（効力）

第 7 条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 井原市井原町 3 1 1 番地 1
井原市
井原市長

乙 井原市西江原町 1 9 0 5 番地 2
井原管工事協同組合
理事長

第13節 災害時における災害廃棄物（大量の生活系ごみ及びし尿等）の収集・運搬の協力に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社クリーンサービス・イバラ、株式会社井原環境保全、株式会社三美産業（以下三者を総称して「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の収集・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、井原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、その災害で発生した災害廃棄物の収集・運搬を迅速かつ円滑に行うために、甲が、乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時において処理をする必要が生じた大量の生活系ごみ及びし尿、浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集・運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協力要請）

第4条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、災害廃棄物の収集・運搬を行うものとする。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、災害廃棄物収集・運搬協力要請書（様式第1号。以下この条において「要請書」という。）により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（災害廃棄物の収集・運搬の実施）

第6条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に対し優先的に協力するものとする。

2 乙は、要請業務が終了したときは、速やかにその実施状況について災害廃棄物収集・運搬実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 前条の規定により乙が実施した災害廃棄物の収集・運搬に要した費用については、原則無償とする。ただし、当該事業に要する費用が相当程度の高額になるときは、その費用の負担について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(災害補償)

第9条 第4条第1項の要請により実施した災害廃棄物の収集・運搬に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、甲乙協議して対応するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては井原市役所市民生活部環境課、乙においては株式会社クリーンサービス・イバラとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、なおその効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月 3日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県井原市下稲木町1762番地2
株式会社 クリーンサービス・イバラ
代表取締役

岡山県井原市大江町1323番地1
株式会社 井原環境保全
代表取締役

岡山県高梁市川上町三沢4342番地2
株式会社 三美産業
代表取締役

年 月 日

様

井原市長



災害廃棄物収集・運搬協力要請書

「災害時における災害廃棄物（大量の生活系ごみ及びし尿等）の収集・運搬の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり協力要請します。

記

1. 業務内容	
2. 実施場所	井原市
3. 必要人員	名
4. 必要な車両台数	台

年 月 日

井原市長

実施者

災害廃棄物収集・運搬実施状況報告書

「災害時における災害廃棄物（大量の生活系ごみ及びし尿等）の収集・運搬の協力に関する協定」に基づき、実施した業務内容について、下記のとおり報告します。

記

1. 業務内容	
2. 実施場所	井原市
3. 参加人員	名
4. 必要な車両台数	台

第14節 災害時における避難所としての利用に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と岡山県立井原高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、別表のとおりとする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難情報発令の場合は避難情報発令の日から同情報が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(既存の協定の効力)

第12条 甲及び乙で既に締結済みの平成24年4月23日付け「災害時における避難所としての利用に関する協定書」はこの協定締結と同時に効力を失う。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年4月1日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県井原市井原町1802番地
岡山県立井原高等学校
校長

(別表)

使用できる施設

(単位：㎡)

	棟用途	建築年月	階数	面積
井原高校	特別教室棟	S42. 6. 1	3	596
	普通教室棟	S44. 3. 1	3	1, 154
	管理特別棟	S45. 3. 1	3	224
	管理特別棟	S46. 3. 1	3	1, 624
	体育館	S49. 6. 1	1	1, 451
	特別教室棟	S55. 3. 1	3	985
	部室・食堂・武道場	S57. 3. 1	2	756
	運動場			15, 664

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 市長は、地域住民が避難の必要があると予想されるときは、地域住民の受入について学校等施設長（以下「施設長」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校等職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、市に連絡する。学校等職員が不在のときは、市は職員を派遣し避難させるとともに学校等施設（以下「施設」という。）に連絡するものとする。
- (3) 施設長は前号により市長から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難情報を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を施設に派遣するものとする。

イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所で必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

第 15 節 災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の緊急調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、井原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 甲は、第 3 条の規定による要請を、災害時における生活必需品等の物資の供給要請書（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況を報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難と認められる場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用等）

第 8 条 第 6 条の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用等の支払）

第9条 乙は、前条第2項の規定により協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 5月 7日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県倉敷市八島1510番地1
岡山西農業協同組合
代表理事組合長

平成24年 5月 8日

乙 広島県広島市南区京橋町2番22号
株式会社イズミ
代表取締役社長

平成24年 5月 9日

乙 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長

平成24年 6月 1日

乙 岡山県倉敷市堀南704番地5
大黒天物産株式会社
代表取締役社長

平成27年 4月 21日

乙 岡山県岡山市北区奉還町1丁目7番7号
生活協同組合おかやまコープ
理事長

第 号
平成 年 月 日

殿

井原市長

災害時における生活必需品等の物資の供給要請書

災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定書第5条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1日当たり数量である。

担当 協働推進課

電話 0866-62-9550

<別 表>

取扱物資（井原市が供給を要請する物資）

ロープ、バケツ、ポリタンク、毛布、哺乳ビン、マッチ、ライター、おむつ（紙）、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、タオル、軍手、トイレトペーパー、ちり紙（ティッシュペーパー）、ポリ袋、生理用品、雨具、さらし、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、石けん、洗面セット、皿（紙皿）、茶碗、コップ（紙コップ）、箸、スプーン、米、おにぎり、弁当、パン、飲料水、牛乳、粉ミルク

第16節 災害時における避難所としての利用に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と学校法人 興譲館（以下「乙」という。）は、台風・地震等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成24年5月9日から平成25年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、別紙のとおりとする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 5月 9日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県井原市西江原町2257番地1
学校法人 興譲館
理 事 長

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 市長は、地域住民が避難の必要があると予想される時は、地域住民の受入について学校等施設長（以下「施設長」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校等職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、市に連絡する。学校等職員が不在のときは、市は職員を派遣し避難させるとともに学校等施設（以下「施設」という。）に連絡するものとする。
- (3) 施設長は前号により市長から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

- ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を施設に派遣するものとする。
- イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導及び外部との連絡、調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

- ア 避難所で必要な物品は、市が準備するものとする。
- イ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

第 17 節 災害時の相互応援に関する協定

備後圏域連携協議会を組織する市町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町の区域内において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市町が、相互に応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、協定市町の区域内に災害が発生し、被災市町独自では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請等）

第 2 条 協定市町は、被災市町から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災市町における被害が甚大と認められる場合においては、協定市町は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

（応援の種類）

第 3 条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

（応援要請の窓口）

第 4 条 協定市町は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

（応援要請の手続等）

第 5 条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定市町の連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 この協定に基づき、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、備後圏域自治体防災連絡会議を設置し、災害時の相互応援について定期的に研究及び協議を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2012年(平成24年) 7月20日

三原市長

尾道市長

福山市長

府中市長

世羅町長

神石高原町長

笠岡市長

井原市長

第18節 災害時における避難所の指定に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と岡山西農業協同組合（以下「乙」という。）は、風水害等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも解除の申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（避難所として利用できる施設の周知等）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、後記表示建物（以下「本施設」という。）とする。ただし、本施設以外の施設が必要となったときは、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の使用）

第4条 甲は、地域住民の避難が必要であると予測されるときは、地域住民の受入れについて、乙に対しあらかじめ通知したうえで、本施設を避難所として利用することができる。

ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が本施設に避難してきた場合であって、乙の職員がいるときは、直ちにこれを受入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、本施設を避難所として利用するとき及び地域住民の緊急避難があったときは、避難所の管理運営のための職員を直ちに派遣するものとする。

3 使用期間は、原則として避難勧告等発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した災害の状況により期間を延長する必要があると判断されるときは、甲乙双方が協議のうえ、決定するものとする。

4 甲は、乙が早期に業務、営業等を再開できるように配慮するとともに、避難所としての使用の早期解消に努めるものとする。

5 甲は、本施設の避難所としての使用を終了するときは、その旨を乙に報告するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の運営管理は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙は、これに協力するものとする。

2 甲は、本施設を避難所として使用するときは、細心の注意をもって使用しなければならない。

3 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

4 避難所において必要な物品等が発生したときは、甲が準備又は配付するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、避難所としての使用によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た場合、その保護に努めなければならない。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(物件)

所在地：井原市芳井町吉井97番地

施設名：岡山西農業協同組合芳井支店（2階及び3階部分）

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月10日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県倉敷市玉島八島1510番地1
岡山西農業協同組合
代表理事組合長

第 19 節 災害時における避難所の指定に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と富士ベークライト株式会社（以下「乙」という。）は、風水害等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲、乙いずれからも解除の申入れがないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

（避難所として利用できる施設の周知等）

第 3 条 甲が避難所として利用できる施設は、後記表示建物（以下「本施設」という。）とする。ただし、本施設以外の施設が必要となったときは、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の使用）

第 4 条 甲は、地域住民の避難が必要であると予測されるときは、地域住民の受入れについて、乙に対しあらかじめ通知したうえで、本施設を避難所として利用することができる。

ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が本施設に避難してきた場合であって、乙の職員がいるときは、直ちにこれを受入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、本施設を避難所として利用するとき及び地域住民の緊急避難があったときは、避難所の管理運営のための職員を直ちに派遣するものとする。

3 使用期間は、原則として避難勧告等発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した災害の状況により期間を延長する必要があると判断されるときは、甲乙双方が協議のうえ、決定するものとする。

4 甲は、乙が早期に業務、営業等を再開できるように配慮するとともに、避難所としての使用の早期解消に努めるものとする。

5 甲は、本施設の避難所としての使用を終了するとき、その旨を乙に報告するものとする。

（避難所の管理）

第 5 条 避難所の運営管理は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙は、これに協力するものとする。

2 甲は、本施設を避難所として使用するとき、細心の注意をもって使用しなければならない。

3 使用施設の鍵の開閉は、乙が責任をもって行うものとする。

4 避難所において必要な物品等が発生したときは、甲が準備又は配付するものとする。

（費用負担）

第 6 条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、避難所としての使用によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た場合、その保護に努めなければならない。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(物件)

所在地：井原市芳井町与井200番地

施設名：芳井工場 表工場2階食堂部分（237㎡）

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 9月 4日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県小田郡矢掛町小田6500番地
富士ベークライト株式会社
代表取締役社長

第20節 災害時におけるボランティア活動等に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と社会福祉法人井原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関して、必要な対応を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害により井原市内に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲及び乙が協力して行う災害応急対策活動としての災害ボランティア活動等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び井原市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置され、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、速やかに乙に対し緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の業務に優先して協力するものとする。

（センターの設置）

第4条 乙は、甲が指定する場所にセンターを設置し、甲と連携を図りながら運営する。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、その設置の場所の確保に努めるものとする。

3 センターの設置の終期は、復旧状況等を考慮し甲乙協議の上決定するものとする。

（センターの活動）

第5条 前条の規定により設置するセンターでの活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること。
- （2）災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関すること。
- （3）災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること。
- （4）災害時の避難所内における避難者の支援に関すること。
- （5）その他センターの運営に関すること。

（平常時の協力）

第6条 乙は、平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営等災害時における協力体制の確立を図るものとする。

（費用負担）

第7条 第5条各号に規定する活動に関し、必要な費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(資機材の確保)

第8条 甲及び乙は、センターの設置に関し、必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

(補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の業務に係る災害ボランティアの災害補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、乙又は災害ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対してセンターの運営状況について、随時報告を求めることができる。

(個人情報の取扱)

第11条 乙は、本協定に基づくセンターの運営に際して発生する個人情報の取扱いは、乙の個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理しなければならない。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲、乙いずれからも書面による解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 9月 5日

甲 井原市井原町311番1
井 原 市
井原市長

乙 井原市井原町1110番
社会福祉法人 井原市社会福祉協議会
会 長

第 2 1 節 災害時における情報交換に関する協定

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と井原市長（以下「乙」という。）は、井原市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、井原市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第 3 条 甲は、災害発生時の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、井原市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第 4 条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書 2 通を作成し、甲、乙押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

甲 国土交通省 中国地方整備局
中国地方整備局長

乙 井原市
井原市長

第22節 災害救助犬の出動に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と Search & Rescue Dog Kibi . auf（以下「乙」という。）は、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務範囲）

第1条 この協定による業務は、乙がボランティア活動として行うもので、井原市内の災害現場において、救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する作業（以下「検索作業」という。）とする。

（出動の要請等）

第2条 甲は、検索作業のため必要があると認めるときは、乙に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ出動頭数を決定するものとする。

（検索作業の実施）

第3条 乙は、出動現場においては、甲の定める現場指揮者の指示に従って検索作業を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による検索作業を行うにあたり、安全確保に万全を期し、二次災害発生のおそれがある場合には、検索作業を行わないこととする。

（作業の終了）

第4条 この協定による検索作業の終了は、次に定めるところによる。

- (1) 甲が、検索作業の終了を告げたとき。
- (2) 乙が、検索作業の続行が困難と判断したとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、検索作業が円滑に行われるよう、定期又は随時に合同訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲の指定した場所までの往復に要した交通費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく出動又は検索作業に伴い生じた損害補償は、井原市市民活動総合補償保険制度に基づき、給付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは乙が負担するものとする。

- (1) 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償
- (2) 災害救助犬が出動時の往復途上又は検索活動中に被害を与えた第三者に対する損害補償
- (3) 災害救助犬の負傷等の損害補償

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 協定期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有するものとする。

平成25年 2月20日

甲 井原市井原町311番地1

井原市
井原市長

乙 井原市門田町1601番地

Search & Rescue Dog Kibi . auf
代 表

第23節 災害時における生活必需品等の物資供給に関する協定

井原市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条の規定による要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した災害時における生活必需品等の物資の供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月25日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

第 号
平成 年 月 日

殿

井原市長

災害時における生活必需品等の物資の供給要請書

災害時における生活必需品等の物資の供給に関する協定書第 5 条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1 日当たり数量である。

担当 井原市協働推進課
電話 0 8 6 6－6 2－9 5 5 0

第24節 災害に係る情報発信等に関する協定

井原市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、井原市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が井原市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供するものとする。
 - (2) 甲が、井原市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (3) 甲が、井原市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (4) 甲が、災害発生時の井原市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
 - (5) 甲が、井原市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するものとする。
- 2 前項各号の取組の具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮し、甲乙協議により決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、それぞれの窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用等）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それらに係る旅費・通信費その他経費は、全て自己負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までに甲、乙いずれからも本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成25年 9月24日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長 瀧本豊文 印

乙 東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂学 印

第 25 節 災害時における相互応援協定書

岡山県井原市と和歌山県岩出市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市のいずれかの区域内において災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合において、協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

（応援の種類及び内容）

第 2 条 応援の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- （1）食料、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （2）災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （3）被災者の一時的な受入れ
- （4）前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（応援要請）

第 3 条 応援の要請をしようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、利用可能な通信手段を用いて協定市に応援を要請するものとする。この場合において、被災市は応援を要請し、後日、速やかに文書を送付しなければならない。

- （1）被害の状況
- （2）応援の場所及び当該場所への経路
- （3）必要とする物資等の品目及び数量
- （4）必要とする職員の職種、人数及び派遣期間
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第 4 条 応援を要請された協定市は、誠意をもってこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 災害による通信の途絶等により被災市との連絡ができない場合は、当該被災市ではない協定市は、前条に規定する要請を待たずに自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。ただし、前条第 2 項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、双方協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

第 6 条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、協議を行い地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を 2 通作成し、協定市長記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

岡山県井原市井原町 3 1 1 番地 1
井原市長

和歌山県岩出市西野 2 0 9 番地
岩出市長

第26節 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）避難及び収容のための施設の提供
- （4）救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （5）救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- （6）被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- （7）ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- （8）遺体の火葬のための施設の提供
- （9）その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- （1）被害の状況
 - （2）応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - （3）応援場所及び応援場所への経路
 - （4）応援の期間
 - （5）その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。
- 6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。
- （自主応援）

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

3 協議会に、幹事会を置く。

4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)

2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 4日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

津山市

津山市長 宮地 昭範

玉野市

玉野市長 黒田 晋

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

井原市

井原市長 瀧本 豊文

総社市

総社市長 片岡 聡一

高梁市

高梁市長 近藤 隆則

新見市

新見市長 石垣 正夫

備前市

備前市長 吉村 武司

瀬戸内市

瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市

赤磐市長 友實 武則

真庭市

真庭市長 太田 昇

美作市

美作市長 萩原 誠司

浅口市

浅口市長 栗山 康彦

和気町

和気町長 大森 直徳

早島町

早島町長 中戸 哲生

里庄町

里庄町長 大内 恒章

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦

新庄村

新庄村長 笹野 寛

鏡野町

鏡野町長 山崎 親男

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

奈義町

奈義町長 花房 昭夫

西栗倉村

西栗倉村長 青木 秀樹

久米南町

久米南町長 河島 建一

美咲町

美咲町長 定本 一友

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成26年7月4日に締結した岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(応援要請等の様式)

第2条 協定第2条第6項に規定する文書は、様式第1－1号から第2－4号までとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項の経費のうち、協定第1条第1号に定める人員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 受援市町村が負担する経費の額は、応援を実施した県及び市町村が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の合計額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を実施した県又は市町村の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては受援市町村が、受援市町村への往復の途中において生じたものについては応援を実施した県又は市町村が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

2 応援職員は、県名又は応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(応援に要した経費の請求)

第4条 応援を実施した県又は市町村は、協定第4条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を、受援市町村に請求する。

(1) 提供した備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 提供した車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、知事名又は応援を実施した市町村の市町村長名による請求書に係する書類を添付して、受援市町村の長に対して行うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合の応援に要した経費の請求については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

第 2 7 節 災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは、いずれかの圏域において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた圏域の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し、当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第 2 条 協定圏域は、被災圏域から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては協定圏域は災害の状況等を把握し独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第 3 条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第 4 条 協定圏域は、協定の相手方圏域（以下「相手方圏域」という）への避難の必要があると認めたときは、相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し、要請を受けた圏域は、当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など、正当な理由があると認められる場合を除いて、避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第 5 条 協定圏域は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続き等)

第6条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、相手方圏域に対し、災害応援要請書（以下「要請書」という）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定圏域の市町は、一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定、その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、協定圏域の各代表者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

2015年（平成27年）5月11日

中海・宍道湖・大山圏域市長会
会長 松江市長 松浦 真 敬

備後圏域連携協議会

会長福山市長 羽田 皓

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市
備後圏域連絡協議会	福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町， 神石高原町，笠岡市及び井原市

第28節 雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、南海トラフ地震や集中豪雨等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、雪舟サミット構成市（以下「市」という。）が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及び応急復旧活動に必要な車両及び船艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行う事ができない正当な理由が無い限り、これに応じ救援に努めるものとする。

2 災害発生後、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合において、災害の状況に照らして緊急する必要があると認められるときは、被災市からの応援要請を待たないで、自主的に必要な応援を実施することができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とし、その算定は、別紙応援経費の負担等基準による。

2 被災市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市から要請があった場合は、応援の要請をうけた市において、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の確実かつ円滑な実施を図るため、各市はそれぞれ連絡責任者を定めることとし、災害が発生した場合には、速やかに情報を共有するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項については、各市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各構成市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月10日

岡山県	総社市長	片岡 聡 一
島根県	益田市長	山 本 浩 章
山口県	山口市長	渡 辺 純 忠
岡山県	井原市長	瀧 本 豊 文
広島県	三原市長	天 満 祥 典
山口県	防府市長	松 浦 正 人

【 別 紙 】

応援経費の負担等基準

- 1 応援職員の派遣に要する経費の負担は、次のとおりとする。
 - (1) 職員の旅費等についての経費(応援をした市がそれぞれの規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。)
 - (2) 応援職員が応援業務により死傷若しくは疾病又は障害の状態となった場合の公務災害補償に要する経費
 - (3) 応援職員が業務上第三者に損害(被災地へ向かう途中及び帰路についての損害も含む。)を与えた場合の経費(保険等で補填されるものを除く。)
 - (4) 上記に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市及び応援をした市がその都度協議して定める。
- 2 被災市は、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を図るものとする。

第 29 節 災害時における行政書士業務相談に関する協定書

井原市（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び、実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第 3 条 甲は、大規模な災害において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、乙に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 乙が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ甲に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第 4 条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 1 条の 3 第 1 項第 4 号の業務及び同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1） 乙による行政書士被災者支援相談所の開設
- （2） その他甲及び乙が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第 5 条 乙は、第 3 条の規定により、行政書士業務相談を行うときには、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第 6 条 甲は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第 7 条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（経費）

第 8 条 甲及び乙は、本協定に基づく行政書士業務相談は、市民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

2 甲は、乙に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経

費は支弁しないものとする。

(補償)

第9条 第3条の規定に基づき、乙が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する乙の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、乙が負担するものとする。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(協議解決)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙双方が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年7月28日

甲 岡山県井原市井原町311番地1

井原市

井原市長 瀧 本 豊 文

乙 岡山市 北区 表町三丁目22番22号

岡山県行政書士会

会 長 藤 井 薫

第30節 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

井原市（以下「甲」という）と一般社団法人岡山県LPガス協会井原支部（以下「乙」という。）は、井原市内において災害が発生した場合に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者等に対して、より速やかかつ円滑にLPガス及びガス機材（以下「LPガス等」という。）を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲がLPガス等を必要とするときは、甲は、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請するものとする。また乙は地域の中核充填所に対し、甲に対しての優先的な協力を要請できるものとする。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 LPガス等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は、災害等において乙がLPガス等を搬送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支払い）

第6条 費用については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 乙は、協会支部活動を通じて、日常的にLPガス等の備蓄、緊急時対応施設の整備等会員の防災意識の向上に努めるものとする。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては井原市災害対策本部等における市民生活部長、乙においては一般社団法人岡山県LPガス協会井原支部事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月28日

甲 井原市井原町311-1

井原市

井原市長 瀧 本 豊 文

乙 井原市井原町834

一般社団法人岡山県LPガス協会

井原支部

支部長 西 江 寛 治

第 3 1 節 災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書

井原市（以下「市」という。）と岡山県立西備支援学校（以下「学校」という。）は、市及び学校間において、災害時における福祉避難所（二次避難所）施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害時において市が学校の管理する施設の一部を、被災した介護を要する障害者・児を対象とした二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第 2 条 本協定に係る用語については、以下のとおりとする。

- (1) 福祉避難所 福祉避難所とは、災害時に特別な配慮を必要とする障害者・児及びその家族または介護者が支障なく避難生活を送ることができるものである。また、災害時に開設される一次避難所での避難者の状況を判断した上で開設されるものであり、最初から避難所として使用するものではない。
- (2) 二次避難所 二次避難所とは、地域の自主防災組織が定める一時避難所、市が公立小中学校等を指定する一次避難所に次ぐもので、一時避難所及び一次避難所と重複するものでない避難所をいう。

（福祉避難所利用対象者）

第 3 条 学校の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、被災した介護を要する障害者・児及びその家族または介護者とする。

ただし、その家族または介護者は原則 1 名とするが、状況に応じて複数人でも受け入れるものとする。

- 2 市は、学校の管理する施設に福祉避難所を設置する必要があるときは、当該対象者の氏名、住所等について井原市健康福祉部長（以下「部長」という。）を通じて遅滞なく学校に通知するものとする。

（福祉避難所として利用できる施設）

第 4 条 福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
笠岡市東大戸 5 0 7 5 - 1	岡山県立西備支援学校

- 2 前項で定める利用できる施設のうち、避難場所として使用する場所については、肢体不自由部棟及び宿泊訓練棟とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、市及び学校が協議して決定する。

（福祉避難所の開設）

第 5 条 市は、福祉避難所を開設する必要があるときは、部長を通じて前条第 2 項に定められた場所について、その被害状況を学校に確認の上、福祉避難所として開設できるものとする。（開設の許可）

第 6 条 市は、前条に規定する避難所を開設する際は、教育財産使用許可申請書（様式第 9 号）を学校に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出できないときは、前項の規定にかかわらず、学校の第 4 条第 2 項に定める場所を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、学校に対し、事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（利用対象者の移送）

第 7 条 福祉避難所利用対象者の移送については、市の責任において行うものとする。

（福祉避難所の管理運営等）

第 8 条 災害時の福祉避難所の管理運営については、市の責任において行うものとする。

- 2 市は、その設置及び管理運営について、学校に協力を要請することができる。
- 3 第4条第2項に規定する場所を、市が福祉避難所として運営する間において、第1項に規定する管理運営に起因して、福祉避難所利用者が負傷等の損害を被ったときは、市の負担により賠償等を行うものとする。

(専門職の配置)

第9条 福祉避難所に必要な介護等の専門職については、市が確保するものとする。

(必要な物資の調達等)

第10条 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、市が調達するものとする。

(費用負担)

第11条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用及び市の要請に基づき学校が提供した内容に係る費用については、市の負担とする。

- 2 市は、避難住民が学校の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、原状回復に必要な経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第12条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は市及び学校が協議の上決定するものとし、市は学校に再度教育財産使用許可申請書を提出するものとする。以後もまた同様とする。

(福祉避難所解消の努力)

第13条 市は、学校が早期に通常の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第14条 市は、学校が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了するときは、その施設を原状に復し、学校の確認を受けた後に、学校に引き渡すものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに市又は学校が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第16条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及び学校が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書2通を作成し、市、学校両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月1日

井原市井原町311番地の1

井 原 市

井原市長 瀧 本 豊 文

笠岡市東大戸5075番地の1

岡山県立西備支援学校

校 長 青 田 俊 喜

第 3 2 節 災害時における福祉避難所(二次避難所)施設利用に関する協定書

井原市（以下「市」という。）と社会福祉法人こだま園（以下「こだま園」という。）は、災害時における福祉避難所（二次避難所）施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害時において市がこだま園の管理する施設の一部を、被災した介護を要する障害者・児を対象とした二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第 2 条 本協定に係る用語については、以下のとおりとする。

- (1) 福祉避難所 福祉避難所とは、災害時に特別な配慮を必要とする障害者・児及びその家族または介護者が支障なく避難生活を送ることができるものである。また、災害時に開設される一次避難所での避難者の状況を判断した上で開設されるものであり、最初から避難所として使用するものではない。
- (2) 二次避難所 二次避難所とは、地域の自主防災組織が定める一次避難所、市が公立小中学校等を指定する一次避難所に次ぐもので、一次避難所と重複するものでない避難所をいう。

（福祉避難所利用対象者）

第 3 条 こだま園の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、被災した介護を要する障害者・児及びその家族または介護者とする。

ただし、その家族または介護者は原則 1 名とするが、状況に応じて複数人でも受け入れるものとする。

- 2 市は、こだま園の施設に福祉避難所を設置する必要があるときは、当該対象者の氏名、住所等について井原市健康福祉部長（以下「部長」という。）を通じて遅滞なくこだま園に通知するものとする。

（福祉避難所として利用できる施設）

第 4 条 福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
井原市高屋町 4 2 7 5 番地 1	社会福祉法人 こだま園
井原市東江原町 3 2 6 番地 1	こだま園東江原ワーク
井原市芳井町与井 1 4 4 番地	こだま園芳井ふれあい作業所
井原市芳井町与井 5 0 0 番地	こだま園こころ与井

- 2 前項で定める利用できる施設のうち、避難場所として使用する場所については、市及びこだま園が協議して決定する。

（福祉避難所の開設）

第 5 条 市は、福祉避難所を開設する必要があるときは、部長を通じて前条第 2 項に定められた場所について、その被害状況をこだま園に確認の上、福祉避難所として開設できるものとする。

（開設の許可）

第6条 市は、前条に規定する避難所を開設する際は、施設使用許可申請書をこだま園に提出し、許可を受けなければならない。

2 市は、事態が緊迫し、事前に申請書を提出できないときは、前項の規定にかかわらず、こだま園の第4条第2項に定める場所を避難所として開設することができるものとする。ただし、市は、こだま園に対し、事後速やかに施設使用許可申請書を提出し、許可を受けるものとする。

(利用対象者の移送)

第7条 福祉避難所利用対象者の移送については、市の責任において行うものとする。

(福祉避難所の管理運営等)

第8条 災害時の福祉避難所の管理運営については、市の責任において行うものとする。

2 市は、その設置及び管理運営について、こだま園に協力を要請することができる。

3 第4条第2項に規定する場所を、市が福祉避難所として運営する間において、第1項に規定する管理運営に起因して、福祉避難所利用者が負傷等の損害を被ったときは、市の負担により賠償等を行うものとする。

(専門職の配置)

第9条 福祉避難所に必要な介護等の専門職については、市が確保するものとする。

(必要な物資の調達等)

第10条 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、市が調達するものとする。

(費用負担)

第11条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用及び市の要請に基づきこだま園が提供した内容に係る費用については、市の負担とする。

2 市は、市に帰すべき事由によりこだま園の施設、設備等を破損、汚損又は紛失したときは、原状回復に必要な経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第12条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は市及びこだま園が協議の上決定するものとし、市はこだま園に再度、施設使用許可申請書を提出するものとする。以後もまた同様とする。

(福祉避難所解消の努力)

第13条 市は、こだま園が早期に通常の福祉事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所の終了)

第14条 市は、こだま園が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了するときは、その施設を原状に復し、こだま園の確認を受けた後に、こだま園に引き渡すものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに市又はこだま園が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等)

第16条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及びこだま園が協議して定めるものとする。

この協定書締結の証として、本書2通を作成し、市、こだま園両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 1月11日

井原市井原町311番地1

井 原 市

井原市長 瀧 本 豊 文

井原市高屋町4275番地1

社会福祉法人 こだま園

理事長 落 合 清 三

第 3 3 節 緊急速報メールの取り扱い

事業者名	利用開始日	備考
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ	平成 2 4 年 1 月 1 日	
ソフトバンクモバイル株式会社	平成 2 4 年 9 月 1 1 日	
KDD I 株式会社	平成 2 4 年 9 月 1 8 日	

※ 気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいるユーザーにブロードキャスト（同報）配信するサービスです。

第34節 井原市避難行動要支援者名簿情報の提供及び取扱いに関する協定

井原市（以下「甲」という。）と岡山県井原警察署（以下「乙」という。）とは、井原市避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供及び取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙における名簿情報の提供等に当たり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、井原市地域防災計画その他関係規定に基づき、甲と乙が個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報に関する事故を未然に防止することを目的とする。

（連携機関）

第2条 この協定において連携を行う機関は、甲及び乙のほか、岡山県警察本部関係所属（以下「本部関係所属」という。）とする。

（名簿情報の管理）

第3条 乙及び本部関係所属は、岡山県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年岡山県警察訓令第22号）に基づき岡山県警察が整備運用している業務系ネットワーク上の端末において、名簿情報を管理・運用するものとする。

（名簿情報の提供等）

第4条 甲が作成する名簿情報には、次の各号に掲げる事項を記載又は記録するものとする。

- (1) 氏名及びふりがな
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、甲と乙の協議により、甲が必要と認めた事項

2 甲は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定により乙に名簿情報を提供するものとする。

3 甲は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で乙に名簿情報を提供するものとする。

4 甲から乙に提供する名簿情報は、電子データ（記録媒体）で提供するものとする。

5 乙が、避難支援等を実施するため名簿情報の提供を受ける地域は、井原市内全域とする。

6 乙は、名簿情報を受領したときは、井原市避難行動要支援者名簿情報受領書を甲に提出するものとする。また、甲から受領した名簿情報を記録した電子記録媒体は、登録作業終了後、速やかに返還するものとする。

7 甲は、原則として年1回、名簿情報を更新して乙に提供するものとする。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第5条 乙及び本部関係所属は、名簿情報に係る個人情報を災害対策基本法に規定する避難支援等以外の目的で利用してはならない。

2 乙及び本部関係所属は、甲の指示がある場合を除き、名簿情報から知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、避難行動要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(管理・運用状況の確認)

第6条 甲は、名簿情報の管理・運用状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定による求めがあったときは、本部関係所属と調整の上、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

(事故発生時における報告)

第7条 乙及び本部関係所属は、当該職員の故意又は過失により、名簿情報の漏えい等が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告して事案の拡大防止に努めるとともに、責任を持ってその解決を図らなければならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成29年2月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決方法)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた事項は、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月1日

甲 所在地 井原市井原町311番地1

代表者 井原市長

乙 所在地 井原市西江原町859番地1

代表者 岡山県井原警察署長

第35節 災害時における法律相談業務等に関する協定書

井原市（以下「市」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、市において、将来、地震等による大災害、その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と弁護士会が相互に協力し、井原市内での災害時に、市が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び弁護士会が行う災害ADR等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

2 この協定において、「災害ADR」とは災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続をいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 市が弁護士会に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、弁護士会は速やかにこれを応諾し、市が指定する避難所などの相談場所に弁護士会所属の弁護士を派遣するものとする。

2 諸般の事情から弁護士会において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、弁護士会から市に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 弁護士会は、市からの要請を受諾した場合は、市に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1）市が、相談会の終了を告げたとき。

（2）弁護士会が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 市は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 弁護士会は、相談会の開催にあたり、速やかに弁護士会の所属会員である弁護士（以下、「弁護士会の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。但し、弁護士会は、弁護士会の会員のみでは対応することが困難なときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士連合会に支援を要請するものとする。

3 弁護士会は、あらかじめ相談会の法律相談業務に従事する弁護士会の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

4 市は、弁護士会に対し、必要に応じ、市が行う職員研修や市民向けの災害に関する研修等に講師として弁護士会の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負担については、要請の都度、市及び弁護士会が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第6条 市と弁護士会は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

（連絡調整）

第7条 市と弁護士会の相談に関する連絡調整は、市は第14条に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

（相談料）

第8条 相談会の相談料は無料とする。

（弁護士の謝礼）

第9条 弁護士会は、市に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし、弁

護士会は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 弁護士会は、相談の結果、市及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに市に通知するよう努める。

(災害ADRの実施)

第11条 弁護士会が、災害ADRを行う場合において、当事者が市内に居住または勤務するなど市内で期日を開催することが相当であると認める場合、市に協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第12条 市は、前条の要請を受けた場合、公共施設の使用等、災害ADRの開催場所の確保に協力するものとする。

2 市は弁護士会が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスター掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(連絡調整)

第13条 市と弁護士会の災害ADRに関する連絡調整は、市は事情に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、市及び弁護士会が協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、市弁護士会協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は、令和4年9月15日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、市又は弁護士会から書面による解約の申出がないときは、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(既存の協定の効力)

第17条 市及び弁護士会で既に締結済みの平成29年8月23日付け「災害時における法律相談業務に関する協定書」は、この協定締結と同時に効力を失う。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し市弁護士会記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月15日

市 住 所 井原市井原町311番地1

名 称 井原市

代表者氏名 井原市長 大 舌 勲

岡山弁護士会 住 所 岡山市北区南方1丁目8番29号

名 称 岡山弁護士会

代表者氏名 会 長 近 藤 剛

災害時における法律相談業務に関する協定実施細目

井原市（以下「市」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）とは、令和４年９月１５日に市及び弁護士会間で締結した「災害時における法律相談業務等に関する協定書」（以下「協定書」という。）第１４条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（通知）

第１条 市は、井原市内に災害が発生し、弁護士による市民の相談が必要となることが予想される場合には、あらかじめ弁護士会に通知するものとする。

（派遣要請手続）

第２条 協定書第３条に規定する要請は、派遣要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、派遣要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

２ 弁護士会は、協定書第３条に規定する要請を受け、相談準備が整ったときは、相談態勢連絡書（様式第２号）により、相談の担当者、場所、期間、責任者等必要な事項を市へ連絡するものとする。

３ 協定書第７条及び第１３条に規定する相談に関する連絡調整担当者の連絡先は次のとおりとする。なお、連絡先の変更があった場合は速やかに相互に通報を行うこと。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
井原市	井原市役所 総務部 危機管理課	(TEL) 0866-62-9550 (FAX) 0866-62-9562
岡山弁護士会	環境保全・災害対策委員会委員長（相談） 仲裁センター運営委員会委員長（災害ADR）	(TEL) 086-223-4401 (FAX) 086-223-6566

（報告）

第３条 弁護士会は、実施した相談会の件数、相談弁護士名について、実施報告書（様式３号）において速やかに市に報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（個人情報の保護）

第４条 市及び弁護士会は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第５条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について疑義が生じたときは、市及び弁護士会が協議の上決定するものとする。

この実施細目の締結を証するため、実施細目２通を作成し、市弁護士会双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和4年9月15日

井原市 住 所 井原市井原町311番地1

名 称 井原市

代表者氏名 井原市長 大 舌 勲

弁護士会 住 所 岡山市北区南方1丁目8番29号

名 称 岡山弁護士会

代表者氏名 会 長 近 藤 剛

要請第 号
年 月 日

派 遣 要 請 書

岡山弁護士会

会 長 様

井原市長

「災害時における法律相談業務等に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、次のとおり派遣を要請します。

1. 要 請 担 当 者 氏名・電話番号	職 名 氏 名 電話番号
2. 電話・FAX等 による要請日時	年 月 日 () 時 分
3. 要請内容	
4. 要請場所	
5. 要請期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
6. 備 考	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

井原市長 様

岡山弁護士会

会 長

相 談 態 勢 連 絡 書

「災害時における法律相談業務等に関する協定書」第3条に基づき、相談態勢を連絡します。

1. 要 請 番 号		第 号
2. 責任者の氏名 連絡先	氏 名	
	連絡先	
3. 弁 護 士 氏 名		
4. 相 談 場 所		
5. 相 談 期 間		年 月 日～ 年 月 日
6. 相 談 時 間		(午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分
7. 備 考		

年 月 日

井原市長

様

岡山弁護士会
会 長

実 施 報 告 書

「災害時における法律相談業務等に関する協定書」第4条に基づく実施報告書を提出します。

1. 要 請 番 号	第 号	
2. 協 力 要 請 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
3. 協力実施日時・場所	日 時 : 月 日 場 所 :	(午前・午後 時 分) ～ (午前・午後 時 分)
4. 相 談 場 所	所在地 名称 TEL 現地担当者名	
5. 相 談 の 件 数	件	
6. 弁 護 士 氏 名	所属 氏名 TEL 所属 氏名 TEL	
7. その他特記事項		
8. 備 考		

注：相談場所ごとに提出してください。

第36節 特設公衆電話の設置・利用に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岡山支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

- (1) 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成 **29** 年 **8** 月 **28** 日

甲 住 所 岡山県井原市井原町 311 番地 1

名 称 井原市

井原市長

乙 住 所 岡山県岡山市北区中山下 2 丁目 1 番 90 号

名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店

岡山支店長

第37節 災害時における避難場所の指定に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社サンエイシステム（以下「乙」という。）及び株式会社リー・グローブ（以下「丙」という。）は、風水害等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難場所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙及び丙の管理する施設の一部を、避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から解除の申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（避難場所として利用できる施設の周知等）

第3条 甲が避難場所として利用できる施設は、後記表示建物（以下「本施設」という。）とする。ただし、本施設以外の施設が必要となったときは、甲乙丙協議して決定する。

2 甲は、乙及び丙の管理する施設のうち前項の施設を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の使用）

第4条 甲は、地域住民の避難が必要であると予測されるときは、地域住民の受入れについて、乙又は丙に対しあらかじめ通知したうえで、本施設を避難場所として利用することができる。

ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が本施設に避難してきた場合であって、乙又は丙の職員がいるときは、直ちにこれを受入れ、乙又は丙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、本施設を避難場所として利用するとき及び地域住民の緊急避難があったときは、避難場所の管理運営のための職員を直ちに派遣するものとする。

3 使用期間は、原則として避難指示等発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した災害の状況により期間を延長する必要があると判断されるときは、甲乙丙三者が協議のうえ、決定するものとする。

4 甲は、乙及び丙が早期に業務、営業等を再開できるように配慮するとともに、避難場所としての使用の早期解消に努めるものとする。

5 甲は、本施設の避難場所としての使用を終了するとき、その旨を乙又は丙に報告するものとする。

（避難場所の管理）

第5条 避難場所の運営管理は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙及び丙は、これに協力するものとする。

2 甲は、本施設を避難場所として使用するとき、細心の注意をもって使用しなければならない。

3 避難場所において必要な物品等が発生したときは、甲が準備又は配付するものとする。

（費用負担）

第6条 避難場所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙又は丙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等

を負担しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙及び丙は、避難場所としての使用によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た場合、その保護に努めなければならない。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

(物件)

所在地：岡山県井原市笹賀町2丁目20番地1

施設名：ジャンボ井原店 立体駐車場（3階～屋上）

甲と乙及び丙は、この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月16日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長 瀧本豊文

乙 岡山県倉敷市平田930番地3
株式会社 サンエイシステム
代表取締役 吉田清孝

丙 岡山県倉敷市平田930番地3
株式会社 リー・グローブ
代表取締役 李 清志

第38節 大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは、井原市内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること。
- (2) 甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。
- (3) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 災害時に双方が持つ罹災地域の情報を共有し、早期復旧・被災者支援に努めること。
- (5) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙が第2条の規定による協力を行うために要した費用については、その都度、甲乙協議する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める

ものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年11月24日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
岡山支店 倉敷中央支社長

第 39 節 災害時における避難場所の指定に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、風水害等による災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難場所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲又は乙から解除の申入れがないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後この例による。

（避難場所として利用できる施設の周知等）

第 3 条 甲が避難場所として利用できる施設は、後記表示建物（以下「本施設」という。）とする。ただし、本施設以外の施設が必要となったときは、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難場所の使用）

第 4 条 甲は、地域住民の避難が必要であると予測されるときは、地域住民の受入れについて、乙に対しあらかじめ通知したうえで、本施設を避難場所として利用することができる。

ただし、突発的な災害の発生により被災した地域住民が本施設に避難してきた場合であって、乙の職員がいるときは、直ちにこれを受入れ、乙の職員から甲に連絡するものとする。

2 甲は、本施設を避難場所として利用するとき及び地域住民の緊急避難があったときは、避難場所の管理運営のための職員を直ちに派遣するものとする。

3 使用期間は、原則として避難指示等発令の日から解除される日までの間とする。ただし、発生した災害の状況により期間を延長する必要があると判断されるときは、甲乙両者が協議のうえ、決定するものとする。

4 甲は、乙が早期に業務、営業等を再開できるように配慮するとともに、避難場所としての使用の早期解消に努めるものとする。

5 甲は、本施設の避難場所としての使用を終了するとき、その旨を乙に報告するものとする。

（避難場所の管理）

第 5 条 避難場所の運営管理は、甲の責任において甲が避難者と協働で行うものとし、乙は、これに協力するものとする。

2 甲は、本施設を避難場所として使用するときは、細心の注意をもって使用しなければならない。

3 避難場所において必要な物品等が発生したときは、甲が準備又は配付するものとする。

（費用負担）

第 6 条 避難場所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の商品、施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(連絡責任者)

第7条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、避難場所としての使用によって個人情報を取り扱う場合及び知り得た場合、その保護に努めなければならない。

(協議)

第9条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(物件)

所在地：岡山県井原市下出部町2丁目11-2

施設名：株式会社 イズミ ゆめタウン井原店 3階倉庫部分（831㎡）

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年12月 1日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長 瀧本豊文

乙 広島県広島市南区京橋町2番22号
株式会社 イズミ

第40節 災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書

井原市(以下「甲」という。)と一般社団法人岡山県自動車整備振興会井原支部(以下「乙」という。)とは、井原市内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命、身体及び財産を保護するため甲が行う災害応急対策に対する乙の支援及び協力(以下「支援協力」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の内容)

第2条 乙の実施する災害時における支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急車両及び災害応急対策に使用する車両(以下「緊急車両等」という。)の応急整備
- (2) 第3条第2項に規定する登録資機材の貸出し

(資機材の登録)

第3条 乙は、災害時における支援協力を速やかに実施することができるよう、あらかじめ、乙の会員である事業場のうち災害時における支援協力を実施することができるもの(以下「協力事業場」という。)に対し、甲に貸し出すことができる資機材の登録を求めることとする。

- 2 乙は、協力事業場が乙の管理する登録簿に登録する資機材(以下「登録資機材」という。)の状況及び災害時の連絡体制について定期的に確認を行い、災害時における支援協力を実施するための体制を維持するものとする。
- 3 前項に規定する登録資機材の種類は、次の表のとおりとする。

登録資機材の種類	車載用ジャッキ, ガレージ・ジャッキ, 手工具(バール, ハンマー, のこぎり等), 発電機, 作業灯, ロープ, ワイヤー等
----------	---

(支援協力の要請)

第4条 甲は、災害時において、第2条各号に定める支援協力を必要とするときは、緊急車両等の応急整備等要請書(別記様式)により乙に要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

(支援協力に関する要請主体等)

第5条 甲の支援協力の要請主体は、危機管理担当課及び緊急車両等の管理担当部署とする。

- 2 要請を受ける乙の担当部署は、支部長等の属する協力事業場とする。
- 3 甲及び乙は、要請に関する担当部署、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 4 甲及び乙は、担当する部署に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(安全の確保)

第6条 甲は、乙の支援協力を受けるに当たっては、災害現場の状況その他の必要

な情報を乙に提供すること等により、支援協力に従事する者(以下「支援従事者」という。)の安全の確保に配慮するものとする。

(支援協力の実施)

第7条 乙は、甲から第4条第1項の規定による要請があったときは、災害が発生した地域等に鑑み、その近隣又は災害の被害が少ない地域の協力事業場に対し、乙があらかじめ定める連絡要領により連絡を行うものとする。

(緊急車両等の応急整備)

第8条 乙から前条の連絡を受けた協力事業場は、甲が指定する場所において、不具合が発生した緊急車両等の応急整備を行うものとする。

2 前項の応急整備は、タイヤの交換、エンジントラブルへの対応等軽微な応急置に限るものとし、その場での対処が不可能な整備は行わないものとする。

(登録資機材の貸出等)

第9条 協力事業場は、災害時において、甲から登録資機材の貸出しの要請があったときは、これを貸し出すものとする。ただし、貸し出すことができない特段の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による登録資機材の貸出しは、原則として協力事業場において行うこととし、協力事業場が対応することができる場合に限り、甲の指定する場所に登録資機材を搬送して貸出しを行うことができる。

3 登録資機材の返却は、協力事業場において行うこととする。

(費用等)

第10条 乙は、第8条第1項の応急整備、当該応急整備のための移動及び前条第1項の規定による登録資機材の貸出しに要する費用を、甲に請求しないこととする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生じ、甲又は乙が文書をもって相手方にこの協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年 2月 8日

甲 井原市井原町311番地1
井原市
井原市長 大 舌 勲

乙 井原市井原町136番地1
一般社団法人 岡山県自動車整備振興会井原支部
支部長 柳 本 博

年 月 日

一般社団法人 岡山県自動車整備振興会井原支部 殿
(FAX ー ー)

井原市
又は
緊急車両等の管理担当部署の長

緊急車両等の応急整備等要請書

災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり緊急車両等の応急整備等を要請します。

記

1 緊急車両等の応急整備

- (1) 自動車登録番号又は車両番号
- (2) 車名
- (3) 型式
- (4) 不具合の状況
- (5) 整備する場所の説明及び地図の添付の有無

(地図の添付 有 ・ 無)

- (6) 安全確保上留意すべき災害現場の状況等

2 登録資機材の貸出し

車載用ジャッキ () 個, ガレージ・ジャッキ () 個
手工具 (名称 バール 個数 個, 名称 ハンマー 個数 個)
(名称 のこぎり 個数 個, 名称 個数 個)
(名称 個数 個, 名称 個数 個)
(名称 個数 個, 名称 個数 個)
発電機 () 台, 作業灯 () 台, ロープ () 本
ワイヤー () 本, その他 ()

第41節 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

井原市（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害の発生により井原市内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所における人的支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所等に避難し、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、大規模な災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、前条対象者の存在を多数把握した場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し

(2) 対象者の入院・通院など医療の必要性の判断

(3) 避難所生活における柔道整復施術的アドバイス等

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

（経費及び補償）

第6条 乙の施術費用については無料とする。包帯、薬剤等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議する。

（避難所への派遣可能人数）

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙並びに支援者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、令和2年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに、この協定書を1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 2年 2月26日

甲 岡山県井原市井原町311番地1

井原市

井原市長

印

乙 岡山県岡山市北区天神町8-28

公益社団法人 岡山県柔道整復師会

会 長

印

第42節 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、井原市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、井原市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

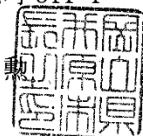
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月2日

甲) 岡山県井原市井原町 311-1

井原市

井原市長 大舌



乙) 岡山県岡山市北区下中野 323-111

株式会社ゼンリン 岡山営業所

所長 野中 敏彦



第43節 災害廃棄物等の処理に関する基本協定

井原市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。）及び不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設並びに甲が委託する関連事業者において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、井原市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて平時から甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

なお、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物等の仮置場の管理業務に関すること
- （2） 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- （3） 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- （4） 災害廃棄物等の処分に关すること
- （5） 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 処理計画、処理体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
- （2） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- （3） 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認及び情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以

下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期限)

第11条 本協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 18 日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市

井原市長

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社

代表取締役

第44節 災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の緊急調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、井原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を、災害時における生活必需品等の物資の供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況を報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難と認められる場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用等）

第8条 第6条の規定により乙が供給した物資の代金及び第7条の規定により乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（費用等の支払）

第9条 乙は、前条第2項の規定により協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するも

のとする。

- 2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡体制)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては井原市 危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

- 2 甲及び乙は、担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年 4月20日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

<別 表>

取扱物資（井原市が供給を要請する物資）

分類	主な物資
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

第 号
令和 年 月 日

殿

井原市長

災害時における生活必需品等の物資の供給要請書

災害時における生活必需品等の物資の緊急調達及び供給に関する協定書第 5 条の規定により、次のとおり物資の供給を要請します。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1 日当たり数量である。

担当 危機管理課
電話 0 8 6 6 － 6 2 － 9 5 5 0

第45節 災害時における生活必需品等の備蓄品の緊急調達及び供給に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社三美産業（以下「乙」という。）は、災害時における乙が保有している生活必需品等の備蓄品（以下「備蓄品」という。）の緊急調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、井原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、甲が乙と協力して、備蓄品を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において備蓄品を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な備蓄品の供給を要請することができる。

（備蓄品の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する備蓄品の範囲は、別表に掲げるもののうち、甲乙協議して決定するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を、災害時における生活必需品等の備蓄品の供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、備蓄品の供給に努めるものとする。

2 乙は、備蓄品の供給を実施したときは、その実施状況を報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 備蓄品の引渡場所は、甲が災害等の状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難と認められる場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用等）

第8条 第6条の規定により乙が供給した備蓄品の代金及び第7条の規定により乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用等の支払)

第9条 乙は、前条第2項の規定により協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び備蓄品の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は甲に対し、毎年少なくとも1回、第4条に規定する備蓄品一覧表を提出するものとする。

(連絡体制)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては井原市危機管理課とし、乙においては株式会社三美産業とする。

2 甲及び乙は、担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年5月17日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県高梁市川上町三沢4342-2
株式会社三美産業
代表取締役社長

第 年 月 日 号

殿

井原市長

災害時における生活必需品等の備蓄品の供給要請書

災害時における生活必需品等の備蓄品の緊急調達及び供給に関する協定書第 5 条の規定により、次のとおり備蓄品の供給を要請します。

記

要請する備蓄品

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1 日当たり数量である。

担当 危機管理課
電話 0 8 6 6 － 6 2 － 9 5 5 0

<別 表>

取扱備蓄品（井原市が供給を要請する備蓄品）

飲料水、ごはん、パン、みそ汁、缶詰、クッキー、せんべい、羊羹、保存用ビスコ、毛布、カセットボンベ、カセットコンロ、缶切、ナイフ、ラップ、アルミホイル、ごみ袋、やかん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、食器類、保冷バック、マスク、キャンドル、LEDライト、LEDライトランタン、ラジオ、乾電池、石油ストーブ、カイロ、軍手、スコップ、仮設トイレ、発電機、手指消毒剤、マスク、ガムテープなど

第46節 災害時における燃料等の供給に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と岡山県石油商業組合井原支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の、甲が行う災害対応活動を円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、井原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者及び避難者に対し、甲が行う救援活動及び災害現場活動（以下「現場活動等」という。）に使用する車両、資機材、発電機、暖房器具等の運用に必要な燃料、潤滑油等（以下「燃料等」という。）を、乙の協力を得て安定的に確保及び供給し、より速やか、かつ、円滑な現場活動等ができることを目的とする。

（災害時の協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、現場活動等で燃料等が必要と認めるときは、乙に対し、災害時における燃料等の供給要請書（様式第1号）をもって燃料等の供給の要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに、文書を交付するものとする。

（協力義務）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し、積極的、優先的、かつ、速やかに燃料等を供給するものとする。

（燃料等の供給）

第5条 前条に規定する燃料等の供給は、乙の給油取扱所において行うものとする。

2 甲が燃料等の搬送を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲が指定する燃料の供給場所に搬送するものとする。この場合において、甲は、乙に対し、燃料等を搬送及び供給に使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、前項に規定する当該供給場所に職員を派遣し、納品を確認するものとする。

（費用）

第6条 前条第1項に規定する燃料等の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 前条第2項及び第3項に規定する燃料等の供給に要する経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙が指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

3 前2項に定めのない費用については、乙の負担とするものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条に規定する費用及び経費については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、燃料等の供給、現場活動等に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、連絡担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月17日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 岡山県井原市西江原町1249番地
岡山県石油商業組合井原支部
支部長

第 年 月 日 号

殿

井原市長

災害時における燃料等の供給要請書

災害時における燃料等の供給に関する協定第 3 条の規定により、次のとおりの供給を要請します。

記

要請する燃料等

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

注：要請数量は、1 日当たり数量である。
担当 危機管理課
電話 0866－62－9550

第47節 災害時における物資輸送等に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と岡山福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

1. この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

第2条（協力の内容）

1. 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。
 - （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
 - （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - （4）その他協議し合意した事項
2. 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
 - （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
 - （2）乙の車両への燃料の優先供給
 - （3）罹災状況に係る情報の提供
 - （4）その他協議し合意した事項

第3条（協力要請の手続き）

1. 前条の規定による協力の要請は、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の業務上の支障となる場合は、この限りではない。

第4条（事故等）

1. 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

第5条（報告）

1. 乙は、協力業務を遂行したときは、後日、実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

第6条（費用等の負担）

1. 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲乙協議のうえ都度決定し、甲の負担とする。
2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。
3. 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

第7条（連絡体制）

1. 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。
2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

第8条（情報交換）

1. 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

第9条（有効期間）

1. この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、契約満了の3か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

第10条（協議）

1. この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山県井原市井原町3 1 1 番地 1

井原市

井原市長 大舌 勲

乙 高梁市落合町近似89-1

岡山福山通運株式会社

代表取締役 八田 弘明

様式第 1 号（第3条関係）

年 月 日

福山通運株式会社

代表取締役

様

井原市長 大舌 勲 印

協 力 要 請 書

「災害時における物資輸送等に関する協定」第3条に基づく協力を要請します。

1. 災害発生の日時・場所	日 時 : 月 日 (午前・午後 時 分) 場 所 :
2. 協力を要請する場所	所在地 : 名称 : TEL : 現地担当者名 :
3. 協力要請の内容	(第2条第1項) ☒ をつける ☐ (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送 ☐ (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送 ☐ (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等 ☐ (4) その他協議し合意した事項 【 】
4. 協力を必要とする人数	
5. 連絡担当者	所属 : 氏名 : TEL :
6. 協力要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7. 備 考	

このFAXを受信されましたら、要請受諾の可否を上記連絡担当者あてに電話連絡をお願いします。

年 月 日

井原市長 大舌 勲 様

福山通運 株式会社

代表取締役 印

実 施 報 告 書

「災害時における物資輸送等に関する協定」
第5条に基づく実施報告書を提出します。

1. 協力実施日時	日 時 : 月 日 (午前・午後 時 分) ~ (午前・午後 時 分)
2. 協力要請した場所	所在地 : 名称 : TEL : 現地担当者名 :
3. 協力要請の内容	・ 協力内容 第2条第1項 号 ・ 要請によって使用した車両 車 両 : 車両台数 :
4. 協力者人数	
5. 連絡責任者	職 名 : 名 前 : 電話番号 : F A X :
6. その他備考	

※協力要請場所ごとに提出してください。

第48節 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

井原市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、井原市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる井原市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、井原市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を協力要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)により要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは要請書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただ

し、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務等を行った場合は、実施報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに報告書を提出するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、報告書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに報告書を提出するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 14 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 6 月 8 日

甲 岡山県井原市井原町 3 1 1 番地 1
井原市
井原市長

乙 広島県広島市南区出島 1 丁目 1 9 番 2 0 号
佐川急便株式会社 中国支店
支店長

年 月 日

佐川急便株式会社

代表取締役

様

井原市長

協 力 要 請 書

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」第4条に基づく協力を要請します。

1. 災害発生の日時・場所	日 時 : 月 日 (午前・午後 時 分) 場 所 :
2. 協力を要請する場所	所在地 : 名称 : TEL : 現地担当者名 :
3. 協力要請の内容	(第4条第1項) ☒ をつける ☐ (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施 ☐ (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集 ☐ (3) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施 ☐ (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供 ☐ (5) その他協議し合意した事項 【 】
4. 協力を必要とする人数	
5. 連絡担当者	所属 : 氏名 : TEL :
6. 協力要請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7. 備 考	

このFAXを受信されましたら、要請受諾の可否を上記連絡担当者あてに電話連絡をお願いします。

年 月 日

井原市長 様

佐川急便株式会社

代表取締役

実 施 報 告 書

「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」第6条に基づく実施報告書を提出します。

1. 協力実施日時	日 時 : 月 日 (午前・午後 時 分) ~ (午前・午後 時 分)
2. 協力要請した場所	所在地 : 名称 : TEL : 現地担当者名 :
3. 協力要請の内容	・ 協力内容 第4条第1項 号 ・ 要請によって使用した車両 車 両 : 車両台数 :
4. 協力者人数	
5. 連絡責任者	職 名 : 名 前 : 電話番号 : F A X :
6. その他備考	

※協力要請場所ごとに提出してください。

第49節 災害時における電動車両等の支援に関する協定

井原市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、井原市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1） プラグインハイブリッドEV
- （2） 電気自動車
- （3） 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、井原市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第12条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の情報提供)

第12条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第13条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第14条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当時者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 5年 8月 4日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 大阪府大阪市淀川区新高1丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦3丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
代表執行役社長兼最高経営責任者

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

井原市長

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

井原市長

会社名
代表

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、
次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

第50節 防災情報の放送に関する協定

井原市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムふくやま（以下「乙」という。）は、防災情報の放送に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、井原市域内における市民の防災意識の醸成及び災害による被害の軽減を図り、以って市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 「災害」とは、台風、集中豪雨、地震、大規模火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。
- （2） 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき乙が必要と認めたとき、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
- （3） 「平常時における放送」とは、災害時に対する日ごろからの備え等、市民の防災意識の高揚、啓発に関する放送をいう。

（運用）

第3条 緊急情報放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次に定める手順により実施するものとする。

- （1） 乙の有人時間（乙の番組編成により変動するが、概ね午前7時から午後7時までの間）
 - ア 甲は、電子メール、FAX又は電話連絡により、乙が運用するスタジオあてに緊急情報放送である旨を明示してその概要を送付する。
 - イ 乙は、緊急情報放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。第一報以降においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
 - ウ 甲は、乙との協議により、放送中の番組に割り込み、緊急情報放送の訓練を行う。
- （2） 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間
 - ア 甲は、緊急情報放送を必要とすると認めたときは、乙の責任者に緊急情報放送の内容を連絡し、その了承を得たうえで放送中の番組に割り込み、緊急情報放送を行う。
 - イ 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。
 - ウ 緊急情報放送により乙の社員が出社した場合は、乙から甲に直ちに連絡をとるものとし、その後は前号による乙の有人時間とみなす。
- 2 平常時における放送の運用に当たっては、次に定める事項により実施するものとする。
 - （1） 甲は乙に対して、平常時における放送の依頼をしようとするときは、別紙様式により文書で行うものとする。
 - （2） 原則として、乙の有人時間に放送依頼を行う。

（放送結果の責任）

第4条 本協定による放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲、乙ともにその責任を負うものとする。

(費用の負担)

第5条 乙に設置する放送設備の費用は乙の負担とし、その点検、更新などに要する経費もこれに準ずる。

2 甲が乙の放送中の番組に割り込むために使用する電話機の設置及び維持に要する費用並びに回線使用料は、甲の負担とする。

3 甲の緊急情報放送に要する費用は、無料とする。

4 その他緊急情報放送に要する費用負担は、甲、乙が協議し決定する。

5 緊急情報放送の実施により、同時刻に予定していたコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議し決定する。

(協定の改定)

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を所有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県井原市井原町311番地1
井原市
井原市長

乙 広島県福山市西町2丁目10番1号
福山商工会議所ビル1階
株式会社 エフエムふくやま
代表取締役社長

第 1 2 章 災害応急対策

第 1 節 井原市災害救助条例

昭和37年11月19日条例第38号

(目的)

第 1 条 この条例は、非常災害の発生に際して、本市が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けない場合その被災者に対して応急的に必要な救助を行うとともに社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(適用基準)

第 2 条 この条例による災害救助の適用基準は、10 世帯又は 40 人以上の者が同一災害により現に救助が必要な場合とする。

2 前項のり災 10 世帯は、全焼、全壊又は流失等のものを対象とする。ただし、半焼又は半壊の場合は、2 世帯をもって 1 世帯とみなし、床上浸水の場合は 3 世帯をもって 1 世帯とみなして算定する。

3 第 1 項の適用基準に満たない場合においても、市長が特に必要と認めたときは救助を行うことができるものとする。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) その他市長が必要と認める救助等

2 救助の実施は、現物給付をもって原則とする。

3 救助の種別、支出経費、救助期間、救助範囲等は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）第 1 章で定める基準を参酌して、規則で定める。

4 前項の規則によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は、救助の種別、支出経費、救助期間、救助範囲等を別に定めることができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 井原市災害時等避難行動支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に、避難行動について支援が必要となる障害者や高齢者等（以下「避難行動要支援者」という。）が、災害時等における支援を地域の中で受けることができるための制度（以下「支援制度」という。）を整備することにより、災害に備えた地域の協力体制づくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において避難行動要支援者とは、次に掲げる者であり、かつ、在宅で生活している者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定による1級又は2級に該当するもの
 - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当するもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する岡山県精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級に該当するもの
 - (5) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者のうち支援が必要なもの
 - (6) 厚生労働省が定める厚生労働科学研究難治性疾患克服研究対象疾患患者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、災害時等において支援が必要と認められるもの
- 2 この要綱において、地域支援組織とは、避難行動要支援者の近隣に居住し、災害時等における具体的な日年支援活動に取り組むため、自治会又は小学校区単位に、自主防災組織、民生児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、消防団等で構成された団体をいう。

(避難行動要支援者同意リストの登録)

第3条 避難行動要支援者のうち、災害時等において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことに困難を伴うことが予想され、かつ、家族等の援護が望めない者で、支援制度による地域支援組織からの支援を希望するものは、個人情報の提供について同意のうえ、井原市災害時等避難行動要支援同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、障害等により、前項の規定による提出が困難な場合は、親族等による代理により提出することができるものとする。

(登録の手続きと情報の共有)

第4条 市長は、同意書の提出があった者のうち個人情報の提供について同意したもの（以下「同意者」という。）については、申請内容を確認の上、井原市災害時避難行動要支援同意者リスト（以下「同意者リスト」という。）を作成するものとする。

- 2 同意者リストを共有するものは、井原警察署、民生委員・児童委員、井原市社会福祉協議会及び地域支援組織とする。ただし、地域支援組織への個人情報の提供は、避難行動要支援者のうち当該組織が担当する地域内の同意者に限る。
- 3 避難行動要支援者のうち、この要綱に基づく個人情報の提供について同意がない者の情報は、市長が管理する。

- 4 市長は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があると認めるときは、同意の有無にかかわらず、同意者リストを第2項に規定するものへ提供することができる。

（個別プランの策定）

第5条 地域支援組織は、災害時等における支援の内容等を把握するために、同意者リストに基づき、同意者への聴き取り調査等を行い、同意者ごとに災害時等に備え、避難を支援する担当者、避難場所、家族等の連絡先等を定めた井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン（様式第3号。以下「個別台帳」という。）を策定するものとする。

- 2 地域支援組織は、前項の規定により策定した個別プランを市長及び当該同意者に提出するものとする。

（個人情報の保管及び守秘義務）

第6条 地域支援組織は、同意者リスト及び個別プラン（以下「個別プラン等」という。）を取り扱うことについて、井原市個人情報保護条例（平成13年井原市条例第6号）を順守し、次条各号に掲げる支援以外の目的で使用してはならない。

- 2 地域支援組織は、個別プラン等を取り扱うことについて、あらかじめ井原市災害時等避難行動支援個人情報取扱誓約書（様式第4号。以下「誓約書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 地域支援組織は、個別プラン等に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。
- 4 地域支援組織は、個別プラン等を紛失したとき又は個人情報の漏えい等が発生したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

（避難支援活動）

第7条 地域支援組織は、同意者に対し、可能な限りにおいて次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害時における安否確認、避難情報の提供、避難誘導、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするための日常生活での声かけ運動、相談活動等

（避難支援者の育成）

第8条 地域支援組織は、災害時等において登録者支援を迅速かつ的確に行うために、地域住民の中より要援護者を支援する者の育成に努めるものとする。

（登録の変更及び抹消）

第9条 同意者は、個別プラン等の内容に変更が生じたときは、井原市災害時等要支援者個別プラン変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、同意者が次に掲げる事項のいずれかに該当したことを知ったときは、個別プラン等を抹消することができるものとする。
- (1) 同意者又は同意者の親族等から井原市災害時等避難行動要支援者登録廃止届（様式第5号）が提出されたとき。
 - (2) 同意者が死亡したとき。
 - (3) 同意者が市外に転出したとき。

（制度の周知）

第10条 市長は、市広報等を通じて、支援制度の周知を図るものとする。

- 2 地域支援組織は、前項の周知に協力するものとする。

(雑則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

井原市災害時等避難行動要支援同意書

井 原 市 長 殿

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名	㊟		
住 所	〒 ー 井原市 町 番地		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
災 害 時 に 地 域 の 支 援 を 必 要 と する 理 由	①介護保険の要介護 3 以上の在宅で生活している人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③療育手帳の交付を受けている人 ④精神保健福祉手帳の交付を受けている人 ⑤一人暮らしの高齢者 ⑥高齢者のみの世帯の人 ⑦難病患者の人 ⑧その他①～⑦に準ずると思われる人		

緊急時の家族 等の連絡先 * 記入をお願い します。	氏 名	続柄	住 所	電話番号
				()
				()
				()

この制度は、避難支援を行う者自身やその家族などの安全が前提のため、個人情報の提供について同意を行った避難行動要支援者が、必ず避難行動の支援を受けることを保証するものではありません。

私は、井原市災害時等避難行動支援制度の趣旨に賛同し、地域からの支援を受けることを希望します。
また、私が同意した上記の個人情報について、井原市から民生委員児童委員、避難支援者、消防署、警察署、自治会等に提供されることに

- ☐ 同意します。
☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
☐ 同意するかしないかを判断するために、井原市から詳細な説明を求めます。
 *いずれかにレ点を記入してください。（署名は親族等の代理の人でもかまいません。）

年 月 日

署 名 ㊟

電話番号

井原市災害時等避難行動要支援同意者リスト

作成日 年 月 日

番号	氏名	生年月日	性別	〒	住所	電話番号	備考

井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン

作成年月日 年 月 日

フリガナ				性 別	男 ・ 女
氏 名	㊟				
住 所	〒 ー 井原市 町 番地				
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			血液型	A・B・O・AB
地域支援 組織名	電話番号				
	FAX				
	メールアドレス				

特記事項 ※災害時の避難支援 を円滑にするため知 らせておきたいこと		例：目が不自由、車いすを使用している、危険通報指示を察知できないなど			
かかりつけ 医療機関名				家族構成	人世帯
介護サービス 利用機関名				緊急通報 装置の設 置	有・無
緊急時の 連絡先 (親族等)	続 柄	氏 名	住 所		電話番号
避難 支援者	続 柄	氏 名	住 所		電話番号

担 当 民生委員		電話番号		最寄りの 避難場所	
-------------	--	------	--	--------------	--

(裏面)

日常生活の状況について

(該当する項目に○印)

調査項目	状 態				
	I	II	III	IV	V
歩 行	①普通に歩ける	②一人で歩けるが、遠方までは難しい	③補助者・用具があれば歩ける	④歩けない	
歩行時の補助用具	①なし		②杖・手押し車	③車いす	④その他
立 位	①普通にできる	②何とか自分で立ち上がる	③物につかまるあるいは介助があれば立ち上がる	④不能	
視 力	①よく見える	②細かい字は読めない	③ほとんど見えない	④全盲	
聴 力	①よく聞こえる	②大きな声なら聞こえる	③ほとんど聞こえない	④全く聞こえない	
言 語	①普通にしゃべれる	②やや不自由	③不自由		
認知症状	①なし		②あり(軽度)	③あり(中度)	④あり(重度)

※認知症状の判定基準

- 1) 軽度：何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内、社会的にほぼ自立している。
- 2) 中度：日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- 3) 重度：日常生活に支障を来すような症状、行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られる。常に介護を要する。

井原市災害時等避難行動支援個人情報取扱誓約書

井 原 市 長 殿

私は、井原市及び避難行動要支援者から提供を受けた個人情報を災害時等支援活動以外には使用しません。

また、支援上知り得た個人の秘密事項について、他に漏らしません。

上記について、誓約します。

年 月 日

（ 署 名 ）

住 所

氏 名

⑩

井原市災害時等避難行動要支援者個別プラン変更届出書

年 月 日

井 原 市 長 殿

次のとおり災害時避難行動要支援者個別プランについて、下記のとおり変更したいので届け出ます。

フリガナ	
氏 名	印
住 所	〒 ー 井原市 町 番地
電話番号	

*変更となる箇所のみご記入ください。

特記事項 ※災害時の避難支援 を円滑にするため知 らせておきたいこと		例：目が不自由、車いすを使用している、危険通報指示を察知できないなど		
かかりつけ 医療機関			家族構成	人世帯
介護サービス 利用機関			緊急通報 装置の設 置	有・無
緊急時の 連絡先 (親族等)	続 柄	氏 名	住 所	電話番号
避難 支 援 者	続 柄	氏 名	住 所	電話番号

担 当 民生委員		電話番号		最寄りの 避難場所	
-------------	--	------	--	--------------	--

井原市災害時等避難行動要支援者登録廃止届

年 月 日

井 原 市 長 殿

届出者

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり、井原市災害時等避難行動要支援者の登録を廃止したいので、届け出ます。

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名			
住 所	〒 ー 井原市 町 番地		
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	地域支援 組織名	
電話番号			

廃止の理由 ：

第 1 3 章 様式集

第 1 罹災者台帳

罹災区分	洪水・土砂・火災・事故・その他						(表 面)
整理番号	第 号						
罹 災 者	住 所						
	氏 名				職 業		
罹 災 事 項	災害の原因						
	罹災年月日		年 月 日 時 分				
	罹災場所						
	罹 災 状 況	住宅					
		その他					
		家財					
		生命					
		その他					
	世 帯 人 員	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	学 年	摘 要

(注)

- (1) 本台帳の大きさはA4とする。
- (2) 罹災者住所・職業・氏名欄の氏名は、世帯主名を記載
- (3) 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

第1 罹災者台帳

(裏 面)

[illegible]

(注)

(注)
援護状況欄には、救助用支給物資の内訳はもちろん、仮設住宅、生業資金、医療救助等
救助内容を記載し、できれば義捐金品の内容も明記すること

第2 罹災証明書

様式第4号

(表 面)

整 理 番 号
第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所						
世帯主氏名						
罹災世帯 構成員	氏 名	続柄	性別	年齢	学年	摘 要

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水等の区分	
被災住家の所有区分	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害

所在地		
被害の 種別と内容	非住家	
	家財	
	人的	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

井原市長

第2 罹災証明書

様式第5号

(表 面)

整 理 番 号
第 号

罹 災 証 明 書 (事業者用)

事業所住所			
事業所名			
代表者の職・氏名		業種	

罹災原因	年 月 日 の による
------	-------------

罹災場所の所在地		
罹災状況	建物	
	設備	
	材料	
	製品	
	その他	

上記のとおり、罹災したことを証明する。

年 月 日

井原市長

第2 罹災証明書

(裏 面)

年 月 日	援 護 状 況 等	認印
注 意	1. 救援物資の受領にあつては、本証明書の提示をしないと支給されません。 2. 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認して下さい。	

第3 仮罹災証明書

仮 罹 災 証 明 書						
第	号					
罹災者住所						
世帯主氏名						
1. 罹災の種別						
2. 被害の状況						
3. 世 帯 員						
名						
内						
大人		男	名	女	名	
小人		男	名	女	名	
乳児		名				
4. そ の 他						
上記のとおり罹災したことを証明する。						
年 月 日						
井原市長					印	
注意事項						
1. この証明書は、 月 日 時に において						
本証明書と切り替えますから必ず持参してください。						
2. この証明書では、救助用の物資の支給その他援助は受けられませんから、必ず						
本証明書に切り替えてください。						

(注)

1. この証明書の大きさはA4とする
2. 記載事項のうち、内容が明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する

第4 救助日誌

報告機関				受信機関			
発 信 者				受 信 者			
報告期限 月 日 時現在				発受時間 月 日 時 分			
避難所開設	開設期間	開設日時 閉鎖予定日	日 時 月 日	必需品給与 被服寝具生活	県より受入れまたは 前日よりの繰越量 点		
	既存建物	箇所数 収容人員	カ所 人		本日支給	全滅失世帯数()世帯 点	
	野外施設	箇所数 収容人員	カ所 人			半失、床上 浸水世帯数 ()世帯 点	
					翌日への繰越量 点		
炊き出し	炊出期間	開始年月		医療 助産 救助	医療班	医療班出動数 コ班	
		終了予定日				救 助 地 区	
	炊出箇所数 カ所					診療 者数	医 療
	炊出人員	朝	人		助 産		人
		昼	人		医療 機関	医療	施設数 カ所
		夕	人			診療人員 人	
	計	人	助産		施設数 カ所		
給水	供給地区数 地区		罹災 救出	救助終了予定月日 月 日			
	供給実人員 人			救出地区			
	供給水量 m ²			救 出 し た 人 員 人			
	給水開始月日 月 日			今後救出を要する人員 人			
	期間終了予定日 月 日			救出終了予定月日 月 日			
	給水方法			救出の方法			
学用品支給	県より受入れまたは 前日よりの繰越量 点			死 体 の 処 理	死亡原因別人員		
	本日 支給	小学生	全失世帯 ()人 点		死体 処理	死 体 洗 浄 体	
			半失(床上 浸水)世帯 ()人 点			死 体 縫 合 体	
		中学生	全失世帯 ()人 点		死体 保存	死 体 消 毒 体	
			半失(床上 浸水)世帯 ()人 点			既設建物利用 カ所	
	翌日への繰越量 点				仮設建物利用 カ所		
					死体処理機関		
					今後死体処理を要 する死体 体		
			死体処理終了予定 月 日 月 日				

埋 葬 救 助	前日までの埋葬	体		障 害 物 の 除 去	障害物除去を要する戸数	戸		
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸) 戸		
		小人	体		今後除去を要する戸数	戸		
	翌日以降の要埋葬数	体			障害物除去の終了予定月日	月 日		
	埋葬終了予定月日	月 日						
	捜索地区							
死 体 の 捜 索	捜索を要する死体	体		輸 送	公用車使用	台		
	本日発見死体	体			借用車使用	台		
	今後の要捜索死体	体			救助の種類			
	捜索の方法			人 夫	人夫雇用数	人		
	捜索終了予定月日	月 日			従事作業			
仮設 住宅	着工月日 ()戸	月 日		備 考				
	竣工月日 ()戸	月 日						
住宅 修理	着工月日 ()戸	月 日						
	竣工月日 ()戸	月 日						

第5 避難所収容台帳

避難所名		(井原市)					
所在地							
月 日	収容人員	開設期間	物品使用状況		記 事	備 考	責任者 認印
			品 名	数 量			
	人						

(注)

1. 「収容人員」欄は当月の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は、「記事」欄に記入しておくこと
2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

第6 避難所収容者名簿

井原市		避難所	平成 年 月										
世 帯 主		世 帯 員 人	収 容 状 況										
住 所	氏 名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計													

(注)

1. この名簿は、避難所開設後できる限り速やかに作成すること
2. この名簿は、避難所の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること
3. 「収容状況欄」には、その日の収容人員数を記載すること
4. 避難所単位に炊出しを配給するような場合においては、一時的に「炊出し配給者名簿」を兼ね、後日同帳簿に転記して差し支えないこと

第7 炊出し受給者名簿

井原市

炊出し場

責任者

[illegible]

(注)

1. 「朝」「昼」「夕」欄には、支給食数を記入すること
2. 他市町村の住民であるときは、その住所を「備考」欄に記入すること

第 8 飲料水供給記録簿

井原市

供 給 年月日	供給地区	対象人員	給水用機械器具			金 額	備 考
			名 称	数量	所有者 (管理者)		

(注)

1. 「対象人員」は概数で記入して差し支えない
2. 給水機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること

第 9 世帯構成員別被害状況

年 月 日

井原市

被害者世帯数 被害種別	世帯構成員数										合計	小学生	中学生
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人以上			
全 焼 全 壊													
流 失													
半焼(壊) 床上浸水													

第10 救助用物資割当台帳

り災区分
(○印で囲む)

全失・半失

井原市

り災台帳 番 号	住 所	世帯主 氏 名	世帯 人数	同左内訳				乳 幼 児	学齢児童		物 資 名		
				大人		小人			小 学 生	中 学 生			
				男	女	男	女						

(注)
1. 本台帳は、全失と半失(床上浸水を含む)に区分して作成すること
2. 物資名欄は、品種数に応じて適宜記入する

第11 物資給与及び受領簿

井原市

住家被害 程度区分				給与の基礎となった 世帯構成人員			
災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。 年 月 日 住 所 _____ 世帯主氏名 _____ 印							
給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(注) り災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とする

第12 救助用物資及び災害義えん金品並びに学用品引継書

授	引継者機関名	職	氏名	印
受	引継者機関名	職	氏名	印

救助物資を次のとおり引き継ぎました。

記

1. 引継日時

2. 引継場所

3. 引継物資 次表のとおり

(車両番号)

物 資 名	単位	輸送数量	引継数量	差 引 過不足	過不足を 生じた理由	その他

(注) 本書は2通作成し、授受両機関とも保管する

第13 住宅災害報告書

						月 日現在 井原市			
区 分			記号	①全失戸数 (滅失戸数)	②半失戸数	③床上浸水 戸数	④一部破損 戸数	⑤備 考	
被害 状況	災害救助基準		ア						
	公営住宅基準		イ						
災害 救助	応急仮設住宅建設		ウ						
	住宅応急修理		エ						
	障害物除去		オ						
	計		カ						
公営住宅	災害公営住宅建設		キ						
	一般公営住宅建設		ク						
	既設公営住宅復旧		ケ						
	計		コ						
住 宅 融 資	公庫 融資	住宅 金融	災害復旧住宅 建設補修資金	サ					
			一般個人住宅 災害特別資金	シ					
			小計	ス					
融 資	世帯 融資	低所得	世帯更生資金	セ					
			母子福祉資金	ソ					
			小計	タ					
	計		チ						
既存施設 収容	既存公営住宅入居		ツ						
	社会福祉施設収容		テ						
	計		ト						
合 計			ナ						

(裏面参照のこと)

(表面より)

(注)

1. 被害状況には、公営住宅の被害があるときは（ ）内書とする。
2. 被害状況の災害救助基準は、住宅等一般被害状況の戸数により、また公営住宅基準は「災害公営住宅の建設および入居」による基準によって調査した戸数（例、アパート1世帯1戸等）を記載する。
3. 各対策については、建設、補修等の予定計画数を該当する被害区分欄に記載する。
4. 災害公営住宅と一般公営住宅あるいは災害復旧住宅建設補修資金と一般個人住宅災害特別資金との区分が明確でないものについては{ }として一括記載する。
5. 社会福祉施設収容者については、備考欄に施設名（予定）を記載する。
6. 本報告は、災害発生後5日以内に報告する。なおとりあえず、電話によって、報告するときは次の順序による。

A ア、イ、ウ

B ア、イ、エ

C

第14 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設 住宅番号	住 所	世帯主氏名	家族数	入 居 年 月 日	敷地区分	摘 要

(注)

1. 「応急仮設住宅番号」欄に応急仮設住宅に付した番号とし、また参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成添付しておくこと
2. 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること
3. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めて人員数を記入すること
4. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償別を明らかにしておくこと

第15 住宅応急修理記録簿

災害名

井原市

住 所	世帯主 氏 名	職業	家族数	修理箇所概要	修理着工 年月日	修理完成 年月日	修理費	備考

第16 障害物除去の状況記録簿

災害名

井原市

住家被害 程度区分	住 所	氏 名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要した 期 間	金 額	備 考

第17 罹災救出状況記録簿

災害名

井原市

年月日	救出地区	救出人員	救 出 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者 (管理者)氏名		

(注)
1. 救出用機械器具は借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

第18 救護または医療班に要した経費請求書

第 号
年 月 日

岡山県知事

殿

井原市長

印

救護班に要した経費請求書の提出について

災害の医療班派遣に要した諸経費の下記請求書を関係書類を添えて提出します。

記

1. 救護班員派遣旅費
2. 医薬品等消耗器材費
3. 医療器具修繕費
4. 自動車借上費
5. 自動車用消耗燃料費

添付書類

- (1) 救護班出動編成表
- (2) 救護班診療記録控
- (3) 救護班医薬品衛生材料使用記録控

(注)

1. 各請求書のうち旅費については岡山県職員の旅費請求用紙（但し日本赤十字社にあっては同社の規定による）により、その他は適宜の様式とする。
2. 医薬品等手持品については、救護班編成機関の請求とし、業者から購入し借上げ又は修繕した等の経費は業者の請求書を提出する。

第19 救護（医療）班出動編成表

救 護 (医 療) 班 出 動 報 告 書						
医療班名				医療班所属		
職名・氏名				区 分	日 時	
班 長	医 師			出動日時		
				〇〇地区		
				〇〇地区		
班 員				解散日時		
				摘 要	(使用車輛の所属等)	
計		名				

第20 救護(医療)班診療記録

○○○救護班

班長醫師氏名

印

年 月 日	住 所	患者氏名	年令	病 名	措置概要	備 考

第21 救護(医療)班医薬品衛生材料使用簿

○○○救護班

班長醫師氏名

[illegible]

第22 救護(医療)班の編成および活動記録

井原市

期 間	診療患者名死体検案数	班の編成	班長職氏名	備 考

第23 病院診療所医療実施状況

井原市

市 名	診 療 機 関 名	診療期間	診療機関		診療報 酬点数	金 額	備 考
			入 院	退 院			

第24 助産台帳

分べん者			分べんの 日時場所	助 産 機関名	期 間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年令					

第25 被害状況報告書

第 号

井原市

電話の	受信者氏名		受信日時	年	月	日
場 合	送信者氏名		所属部局			
発生年月日	年	月	日	月	日	時現在の状況
被害の概況		発生患者数等			災害の原因	
被害地区名						
全 戸 数						
全 壊						
半 壊						
流 失						
床上浸水						
床下浸水						
計						
その他の被害	被害率					
	井戸冠水					
	橋の流失					
	道路堰堤池の決壊					
人	死亡					
畜	負傷					
災害救助法の適用						
清潔方法						
消毒方法						
そ族昆虫駆除						
健康診断						
発生患者数	患者					
	擬似					
	保菌者					
	計					
	死者					

報告経路 …… 市 → 保健所 → 県本部

第26 死体搜索状況記録簿

井原市

年 月 日	搜索地区	搜索死体 (住所／氏名)	搜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者(管理者) 氏 名		

(注)

1. 搜索用機械器具は、借上費の有無の別を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費「金額」欄に記入すること

第27 死体処理台帳

井原市

死亡 年月日	死亡 原因	死体発見の 日時／場所	死亡者		遺族			洗浄等の処置費			死体一時保存の場所 及び保存の期間	備 考
			住所 氏名	年齢	住所 氏名	年齢	死亡者との 関係	品名	数量	金額		

第28 埋葬台帳

井原市

死亡 年月日	死亡 原因	死体発見の 日時／場所	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
			住所 氏名	年齢	死亡者と の関係	住所 氏名	棺 (付属品含む)	埋葬または火葬料	骨箱	計	

(注)

1. 埋葬を行ったものが市長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入しておくこと
2. 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に明らかにしておくこと
3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨および金額を備考欄に記入しておくこと。

第29 防疫活動状況報告書

井原市

月 日	区 分	1 赤痢患者 発生数				2 赤痢患者 発生数 前年同期				3 清潔方法を行った戸数	4 消毒方法を行った戸数	5 そ族昆虫駆除を行った戸数	6 感染症予防法による家用水の供給を受けた人数	7 災害救助法による飲料水の供給を受けた人数	8 集団避難所数	9 集団避難所の収容人員	10 備考
		真性	疑似	保菌者	死者	真性	疑似	保菌者	死者								
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																
	当日																
	累計																

報告経路 …… 市 → 保健所 → 県本部

第30 災害による生業資金貸付申請書

申請金額		円			※条件		金		※決定	
貸付期間							月賦			
申請者	氏名	(ふりがな)								
		(年齢)			才					
	住所									
		(居住年数)			年					
	本籍						円あて		円也	
	職業		月収	円	市民税額		円			
家族	続柄	氏名	年齢	職業	月収	住居への道順				
保証人	氏名			年齢		続柄				
	住所				居住年数		年			
	職業		月収	円	主な資産		円			
					主な負債		円			
	家族数			市民税額		円				
(注) ※印の箇所は記入しないこと										

第31 災害による生業資金貸付申請に対する意見書

氏 名		才		更生資金・生業資金・ その他国県市等の資金 貸付の有無		
申 請 者 欄	生業の場所			経験ある職業		
	貸付を適当 とする金額			申請者および 家族の月収		
	生 活 程 度			市民税平均額		
	資金の使途の適否 事業計画の適否					
	申請者および家族 の人物信用風評					
保 証 人 欄	氏 名	才		居住年数		
	月 収			支 出		
	市民税額			居住地の市町村 民税の平均額		
	主な資産・ 負債の状況					
	信用・風評その他 参 考 事 項					
総 評						
上記のとおり意見書を提出します。 年 月 日 岡山県知事 殿 井原市長 印						

第32 災害による生業資金借用証書

借用金額	一金				円也
借用期間	平成	年	月	日	から
	平成	年	月	日	まで

上記のとおり正に借用し、金 円を受領しました。
については、災害による生業資金貸付規則を堅く守り、相違なく償還します。

年 月 日

借受者住所

氏 名 印

右の者は、災害による生業資金貸付規則の規定に基づき生業資金の貸付を受けましたが
償還については同規則の規定を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務
不履行その他不都合の行為があるときは保証人がその責に任じます。

年 月 日

保証人住所

氏 名 印

岡山県知事 殿

第33 生業資金貸付台帳

井原市

[illegible]

第34 義えん金品抛出者名簿

井原市

年 月 日	住 所	氏 名	掘出区分（現金・物資）	数 量

義えん金品受領書

No.

住 所

氏 名

殿

1. 現 金 ¥

2. 物 資

梱包

ただし、 災害の義えん金として上記のとおり受領しました。

年 月 日

機関名

取扱者

印

第36 被災教科書報告書

区 分		井原市立 小・中 学校						
教 科	学 年	発行所名	教科書 記号番号	教科書名	冊 数	単 価	金 額	備 考

(注)

1. 区分欄は次の二つに分けて作成する。

(ア) 適用被災

災害救助法による支給対象者分

(イ) 不適用

災害救助法適用地域ではあるが、住家の被害が適用基準に達しないもの及び災害救助法が適用にならなかった場合いわゆる私費負担分

2. 本報告書は県本部厚生班へ2部提出するものとする。

第37 割当品割当台帳

り災区分									
番 号	学 年	児童・生徒氏名	保護者氏名	割当物資名・数量					

(注)

1. り災区分は全失（全焼）（全壊）（流失）と半失（半焼）（半壊）（床上浸水）に区分して作成する

2. 学年別に記載し、必要に応じて学年別に別様とする

3. 災害救助法によらない教科書の斡旋分は、本様式による割当を省略し、様式第1号のり災者台帳の被災児童・生徒名簿を利用して差し支えない

学 用 品 給 与 券

被害区分

番 号

学校名

学年

組

児童
生徒 氏名

1. 支給物資 次表のとおり

2. 支給場所

3. 支給日時

井原市長

印

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量

上記学用品を受領しました。

年 月 日

保護者
氏 名

印

第39 輸送記録簿

年月日	目 的	輸送区間 区間距離	車輛等		輸送担当者	金額	備考
			種 類	番号または船機名			

(注)(1) 「目的」は主たる目的（または救助の種類名）を記入すること。

(2) 輸送担当者欄に車輛番号を記入すること。

(3) 借上車両による場合は、有無償の別を問わず記入すること。「金額」欄は輸送費または車輛等の借上費を記入すること。

第40 輸送明細書

従事会社名			会社住所		
車籍番号または 船（機）名			運転手		
出庫時間	帰庫時間	稼働時間	走行料	請求金額	備考